穀對策調査會を內閣に設置し、其の答申に基づき米穀自治管理法案外二法案を第六十七帝國議會に提出したが審議未了に終り、第六十八帝國議會は解散の爲、昭和十一年五月の第六十九特別議會に三度之を提出の上、同年五月二十八日法律第二十二號を以て之を公布し、同年九月二十日より施行した。而して米穀自治管理法は內外地共通の法律にして、內地、朝鮮及び臺灣を通じ、米穀の生産者等をして米穀を自治的に管理せしめ、以て米穀統制の目的を達成せんとするものであつて、本府に於ても直に本法運用上必要なる附屬法規の制定、米穀統制組合、地方米穀統制組合聯合會、米穀商統制組合等の統制機關の設立を完了すると共に、同年十月十六日朝鮮總督府事務分掌局規定を改正して、新たに米穀課を置き米穀に關する一切の事務を掌ることゝした。

朝鮮食糧應急對策の樹立　朝鮮に於ける米穀の消費は、近年文化の發達、農業經濟の向上、工鑛業の勃興に因る經濟界の好況等に伴ひ、著しく增加の趨勢を辿り、昭和十四米穀年度に於ける消費量は特に夥しき激增を示した。然るに昭和十四年は春窮期より寡雨にして、日を經るに從ひ旱魃の氣構愈々濃厚となり、米價先高見越に依り市場出廻の不圓滑を招き、米價は續騰を告げ、一般社會生活に多大の脅威を與ふるに至れるを以て、本府に於ては直ちに雜穀輸入關稅の免除、積出荷の徵憑、金融引締に依る市場出廻促進、市場竝びに一般取引の最高米價の公定、滿洲よりの雜穀輸入等、積極的對策を講じたるが、之に呼應し民間に於ても自發的に半搗米七分搗米の奬勵、代用食、混食等の節米運動を起すに至りたるを以て、本府は更に進んで朝鮮白米取締規則を發布し、原則として胚芽米又は七分搗以下の白米に非ざれば販賣し得ざることゝせる外、酒造石數の制限、搗精度の低下に依り米穀供給量の增加を圖る等、凡ゆる方面に於て食糧政策運用上遺憾なきを期したりしも主要食糧たる米穀の配給は圓滑を缺き亦急騰を告げた。

由來、朝鮮に於ける雜穀の食糧的價値は內地に比して高く、之が價格の昂騰は直接半島民衆の生活に脅威を與ふるのみならず、米穀の數量竝びに公定價格の確保を期し難きを以て、雜穀に就いても新たに價格を公定し、以て價格の安定を期すると共に、更に食糧需給の狀況は各道間に於て懸隔甚しく、之を綜合統一し調節を圖るに非ざれば、配給の圓滑を缺き退藏浪費の結果を招來し、食糧の確保を期し得ざるを以て、各道に於ける食糧の過不足數量を檢討し數量の確保を期する爲、鮮內に於ける食糧の配給は勿論、鮮內不足雜穀の滿洲及び內地よりの獲得竝びに內地、滿洲とのバーター制に依り、朝鮮米の輸移出等は總て本府に於て之を管理することゝし、新たに朝鮮輸移入雜穀中央配給組合を結成せしめ、雜穀の一元的輸移入竝びに配給をなさしむると共に、尙ほ各道をして夫々道及び府郡を一圓とする食糧配給組合を組織せしめ、米穀市場株式會社と連絡の下に食糧配給機關を整備し、以て食糧の確保と其の配給の圓滑を期することゝした。

朝鮮米穀市場株式會社の設立　本府は始政以來米穀の生產改良增殖に就いては鋭意各般の施設を講じ來りし結果、其の成績顯著なるものありと雖、之が配給方面の施設には尙ほ遺憾の點が尠くなかつた。然るに最近に於ける米穀事情は特に其の配給方面の施設に改善を要する事態に立ち至つたので、本府としても內地の政策に呼應し、昭和十四年九月二十二日制令第十五號を以て朝鮮米穀市場株式會社令を公布し、從來の取引機構を改善し、以て配給の圓滑と適正なる價格の構成

を期すると共に、事態急迫の場合に於ては何時たりとも直に國家統制に適應し得る態制を整へることゝなつたのである。本令の骨子は從來の投機取引を抑制し、實需に基づく正米取引を原則とする配給機構に改めんとするもので、之により昭和十四年十一月從來の米穀取引所又は正米市場は全部之を廢止し、新たに本府及び民間共同出資の下に、資本金五百萬圓を以て米穀配給の統制を圖る爲前記趣旨の米穀市場の經營を目的とする朝鮮米穀市場株式會社を設立し、翌十五年一月四日京城に延市場を、同月六日釜山に現物及び未着物市場を開設した。本會社は米穀配給機構の改善と公正なる米價構成の公的使命を有するに鑑み、特に會社名義商號專占の特典の外、事業經營上竝びに利益金配當上種々特典を與へられてゐると同時に、其の事業の運營に依り本令の目的を達成すべき義務を負はされてゐる。本會社の事業は下の如くである。(一)米穀市場の經營　(二)米穀市場の經營に附帶する事業　(三)其の他本會社の目的達成上必要なる事業

此の外朝鮮に於ては雜穀の米穀政策に及ぼす影響の尠からざる特殊事情に鑑み、特に米穀市場に於て雜穀の賣買取引を爲すことも認められてゐるのである。

米及び雜穀の價格公定

(一)米價の公定　昭和十四年旱魃懸念の度進むに從ひ、米價の先高見越に依る賣惜み又は思惑買占の傾向を生じ、米穀の市場出廻圓滑を缺くに至り、米價騰勢を示し、中南鮮地方の旱魃愈々決定的となるに及んで、米價の奔騰を告げ、七月上旬米穀取引所に於ける市場價格を上廻る奇現象を呈したるを以て、本府は米穀の思惑取引に對する資金融通の抑制、雜穀の輸入確保等の施策を採り、之

が情勢の緩和に努むる一方、取引所に對し籾の上場を認め、米穀出廻促進の一助たらしむると共に、取引所の最高價格(先限玄米一石に付き三十八圓四十錢、籾一斤に付き十一錢)を自肅的に決定せしめ、米價抑制の一端となし、併せて各道知事をして道內各主要消費地毎に白米の小賣價格を指定賣施せしめた。然るに內地に於ても米價續騰の趨勢にありし爲、遂に米穀配給統制法第四條の規定を發動して、米穀の最高販賣價格を玄米一石當三十八圓に決定し、八月二十六日より之を施行することゝなりしを以て、朝鮮に於ても內外地米穀の關聯性に鑑み、各米穀取引所の最高取引價格、各道の白米小賣價格を改訂して大幅引下をなすと共に、各道主要消費地に於ける籾及び玄米の自肅最高價格を新たに決定實施し、以て米價の安定米穀の出廻促進を期する事とした。其の後內地に於て十一月公定最高販賣價格三十八圓を四十圓に改訂し、白米に就いても右に準じ最高販賣價格を定めたので朝鮮に於ても之が均衡を圖る爲、價格等統制令第七條の規程に依り、玄米卸賣價格及び白米の小賣價格を公定すると共に、各米穀取引所に對し右に順應して最高取引價格を改定せしめた。尙ほ其の後發布せられたる朝鮮米穀配給調整令の規定に依り、告示を以て籾玄米及び白米の銘柄等級別最高販賣價格を公定すると共に、朝鮮米穀市場株式會社の經營に係る米穀市場の最高價格を告示し、本府に於て公定せる地以外のものは道知事をして公定せしめ、以て米價抑制は勿論政策運用の完璧を期することゝした。

(二)雜穀價格の公定　昭和十四年の大旱魃に因る一般食糧作物の減收竝びに日滿支に通ずる食糧需給關係の緊迫に依り、雜穀價格の昂騰顯著なるものありて、此の儘放任せんか雜穀を主食物

とする民衆の生活に多大の不安を與すのみならず、米價との均衡を失ひ、必然的に米穀の消費增加を招來する虞ありしを以て、十一月二十一日告示を以て、差當り米穀との代替性に富む大麥、裸麥、粟及び大豆の主要地に於ける卸賣價格を公定し、其の他に就いては道知事をして之を公定せしめ、以て之が價格の適正を圖ることゝした。

朝鮮米穀配給調整令の公布　我が國民の主要食糧品たる米穀の生產及び供給を確保し、且つ適正なる價格の下に其の配給の圓滑を期することは平戰時を通じ極めて重要なる事項であつて、特に長期持久の現事變下に於ては米穀の需給調整及び價格政策の萬全を期し、一朝米穀事情の激變に際會することがあつても、國民をして毫も不安ならしめる樣豫め十分の態勢を整へ置く事は絕對的必要事に屬し、之が爲に內地では米穀配給統制法が公布せられたが朝鮮に於ても內外地米穀の關聯性に鑑み、昭和十四年九月朝鮮米穀市場會社令と同年十二月本令との二大法令を公布し、以て食糧不安を芟除し、總動員下に於ける低物價政策に順應して國民生活の安定に資することゝなつた。而して本令の骨子とするところは　(一)米穀取扱業者を許可制にし、業者の濫立を防止し競爭等より生ずる配給の不圓滑價格の無統制を救濟すること　(二)米穀の集荷配給上特に必要あるときは米穀配給統制命令を發し、以て集荷に偏ならしむると共に配給の圓滑を期すること、竝びに　(三)輸移出組合を設立して米穀の輸移移出を調整せんとすることの三點である。此の內米穀配給統制命令に就いては、昭和十四年に於ける大旱魃の後を受け、米穀配給上特に緊急措置を要したので、昭和十四年十二月府令第二百二十五號及び第二百二十六號を以て、他の規定と切り離し施行せられた。右府令の施行に依り、米穀の最高販賣價格を定め、何等の名義を以てするを問はず、最高販賣價格を超ゆる對價を以て販賣することを禁じ、又米穀の配給統制上必要ありと認むるときは、米穀の移動又は賣買に關し必要なる命令處分を爲し得ることゝなつた。尙ほ米穀取扱業者の許可制及び米穀輸移出組合等に關しては逐次施行の豫定である。

朝鮮米穀搗精制限規則の發布　昭和十四年の大旱魃に對處する節米强化の一方策として、曩に精神運動として搗精程度の低下を圖つたが、更に之が徹底を期する爲、立法化の必要を認め、完全精白米は之を胚芽米又は七分搗以下の白米に改むると共に、搗精の際に於ける搗粉の使用を禁示し、以て搗精度低下に依る白米の供給增加と併せて國民保健に資する目的を以て「輸出品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づき、昭和十四年十月四日府令第百七十五號を以て朝鮮白米取締規則を發布した。右規則は緊急の事態に對照する爲、過渡的立法として設定せられたのであるが、節米方策として內外地一貫の施策を講ずる要があるので、政府は勅令を以て米穀搗精等制限令を公布し、朝鮮にも之を施行したので、本府は之に基づき朝鮮白米取締規則と略同一內容を有する昭和十四年十二月府令第二百六號米穀ノ搗粉等ノ使用禁止ニ關スル件及び道令第二百七號朝鮮米穀搗精制限規則を發布し、之と同時に前記白米取締規則を廢止するに到つた。

糧政課及び食糧調查課の新設　米穀に關する事務は從來農林局農產課に於て分掌したが、昭和十一年帝國に於ける米穀事情に對應する爲、新たに同局に米穀課を新設し之に移管したが、支那事變後に於ける食糧對策を確立し、國民生活の安定を期することの極めて緊要なるに鑑み、米穀及び

雜穀の生產價格數量竝びに配給を一元的に統制すると共に之が基礎たるべき米穀及び雜穀に關する諸般の調査を整備するには此の機構にても不備を痛感せる結果、昭和十五年三月米穀課を廢止して、新たに農林局に糧政課及び食糧調査課を新設し米穀及び雜穀に關する諸般の事務を執掌せしめ、之が萬全を期することになつた。

(三)　土地改良其の他重要施設

水利組合と朝鮮土地改良協會の設立　大正十五年度產米增殖計畫の實施に伴ふ保護奬勵の結果從來不振の狀態に在つた水利組合は著しい發達を遂げたが、その後災害其の他不測の障害を蒙つたのと、昭和五年以降數年間に亙る米價下落の爲、債務年々增嵩した等の原因によつて財政の逼迫を招き、其の儘放置するを許さゞるもの六十八組合を算するに至つたので、此等經營困難なる水利組合を救濟する爲、昭和十年度を期して根本的整理計畫を樹て、先づ更生の見込なき五組合を解散し、爾餘の六十三組合に就いては諸般の施設を爲して組合財政の安定を圖つたが、更に右の內、陽東水利組合外三十四組合を內容とする更生水利組合聯合會を設置し、本計畫の圓滑なる遂行に資したことは前期に記した通りである。昭和十三年三月末現在に於ける水利組合數は百八十九箇所、蒙利面積總計二十二萬九千三十五町歩、工事費一億一千二百餘萬圓である。昭和十五年度增米計畫再興の結果、土地改良施行面積十六萬三千町歩の內、大地區の灌漑改善七萬町歩が豫定せられたが、その內、平安南道平原郡の昭和水利二萬五千町歩、黃海道沙里院の於之屯水利八千町歩、忠淸南道禮山唐津の禮唐水利八千町歩、三水利組合の實施が決定を見た。また昭和十三年五月、土地改良事業の發達と會員相互の共同利益の增進とを圖る爲、全鮮水利組合を打つて一丸とし、朝鮮土地改良協會を設立したが、同協會は事務所を京城、各道に支部を置き、今後の活動が期待されてゐる。

田作改良增殖計畫の目標更改　昭和六年度以降十二箇年を期間とする田作改良增殖計畫は前期に引續き實施中であるが、着手以來七箇年間の實施成績に徴するに、棉・亞麻及び甘藷等新規作物の急激なる作付增加に伴ひ、夏作物たる大豆及び粟は若干の減作は止むを得ざる狀態となり、又冬作物にありても、裸麥の如きは南鮮地方に於て急激なる作付增加を來し、計畫實施後數年にして既に其の目標を突破する狀態にあるので、增產目標を左の如く更改し、適確なる成績擧揚に努めつゝある。

田作改良增殖計畫更改目標

(一)　作付反別

作物名	計畫樹立當時	更改目標
大麥	八七三、〇〇〇町	八六九、〇〇〇町
小麥	三五六、〇〇〇	四六九、〇〇〇
裸麥	六三、〇〇〇	二八一、〇〇〇
大豆	七九三、〇〇〇	七七五、〇〇〇
粟	七九一、〇〇〇	六九七、〇〇〇
	計畫當初の目標	
	九六〇、〇〇〇町	
	四二七、〇〇〇	
	六九、〇〇〇	
	八三二、〇〇〇	
	七九一、〇〇〇	

(二)　反當收量

第七期　南總督時代

(三)總收量

作物名	計畫樹立當時の目標	更改目標
大麥	○・八二九石	○・八二九石
小麥	○・五二七	○・五二七
裸麥	○・七○○	○・七○○
大豆	○・五四二	○・五四二
粟	○・六二七	○・六二七

作物名	計畫樹立當時の目標	更改目標
大麥	七、二三七、○○○石	一、一七○、○○○石
小麥	一、八七六、○○○	四、○六○、○○○
裸麥	四四一、○○○	三、七六○、○○○
大豆	四、二九八、○○○	五、四四○、○○○
粟	四、九五九、○○○	七、六○○、○○○

作物名	計畫樹立當時の目標	更改目標
大麥	一二、○○○、○○○石	一、三五○石
小麥	三、一六、○○○	○・八六五
裸麥	六九○、○○○	一・三四○
大豆	五、四○八、○○○	○・七○○
粟	七、九一○、○○○	一・○九○

甘藷增產計畫　朝鮮の農家は米を換價して本常の食糧は雜穀に依存することが多いので、生活上田作物は非常に重要な地位を占めてゐる。仍つてこれ等田作の增產を計る爲、特に前揭の田作改良增殖計畫を鋭意實施中であるが、偶々今次事變の勃發に伴ひ、大麥及び燕麥は軍需馬糧として相當大量を供出すること、なつたのみならず、從來內地から移入せられた裸麥六十萬石の供給も

困難となり、農村食糧の不足は益々著しきを加へる事となつたので、これが緊急對策として昭和十四年度以降新たに甘藷增產計畫を實施し、五年間に國庫補助七十九萬圓を交付して咸鏡南北道を除く十一箇道に於て甘藷五萬町歩の新規作付を計ることゝした。甘藷は古來救荒作物と稱せらるゝ如く、頑健なる性質を備へ、朝鮮の如く頻繁に旱害を蒙る地方に於ては最適の作物と認めらるゝのみならず、單位面積の收量も他の作物に比較し極めて多いので、農村の食糧充實に資す效果も甚大なるものありと確信せらるゝのであるが、更に無水酒精及び燒酎等工業原料作物としても重要視せられ且つ其の蔓は家畜の飼料としても好適し、目下實施中の畜產增殖計畫に於ても最も根本問題とされて居る飼料の自給に對しても甘藷の栽培普及は貢獻するところ大なるものがあるのである。尙ほ右の目的達成の爲、行ふべき奬勵施設事項は下の如くである。(一)種藷購入配給の斡旋　(二)苗床改良竝びに育苗指導　(三)種藷貯藏に對する指導　(四)實地指導技術員の設置　(五)新品種選出育成竝びに耕種法改良に關する試驗調査

棉花增產計畫の擴充　本邦の棉花需要量は平時に於て年々十三―五億斤に上り、此の內純國內消費量は大約五百七十萬擔に達するが、支那事變勃發以來、原棉の輸入に對しては强度の制限を加へ、內地に於ては一般民需綿製品の製造を禁止し、乏しに在りては其の特殊事情に鑑み、一般民需に對し最少三割のスフ混紡を强行するに至つた。而して軍需其の他特免品等內鮮に於ける內需用原料として、尙ほ大約三百二十七萬擔餘朝鮮農家の自家消費原料を含む)の原棉を必要とし、此の大部分を海外の輸入に仰ぐ現狀であつて、軍需の充足國民

生活の安定或は國際收支の見地より、帝國版圖内に於ける之が急速なる增產は誠に刻下の急務であると言はねばならぬ。現行棉花增產計畫は、昭和八年以降十箇年を期し、栽培面積二十五萬町歩、實棉生產高三億斤を目標として樹立實施せられたものであるが、其の後國際情勢の變化竝びに時局の進展に從ひ、數次に亙り之を更改し、昭和十五年度に於て目標を三十五萬町歩、四億九千萬斤に增大すると共に、過去の實績に徵し、現行施設のみを以てしては之が完全なる達成は到底不可能なる實情に鑑み、施設の內容を更に强化擴充し、昭和十五年度以降の殘期間三箇年間に最後の濃厚なる指導奬勵を集注して、計畫達成の完璧を期することゝした。卽ち新規施設としては各道(咸南北を除く)に產業技手一人宛奬勵部に地方產業技手一人宛を增置して指導網を充實し、尙ほ從來の奬勵郡の施設を擴充し、肥料增施奬勵、病害蟲防除、優良種普及等棉花增產に必要なる各種の奬勵事項に對し、其の必要の程度に應じ國庫補助金を增額することゝし、昭和十五年度に於ける此等棉作奬勵補助總額は百三十七萬五千圓餘に達して居る。

繰棉工場生產繰棉の處理統制　支那事變勃發以來、農家の自家消費は力めて之を節約せしめ、共同販賣出荷の增嵩を圖ると共に、棉花は總て內外地を通ずる物動計畫に基づき處理せしむるの必要があるので、各道繰棉工場をして朝鮮棉花同業協會を組織せしめ、之が生產繰綿の處理は本府監督の下に專ら該協會をして統制せしむることゝした。

棉花栽培損失補償制度の實施　棉花は世界的商品で、其の價格は專ら海外主產地に於ける作柄の豐凶或は世界的經濟事情の變動等に左右せらるゝ關係上、其の騰落は相當激甚で、時に依り農家經濟に深刻な脅威を與へることがあり、棉作を危險視して增產計畫の遂行に支障を及ぼす虞があるを以て、昭和十二年度より道農會をして棉花損失補償特別會計を制定せしめ、棉花價格高騰せる場合は其の賣却金の一部を積立て、棉花の價格暴落せる場合は一定の價格に達する迄積立金より補償金を交付し、尙ほ積立金不足せる場合は國庫より補償金を支出することゝした。

朝鮮果實協會の設立　果樹栽培者の協同團體たる產業組合、同業組合又は果樹組合等相互間には從來何等の連絡統制なく、動もすれば同一市場に於て無謀なる競爭を爲し、市價を下落せしめ、延いては生產者に不測の損害を蒙らしむる事例が尠くないのみならず、事變下各種所要資材の購入難に對應し、之が統制團體を必要とするに至つたので、昭和十四年十二月鮮內に於ける果實の生產團體を會員とし、社團法人朝鮮果實協會が設立せられ、生產品の販賣斡旋、果實の生產、包裝に必要なる資材の配給等を爲し、果樹栽培業の堅實なる發達に資しつゝある。

肥　料　朝鮮の如く多年の掠奪農法に依り地力甚しく消耗せる地方に於ては、之を恢復する途は自給肥料の增施に依るの外ないのであつて、本期に於ても第二次自給肥料增產計畫を引續き實施し、地力維持の最少限度必要量として、少くとも反當平均三〇四貫の施用確保を目標とし、極力之が實現に邁進しつゝある。又近年販賣肥料の消費額は驚くべき增加を示し、昭和十三年の消費高は九十二萬噸、九千萬圓の巨額に達し、昭和元年に比し數量に於て實に九倍の激增を示す狀況である。然し乍ら農家の肥料に關する理解は未だ一般的に甚だ低く、之が施用方法を誤る事例も極めて多いので、朝鮮農會の共同配合施設を益々擴充して、之が合理的施用を促すと共に、昭和十一年よ

りは土性調査を實施中である。尙ほ販賣肥料の價格の公正と需給の圓滑を圖る爲、昭和十二年三月制令第一號を以て朝鮮重要肥料業統制令を公布したが、支那事變勃發以來、一層統制の强化を圖る必要を生じ、同年十二月制令第十八號を以て朝鮮臨時肥料配給統制令を公布し、昭和十三年一月より施行、肥料の輸出入に關する取締及び價格公定等を逐次實施して、農産物の生産確保に遺憾なからんことを期してゐる。

土性調査　作物を栽培し之に施肥するには、先づ農耕地土壤の狀態を正しく認識して、各種の異つた土壤に於ける肥料の效果を明確ならしめることが最も基礎的で且つ最も緊要な第一條件である。然るに朝鮮に於ては始政以來未だ斯かる土壤の調査が本格的に大規模に行はれたものがなく、農業行政上將た亦各種の指導奬勵上、屢々諸種の支障を痛感して遺憾な點が尠くなかつた。加之、最近十數年來鮮內に於ける金肥の消費量は驚くべき激增を示し、各農家の金肥施用量が著しく增加したのにも拘らず、農民の肥料的知識は此の間殆んど向上進步なく、依然として十數年前の舊態を脫しないで不合理極まる施用を行ひ、徒らに病害を發生せしめ、或は肥效を低下させて減收を招く等憂ふべき現象が尠くないのである。依つて昭和十一年度より同二十年度に至る土性調査十箇年計畫を樹立して、地下一米突以上深さの土壤の斷面について土壤形態學其の他晩近の學理に從つた調査方法を採用、經費豫算總額百十七萬千七百三十九圓を以て耕地總面積四百四十萬餘町步の中蚕、水利安全蚕七十六萬五千百八町步、田八十二萬三千五百五十二步町、合計百五十八萬八千六百六十町步に就いて現地の土壤調査及び同調査地域から採集した土壤の理化學分析、現地栽培試驗等を行ひ、特異な土壤に就いては特殊な調査研究作試驗を實施し、それ等の成績から土性圖を作成し、各種土壤に最も適應した肥料の處方箋を定めて農家の實用に供することゝし、目下計畫通り着々順調に進捗中である。

穀物檢査の擴充　國營檢査開始以來、半島穀物の聲價は頓に向上したが、昭和十三年五月府令第百六號を以て穀物檢査令施行規則を改正、大豆檢査の容量制を重量制となし、隣邦滿洲國產大豆の內地需要の激增と共に、朝鮮大豆の特質を判然と市場に反映せしめ、取引上の圓滑を期した。また玉蜀黍に就いても、之が生產の改良と取引の改善を圖る爲、昭和十四年九月府令百五十七號を發布、十月より檢査を實施した。然るに昭和十四年に於ける中南地方及び西部日本の大旱魃と時局の重大性竝びに米穀事情の激變に伴ひ、戰時下食糧政策の再建となり、節米の斷行混食代用食の奬勵、米穀配給統制等の諸般の政策を實行する事となり、爲に穀物檢査も之に對應して擴充强化されるに至つた。卽ち昭和十四年十月府令を以て飯米は七分搗米に搗精することゝなつたが、更に十二月には米穀搗精等統制令の公布あり、搗上りの米の重量は玄米の重量の九割四分に低下した。仍つて時代の要求に應じ、昭和十五年二月より市販白米の檢査を實施すると同時に、之が監督指導と食糧配給統制に貢獻しつゝあるのである。

產繭增收計畫　大正十四年以降實施中の產繭百萬石增收計畫は、順調に進捗して產繭額も逐年增加し來つたが、本計畫の後半に入つて本邦の蠶業界は世界的經濟恐慌の餘波を蒙り、未曾有の不況時代を現出するに至つた。前期は實に慘憺たる不況の絕頂に當るのであるが、朝鮮に於ては之

が不況對策に官民一致愼重努力を傾注した結果、昭和九年に於て產繭額七十三萬五千石に達し、始政以來の最高記錄を樹立したのである。然し乍ら其の後打續く繭價安と奬勵費の削減等に起因して、蠶業界も漸く沈滯狀況に入り、產繭額も一進一退却つて減產の傾向をさへ示すに至つた。斯かる狀勢を引繼いだ本期に於ては、當初先づ產繭の積極的增產よりも寧ろ減產防止に努力を傾注するの必要に迫られ、從來補助し來つた植桑奬勵費を昭和十二年度を以て一先づ打切り、之に代つて既設桑田の肥培管理を周到ならしめる爲、昭和十二年度以降緣肥種子代として年額四萬六千二百九十圓を五箇年間繼續補助することゝし、又繭質の改善を圖る爲、數次に亙り朝鮮蠶業令施行規則の改正を行ひ、奬勵品種中に優良蠶品種を追加すると共に、從來の奬勵蠶品種の一部を廢止した。斯くして支那事變に續く歐洲戰亂に依り、絲價は十數年來の高値を示して蠶絲界は著しく活況を呈するに至つたが、一方本邦の纖維資源も極度の逼迫を告げ、國內の生絲需要激增して對外輸出量にも影響を及ぼさんとするに至り、斯の如きは事變下外貨獲得の益々緊要なる秋に當り、誠に忽にすべからざることゝ認められるので、本府は昭和十四年度を以て一應終了した產繭百萬石增產計畫を樹立し、昭和十五年度以降六箇年を期し新なる體系下に增產計畫を遂行することゝなつた。

製絲　前期の末、昭和十一年五月各道に通牒を發して繭共同貯賣制度の强化徹底を圖り、又製絲工場濫立の防止、內外の經濟情勢に對應する斯業の統制竝びに製品の改善及び生產費の逓減を圖る等製絲業の健全なる發達を期する爲、昭和十年八月二十八日制令第十一號を以て朝鮮製絲業令、同年十月二十一日府令第二十七號を以て朝鮮製絲業令施行規則を發布し、製絲業を免許制度とすると共に之が指導監督取締の爲、本府竝びに各道に取締官吏を設置せしめたが、昭和十四年度に於ける製絲戶數は器機製絲七十八戶、釜數九千二百四十七釜、生絲生產額百三十九萬八千百五瓩、價額三千百八十五萬四千五百二十七圓、其他の製絲三十一萬五千四百二十四戶、釜數三十一萬三千九百十釜、生絲生產額七十二萬二千百九十瓩、價額一千百三十七萬三千百十七圓、合計製絲戶數三十一萬五千五百二戶、釜數三十二萬三千百五十七釜、生絲產額二百十二萬二百九十五瓩、價格四千三百二十二萬七千六百四十四圓である。

(四)　農　村　對　策

農山漁村振興運動と農山漁民報國日　昭和七年以來、統治の主力を傾倒し來つた農村振興運動は、關係官民不斷の努力と民衆の自覺とに依り、著々所期の實績を收め、統治の全局に極めて良好なる效果を齎し來つたのであるが、運動の推移と時局とに鑑み、益々本運動の擴充强化を企圖し、以て半島農村の物心兩面に於ける更生を速に具現化するの必要あるに至つたので、更生指導部落擴充計畫の確立と同時に、本事業の遂行上必要なる經費を國費豫算に計上し、中央に於ける指導機構として、本府に農村振興課を設置すると共に、道、郡、島、邑、面、漁業組合、金融組合等に夫々指導職員を增員して、實地の指導と事務の處理に當らしめ、また昭和十三年十月には農山漁村に最も密接な關係にある朝鮮農會外三團體の首腦者等五名を新たに本府農村振興委員會委員に選任し、從來より委員たる本府局課長の外、右委員等を煩はして、時局下に於ける農山漁村の實情を具に視察檢討し、生業報國運動化の對策に資すると共に、農山漁民の綜合的指導啓發に一層萬全を期するの方策を講

じ、尙ほ本運動の大局を民衆自體の自主的運動として自助共勵に移行せしむる爲、農民訓練所及び改組農事補習學校等の增設又は郡島單位の部落中堅人物短期講習會の開催等を助成して農山漁村中堅人物の養成訓練に努めつゝあるが、現在迄に設置せる道其の他公共團體經營の農漁民訓練所は男子長期のもの三十箇所、道營短期のもの十三箇所に達し、女子講習所は道其の他團體經營のもの十一箇所、短期六箇所であつて、此の外修業年限を一年短縮せる改組農業補習學校は、道及び郡學校費經營のもの八十六箇所に及び、此等の訓練所から年々九千六百餘名の訓練生が出て居るのである。其の他、駐在所、學校及び郡島、邑、面農村振興委員會等の需用費、旅費等を增額して第一線の活動に資し、關係各機關渾然一體となつて計畫の完全なる實行を期しつゝあるが、殊に今次の支那事變勃發するに及び、一層本運動を擴充强化し、農山漁村に於ける衆庶をして、忠良なる皇國農民たるの自覺に醒め、生業報國の誠を盡さしむるの愈々緊切なるを認め、昭和十二年九月二十三日秋季皇靈祭當日を卜し、全鮮の府尹、郡守及び道關係課長を京城に招集し、時局に關する農山漁村振興關係官會同を開催し、時局下農山漁民の啓導に關し、具體的に指示せる外、特に當日を以て農山漁民報國日と定め、京城に於ては關係各團體主催を以て、國威宣揚祈願祭竝びに農山漁民報國宣誓式を執行し、全鮮各部落に於ても概ね右と時を同ふし、一齊に之が行事を執行したが、其の效果極めて顯著であつて、農山漁民報國日は同を重ぬること既に三回に及んで居る。又時局と農山漁村に要請せられたる實務の完全なる遂行と、共助共勵に依る計畫の實行を期せしむる爲、全鮮各部落に振興會を結成せしめ、其の自主的活動を促すことゝとし、既に現在迄に結成を見たるもの六萬餘部落に達して居る。尙ほ農山漁村に於ける婦人に對し、克く現下の時局を理解せしめ、皇國婦人たるの自覺に燃え、消費の節約、貯蓄の實行其の他生活改善等に努めしむると共に、屋內屛居の陋習を打破して勤勞好愛の思想を鼓吹し、且つ子女の敎養に專念せしむるは、本運動の效果を確乎不動ならしむる素因なるに鑑み、全鮮郡島に婦人指導員を設置せしむることゝし、昭和十五年度を以て百四十五名の配置を見る豫定である。其の他道に於ける農村振興課の設置、前揭短期訓練所の設置に依る部落中堅人物の養成等各般の施設に萬全の措置を講じつゝある。

今次事變勃發以來、農山漁民の熾烈なる愛國熱の勃興と國民精神の顯現は、獻金、獻品或は農產物の供出等に顯はれ、幾多の美談佳話を生み、又昭和十四年未曾有の大旱害に遭遇するや、過去七箇年に亙り不滅に培はれたる本運動の效果は如實に現はれ、聊かも動搖の色なく、部落民協力一致して之が克服に努め、時局下農山農村の負荷せる使命遂行に邁進しつゝあるのであつて、其の眞摯なる姿は到底計畫從前の比でない。尙ほ現在迄に計畫を樹立せる更生指導農家及び部落は、其の數六十一萬九千五百十戶、二萬九千四百二十六部落に及び、此の五箇年の指導年限を滿了し、自助共勵に移行せる更生共勵部落數は、四千四百六十三部落、其の戶數九萬四十一戶に達して居る。

小作問題對策　朝鮮に於ける小作問題は、農業政策上の根本問題なるを以て、施政以來關係法令の整備運用と、行政的措置に依る小作關係の調整に努めたる結果、著しく改善せられつゝあつたが、今次の支那事變竝びに第二次歐洲戰亂の勃發に伴ふ諸物價の騰貴は、勢ひ小作昂騰の趨勢を示し、其の騰貴が農產物の價格を引上げ、一般物價昂騰の誘因となるのみならず、銃後國民生活の安定竝

びに農業生産力の確保擴充に重大なる影響があるので、此の際一般の物價政策と併行して、小作料騰貴抑制の強力なる政策を實施する必要を認め、昭和十四年二月六日國家總動員法第十九條に基づき、勅令第八百二十三號を以て小作料統制令が制定公布せられ、同年十二月十八日府令第二百十二號を以て、同施行規則の發布を見、即日施行せられたのである。本令は耕作を目的とする賃借地及び耕作を目的として永小作權又は賭地權が設定せられて居る農地に就いて、小作料の種別、額率の外、減免其の他の條件を停止して、特別の事由ある場合は道知事の許可を要することゝし、更に其の小作料等に就いては府郡島小作委員會に決定を、道知事及び府郡島小作委員會に變更命令を爲さしむることを得せしめ、不當なる小作料の是正を圖ることゝなつて居る。朝鮮に於ては、其の總戸數の約八割が農家を以て占められ、而も其の約七割が小作農階級であり、又小作地面積が、總耕地面積の約六割を占めて居る實情に鑑み、本令の適切なる運用は、銃後農村の安定と低物價政策遂行の上に好影響を與へるものありと認められるゝのである。

自作農地設定維持事業　本事業は、小作農增加の防遏、農家經濟の更生及び農村思想の善導の目的を以て、昭和七年以來實施せられ來つたのであるが、事業が窮迫せる半島農村の實情に適應したると、行政指導の宜しきとに依り、其の後順調なる進展を見、特に農村振興運動と相俟つて、農村の更生上、極めて良好なる成績を收めつゝあるのである。

農地殊に西北鮮地方への移住奬勵　開墾干拓地及び一般土地改良施行地に於ては、特に熟練した耕作者を必要とする實情に在り、他面鮮內他地方殊に南鮮地方の農民中には、狹隘な耕地を捲して、生活に喘ぐものも尠くないのであるから、此等の農民中の優良な者を、叙上の事業地殊に西北鮮地方に移住せしめて、之が開發に當らしむることは、農業政策上劃切な方策と認め從來農地移住奬勵補助規則を設けて、移住奬勵に努め來つたのであるが、昭和四年度以降昭和十四年度末迄の實績は、補助戸數六千六百二十三戸、補助額三十萬六千七百四十九圓に達し、耕地開發上は勿論、鮮內移民に依る農地配分の調整上、相當の效果を收めつゝあるのである。

殖産契　農村の振興、地方經濟の發展を圖る爲には、協同組合の活動に俟つもの多く、之が爲購賣、販賣の事業を行はざる金融組合竝びに區域廣汎に亙りて集荷配給の便なき産業組合の活動强化に關して研究を重ねた結果、農村振興施設としての效果を可及的急速に擧揚するには、金融組合又は産業組合の組合員としての産業小法人を認め、之をして共販、共購乃至利用事業を行はしめるのを最も有效適切と思料せられ、昭和十年八月訓令第十二號を以て、殖産契令を發布し、同年十二月から之が實施を見たのである。殖産契は部落を單位とし、隣保共助の精神に基づいて、契員の經濟の發達を圖る爲に、共同の事業を爲すを目的とするものである。從つて資金的にも經營的にも獨立して活動し得ない結果、法令上當然金融組合若くは産業組合に加入して活動して居る。殖産契は初年度たる昭和十年度には、僅々二百餘契に過ぎなかつたのであるが、其後逐年增設せられ、昭和十五年一月末現在、總契數は一萬六千三百六十契に達し、一組當平均二十七契となり、契員數も亦約五十八萬四千名を突破したのである。而して此等殖産契の昭和十三年七月一日より、昭和十四年六月三十日に至る一年間の販賣高は千四百餘萬圓、購買高は

五百餘萬圓に達し、一契員當販賣高は八十五圓八十四錢、購買高は十九圓七十五錢に達する狀況で、農村の貨幣經濟化に伴ひ、農家經濟の安定を期すべく其の使命を果しつゝあるのである。

藁工品(叺)の統制　藁工品就中叺の生産は、施政以後の奬勵に係るもので、本事業がよく朝鮮農村の實情と農家の民度に適合して居る爲、逐年飛躍的な發展を遂げ、今日に至りては農家副業の大宗となり、農村更生上顯著なる效果を齎し來つたのであるが、時局の推移と叺事情の變遷に伴ひ、之が需給の圓滑を一層確保するの必要上、叺の統制を實施するに至つたのである。叺の統制の端緒は、昭和八年各道に業者を指定し、肥料用叺及び之が包裝用繩の生産、配給及び價格に就き、行政的の統制を加へたのに始まるのであるが、然し當時の統制は何等法的根據なく、而も穀用叺竝びに鹽用叺は自由取引に委ねられ、統制としては駿行の狀態に置かれて居たのである。然るに昭和十三年農産物の豐作と、支那事變の關係より需要著しく增加し、且つ又將來に於ける需要は激增を免れざる狀勢に立至つた爲、之が對策として同年十一月各種叺の生産、配給及び價格統制計畫を樹立すると共に、右計畫に基づき同月府令を以て藁工品需給調整規則の發布を見るに至つたのである。斯くして各種叺は其の生産、配給及び價格の全般に亙り强力なる統制實施せられ、其の結果は例年五千萬乃至六千萬枚の生産が一躍七千六百萬枚となり、半島の內外に對し極めて圓滑なる配給を行ひつゝあるのである。殊に價格の如きは、從來生産の消長に依り、變動常なく、叺の生産奬勵上支障尠くなかつたのであるが、右の統制に依り業者の販賣價格竝びに購入價格を本府及び道に於て指定することゝなつた爲、生産者は收入を確保せられ、需要者は安んじて取引を爲すことが出來ることゝなり、需給兩者の享受する利益は蓋し尠くないのである。

(五)　食糧調査

米雜穀生産費調査　米穀統制問題の進展に伴ひ、米穀統制法に準據し米穀生産費調査の必要を認め、昭和八年度より之が調査を實施したが、昭和九年度に至り更に規模を擴充すると共に、其の調査方法も內地と同樣とし、調査地百四十五箇所に夫々調査員を配置し、農家八百七十戶を選んで其の調査を繼續實施しつゝある。また朝鮮に於ける雜穀の食糧としての重要性に鑑み、之が價格の適正なる決定を爲すための資料として、昭和十五年度より雜穀生産費調査を實施することゝなり、調査地五十箇所、調査農家戶數四百二十四戶を選定し、調査員を各調査地に常駐せしめ、雜穀の主なるもの大麥、裸麥、小麥、燕麥、粟、玉蜀黍、蕎麥、大豆及び小豆の九種に就き調査を行ふことゝなつた。

米雜穀生産高、現在高及び移動調査　米穀の生産高、現在高及び移動の三調査は內外地一貫の米穀政策遂行上、其の基礎的資料として極めて重要なる調査で、朝鮮では昭和十一年以降、大樣次の如き調査を實行することゝした。

(一)米穀生産高調査　全鮮に千三十九名の調査指導員と二萬三千三百九名の調査員を配置し、九月二十日現在の豫想收穫高と十月三十一日現在の第二回收穫高及び翌一月三十一日現在の實收高の三回に調査する外、更に八月十五日現在の作況をも見る事になつて居る。尙ほ從來の調査に於ては作付反別中に畦畔面積を含ましめたが、本調査に於ては之を除外した實行面積のみを擧げることゝした。

(二) 米穀現在高調査　從來は各道に於て五月一日、七月一日及び十一月一日の各現在高を生産高及び搬出入高より推算し來つたが、昭和十一年九月一日現在より調査期日を三月、五月、七月、八月、九月及び十一月の各一日現在の年六回とし、府邑面の區域に調査員九千二百三十四名、府郡島の區域に調査指導員一千五十三名を配置し、朝鮮米、內地米、臺灣米及び外國米別に夫々籾、玄米、白米、外國米のみは碎米に就いても調査すゝに區別し、嚴密なる調査を實施中である。

(三) 米穀移動調査　米穀移動調査は全鮮に調査指導員七百四十八名、調査員七百四十八名を配置し、道を單位として其の間の移動を月別に、朝鮮米、內地米、臺灣米及び外國米に別つて昭和十一年九月一日より調査實施中である。

雜穀に就いては從來僅に前年對比の達觀的生産統計と朝鮮全體の輸移入に關する統計があるに過ぎず、各道間の移動をも調査したことがなかつたので、食糧對策の資料となすべきものがなかつた。然るに朝鮮に於ける雜穀が食糧上に占める位置は前述の如くで、雜穀の統計調査なくして半島の食糧政策の正鵠を期し得ず、特に昭和十四年度の如き空前の大旱魃に遭遇し、極端なる統制を採るに非ざれば半島の食糧を確保し得ない樣な非常時に際會して愈々その感を深くしたので、雜穀の生産高現在高及び移動の調査に要する經費を昭和十四年度第二豫備金より支出し、全鮮に雜穀生産高現在高調査指導員二百四十名、生産高調査員二萬七千五百三十六名、現在高調査員一千九百六十八名、また移動調査指導員四十二名、調査員一千九十名を配置し、昭和十五年度より精密なる調査を行ふことゝなつた。

二　林　業

(一) 一般林業施設

概　況　朝鮮の林野は昭和十三年十二月末現在總面積約一千六百三十二萬町歩を算し、全土の七割三分强を占めてゐる。然るに古來林政不備の爲、其の大部分は自然の荒廢に委せられたる有樣であつた。由來、治山治水は國家興隆の要諦なるを以て、本府は始政以來、銳意森林の造成と經營の合理化に努めたことは各期に詳記した所であつて、其の結果、漸次山野の景觀を改め、始政當時に較ぶれば隔世の感あるに至つた。然るに從來の施設は主として、國土保安上の見地から荒廢林野の復舊竝びに之が防止に重點を置いたのであるが、近時文化の發達と各種產業の進展に伴ひ、建築に、土木に、鐵道に、鑛業に將又化學工業原料に、用材の需要日增に擴大を來し、之が供給不足は年と共に益々甚しきものあり、特に產金竝びに採炭其の他重要諸鑛物增產計畫遂行に依り、所要鑛業用材の需要は最近五箇年間に約三倍に達せんとする趨勢を示し、ステープル・ファイバーの登場、其の他木材の化學工業への應用は愈々用材生產の要一層急なるに至らしめたので、曩に民有林指導方針を改訂すると共に、國有林造林面積を著しく增大し、每年八萬町歩に近い大造林計畫を實施する一方に民營造林の積極化を圖り、朝鮮林業開發會社の造林の如きは其の刮目すべき施設である。また宇垣施政の一大遺產で、半島林政上重大使命を有する北鮮開拓事業も、既に第九年次を迎へ、計畫期間の半を過ぎるに至つたが、此の間、拓殖鐵道白茂、惠山兩線の開通と相俟つて、彼の白頭山麓に於

ける未利用の大樹海開發に依り、無限の森林資源が搬出せられ、之が原料材となつて北鮮一帶に製材業及び製紙化學工業等の勃興を見地方經濟の樞軸を形成するに至つた。斯くて朝鮮の林業界は今や單なる保護殖林の時代から漸次森林の利用開發林產物の處理統制、農用林地の設營化學工業の原料資材等各種產業の開發に貢獻する所謂利用開發時代に到達し、今後益々多事多望ならんとしてゐる。以下本期に於ける一般林業施設に就き、項を追ふて概說することゝする。

國有林の經營　營林署に於ける斫伐事業は鴨綠江、豆滿江流域の外、大同江上流及び江原道東海岸の一部に於て實行して居るが、其の運材は軌道と一部森林鐵道とに依るの外、冬期の積雪、氷結を俟つて、半橇に依り江岸に搬出して編筏流下する。而して流筏に依る流下材は、鴨綠江流域は新義州に、豆滿江流域は茂山及び會寧に、大同江流域は平壤に揚陸貯木し、江原道に於ける斫伐は一部山地製材所の製材資材として消化せらるゝものゝ外、大部分は軌道及び自動車に依り、德山、偵津及び前津港に搬出し貯木する。尙ほ北鮮に於ては昭和九年度以降、白茂線、惠山線及び是等に接續する森林鐵道竝びに軌道の開通に伴ひ、其の沿線出材は、鐵道輸送に依り城津港に搬出され、此處で貯木せられる。新義州着材中、一部は原木の儘賣却せられるものもあるが、其の大半は新義州營林署製材所の製材として消化せられ、其の他の貯木所に於て夫々原木の儘賣却せられる。製材は新義州、京城、江陵及び江界營林署の製材所で行はれて居るが、現在の製材設備は工場數七、其の製材能力一箇年十七萬三千立方米に達する。右の外、國有林經營に支障なき範圍に於て、民間企業者の需要に應じ、立木を拂下げて居る。昭和十三年度に於ける國有林斫伐五十八萬六千七百立方米、立木拂下百八十三萬一千立方米である。

造林事業は、大正十五年林政計畫の樹立に伴ひ、之に基づいて實施し來つたが、財政の關係上、所期の事業量を實施するに至らず、將來に於ける林利の保續上、憂慮せらるゝところがあつたので、昭和十年度及び同十二年度に於て、伐採跡地竝びに幼齡林計畫を確立した。然るに輓近用材の需要は頓に激增し、今後益々遞增の趨勢に在るに拘らず、國有林內には未だ造林するに至らざる六十餘萬町步の未立木地及び散生地を存して居たので、更に昭和十三年度に於て、此等の林地に造林計畫を樹立し、其の生產力擴充を企圖すると共に、一面國土保安竝びに水源涵養に資することゝして居る。今最近の事業成績を示せば左の通りである。

國有林造林面積

年度	新播種	天然生育	植栽	地拵	成林撫育	合計
	町歩	町歩	町歩	町歩	町歩	町歩
昭和九年度	九、四一七	一	八〇〇	一〇、八七二	二一、〇九九	
同十年度	四、九八〇	五、五〇七	一、二三二	一九、一五五	三〇、八七四	
同十一年度	四、五四二	八、〇七六	一、四〇〇	一九、〇〇四	三三、〇三三	
同十二年度	四、九六六	一〇、六一二	一、九五三	二六、七三〇	四四、二七〇	
同十三年度	五、四六六	一二、五九二	二、一二六	三六、三四九	五五、五二四	

國有林の保護　森林の保護が營林事業の遂行上、絶對的要件であることは、贅言を要しない所であるが、現在要存豫定國有林面積四百二十一萬町步の中、鴨、豆兩江の上流地帶に於ける二百二萬町

歩に對しては、昭和七年度以降、北鮮開拓事業計畫に依る保護機關が擴充せられ、既に顯著なる成果を收めつゝあるに比し、右地域以外の林野二百十九萬町歩は各所に多數の優良林分を包藏してゐるに拘らず、之が保護網は甚だ手薄である爲、森林保護の完全を期し難き實情にあつたので、昭和十二年度に於て財政上の關係を考慮し、差向重要なる林野八十萬町歩に對して、現地には保護職員、道及び營林署には最小限度の監督職員を增置したが、更に昭和十四年度に至り、時局下森林資源の確保增殖を圖る爲、當面所要の職員と經費とを擴充し、其の萬全を期することゝなつた。

國有森林資源確保の爲の火田整理事業　火田及び火田民は從來朝鮮林政上の癌と稱せられ、始政以來鋭意其の整理取締に努め來つたのみならず、昭和七年北鮮開拓事業計畫樹立せらるゝや、火田民指導施設に依り、鴨・豆兩江の上流地帶に於ける要存豫定國有林野の火田の整理に着手し、爾來顯著なる成績を收めつゝあるが、右地域外に於ける火田は、財政の關係上、尙ほ何等の施策を見るに至らずして今日に及んだのであつた。然るに本整理は資源確保・國土保安上、一日も忽緒にすべからざる重要事業たるに鑑み、昭和十五年度以降三十箇年、總經費五百五十六萬七千餘圓を以て、國有森林資源の確保を期する爲の火田整理事業を着手することゝなつた。其の方針は、成るべく現地耕作を認容し、彼等をして勤勉なる自作農たらしむるを原則とし、之が實行は本施設地域を管轄してゐる道及び營林署をして之に當らしめ、夫々必要職員を配置することゝしたのである。

民有林の保護竝びに利用調査　民有林の指導奬勵に就いては、昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定し、爾來專ら此方針に依つて各般の施設を進め來つたのであるが、各種產業の急激なる發

達に伴ひ、用材充足の要切實となり、一層林力の涵養を企圖せざるべからざるに至つたので、昭和十三年七月、前方針に適當なる改訂を加ふると共に、施業の合理化竝びに林利の增進を圖る爲、造林奬勵伐採指導、森林撫育等に關し必要なる事項を追加補正し、以て民有林奬勵上の基準たらしめた。

朝鮮に於ける民有林は廣袤實一千餘萬町歩を占めてゐるが、其の中には森林として存置の要なく、之を開放して他の利用に供するを寧ろ得策とするものも相當面積に達して居る。然るに其の地域の區分は未だ明瞭ならず、從つて國土利用上、尙ほ檢討の餘地があり、又森林として存置すべきものも國土保安・森林經營の見地から之を區分する必要があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て、全鮮の民有林野に就いて森林として保存を要する地域と然らざるものとの區分調査を行ひ、前者に就いては更に要保安林編入地・要開墾禁止制限地及び要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を農耕の用に開放するの途を開き、各種產業の綜合的發達に資した。

又民有林野中には既に利用期に達してゐるに拘らず、運搬設備が充分なる爲徒らに死藏せられてゐるものも尠くないので、昭和十一年度以降國庫補助金を交附して林道の開發を助成してゐる。

用材林の造成　朝鮮に於ける用材の需給狀況を見るに、最近五・六年間に於て急激なる需要の增加を來し、之が爲國有林・民有林共に連年增伐を重ねつゝあり、加之、最近時局下に於て朝鮮の負荷せざるべからざる各般の施設、就中鐵道の擴張及び金其の他の重要鑛物の增產等に要する木材は、今後三年乃至五年間に於て倍加せむとし、尙ほ三十年後に於ける木材需要量は、鮮內のみにて實に五百三十五萬立方米に達する見込であるが、一方生產量は現在の施設を以てすれば、到底之に伴はざる

のみならず、更に將來滿洲國、北支等の開發に呼應し、地理的關係上朝鮮より相當多量の木材供出を必要とする情勢にあるので、民有林野利用區分調査の結果、全鮮を通じて得らるべき要人工造林地二百萬町歩の內、差當り百萬町歩の林地に對し、昭和十四年度以降二十箇年を以て民有林野用材林造成計畫を樹立し、林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導竝びに管理職員を設置せしめ、專ら造林の指導竝びに施業の適確を期し、成林の確實と木材供給の潤澤を圖ることゝしたのである。

朝鮮林業開發株式會社の創立　晩近、各種用材の需要增大の趨勢に對應して、速かに用材林の造成を圖り、將來に於ける之が供給の圓滑を期するは國策上喫緊の要務であるが、民間造林事業は資金、利潤、材價の變動等の關係上著しく不振の狀態にある。玆に於て、强力なる機能を有する特殊會社を設立して造林の促進を圖り、併せて林業の開發に關する事業を行はしめ、用材需給の調節を企圖すると共に、治山事業の進捗を期せしむることゝし、昭和十二年九月一日、資本金二千萬圓全額民間出資に依る朝鮮林業開發株式會社を創立するに至つた。本會社は同年六月二十六日制令第十三號朝鮮林業開發株式會社令に依る公共性を有する特殊會社であつて、國有林野五十萬町歩の貸付を受け、用材林の經營を爲すと共に、將來製材事業、民林受託經營其の他林業開發上必要なる事業を行ふ計畫である。本府は、本會社の國策的使命に鑑み、營業上種々の監督を行ふと共に、第二十一營業年次迄、總額七百四十萬圓を限り、國庫より補給金を交付することゝなつてゐる。

財團法人道山林會の設立　林業の發達促進は獨り官の力のみを以て足れりとせず、側面より之を援助する團體を必要とするので、昭和八年森林組合解散後、各道に於ける朝鮮山林會支部の活動を促し事業を營み來つたが、支部は法人に非ざるに由り、事業の經營上支障尠からざる爲、漸次之が强化の機運に向ひ、各道に財團法人たる道山林會の設立を見るに至つた。而して道山林會は何れも相當の資產を有し、其の地方に適應せる各種の事業を實施し、當局の施設と相俟つて地方林業の進展開發に幾多の貢獻を爲しつゝある。

(二) 砂防事業

第二期砂防事業擴充計畫　第二期砂防事業は、國費砂防事業、道費砂防事業及び洛東江砂防事業の名の下に、昭和十年度以降十五箇年(但し洛東江砂防事業は十箇年)總經費五千八百萬六千二百圓を以て全荒廢林野面積の約半數十二萬七千百八十町歩を復舊せむとする計畫であつた。然るに事業實行中、昭和十一年夏南鮮一帶に亙る大水害あり、之が根本的防除策樹立の要切なるものがあつたので、同年八月南總督着任するや、重大政策の一として治山治水を取上げたが、之に基づき同年十月、總督府に治水調査委員會を開催し、愼重審議の結果、遂に既定計畫の繰上實施を策すると共に、前計畫以外の地域は勿論、水害に依る崩壞林野に對し、新たに東海岸鐵道線路保全事業、民營砂防事業及び災害林地復舊事業を實施して荒廢禿裸林野の全面的且つ急速なる復舊綠化を圖り、河川工事の施行と相俟つて治山治水の完璧を期することゝなつた。而して本事業擴充せられて既に四年、從來の實績に徵すれば、之が完成の曉は其の效果實に刮目して睹るべきものがあるであらう。

第二期砂防事業擴充計畫表

事業名	施行年度	國庫補助	備考
砂防事業	昭和十二年度	金三萬圓	直轄事業として多額の國費を投入して施行
砂防事業	昭和十二年度	金三萬圓	江原道知事施行、國庫補助八割

からざる要素なるのみならず、又食肉資源として甚だ重要なる地位を占むるものなるを以て、始政以來之が改良増殖に關し主力を傾注し來つたところであるが、仔細に過去の實績を見るに其の資質に於て漸く劣變を防止し得、頭數に於て僅かに自然増加を示したる程度にして未だ豫期の成績を收め得ざるが如く、今尚ほ農家百戸に對し五十五頭に過ぎない飼育狀況で、農耕勞力竝びに自給肥料の充分なる供給を期し難く、農業經營改善上甚だ遺憾とせられた。而も一面に內地に在つては年と共に朝鮮牛の眞價を認められ、事變以來農村勞力の補給上、頓に之が需要を喚起し、爲に牛價に著しい昂騰を見たるにも拘らず、昨年中の移出牛數優に七萬頭を越え、今後一層朝鮮牛の需要増加を見るは明瞭なるのみならず、滿洲地方に在つても關東州は夙に朝鮮牛を以て土產牛改良の根幹と爲し、間島其他の地方では移住鮮農に依り携行飼養せらゝもの勘からず、今後は同地方の開發竝びに移民事業の進展と共に、益々其の需要を増す趨勢にあるを以て、本府は農家の餘力竝びに飼料の資源に鑑み、從來の施設に根本的檢討を加ふると共に、營農經濟に立脚し、適地適產の根本義に從ひ、有効適切なる奬勵施設を爲し、以て朝鮮牛の積極的増產を期することゝし、昭和十三年朝鮮牛増殖計畫を樹立するに至つた。

(一)　朝鮮牛増殖計畫の樹立　朝鮮牛増殖計畫は有畜農業の普及徹底竝びに重要食肉及び革の資源涵養上、朝鮮に於ける役肉用牛の充實を期するを主眼とし、併せて鮮外の需要に應せんとするものにして、昭和十三年以降二十箇年を期間とし、増殖頭數は耕地面積厩肥利用より見たる所要頭數と農業狀態飼料供給より見たる飼牛可能頭數とを綜合考察して二百五十萬頭を目標とする。また實用竝びに經濟的見地から朝鮮牛の標準體型を設定し、同種蕃殖に依り益々其の性能發揮に努め、且つ生產資源に富む地方を選び、特に蕃殖牝牛の充實と之が蕃殖能率の向上を圖る爲適切なる施設を講じ、他方に畜牛の利用増進を圖ると共に共濟竝びに衞生施設の擴充及び取引機構の改善等に依り、飼牛經濟の向上に努め、飼育普及上遺憾なきを期した。

(二)　飼育現況　朝鮮牛は全鮮に普く飼養せられ、昭和十三年末に於て飼育戸數百三十八萬二千四百五十六戸、其の頭數百七十一萬七千六十三頭に達し、飼育は農家戸數の四割五分に普及し、成牛一頭の耕地面積は二町六反に當る。而して増殖施設中、主なるものとして種牡牛は一萬三千百九十八頭、計畫に依る蕃殖牝牛一萬五千二百九十一頭、種牛生產地區十九箇所を算し、生產數三十六萬七百四十一頭に上り、漸次増殖の趨勢にあり、昭和十四年中、內地に移出せるもの七萬七千百四頭、滿洲方面に輸出せるもの二萬七千七百六十三頭を示す狀況である。

馬　匹　朝鮮の在來馬は體軀矮小力量亦乏しく實用價値なき爲、夙に新種馬產の必要を認め、大正五年江原道准陽郡に種馬牧場を設け、蒙古牝馬と改良種牡馬との配合に依り、朝鮮農家の飼育に適する新朝鮮馬の造成試驗を行ふ傍ら大正八年度より從來馬產の素地ある咸鏡北道雄基に道營種馬所を置き、地方馬の改良を企圖せるも其の施設充分ならざりし爲豫期の成績を擧げ得ざりしも、近時內外の情勢は產馬改良増殖の急を告ぐるものあるを以て、昭和十二年度より確乎たる馬政計畫を樹立し、國防上竝に產業上の見地より本格的に馬產の勃興を期する事となつた。

(一)　馬政計畫の樹立　本計畫は產業竝びに國防上の基礎に立脚し、內地より適切なる牝馬を

移入すると共に、在來優良牝馬を基礎とし、之に優良種牡馬を交配して資質強健なる實用的有用馬を造成增殖するを主眼とし、昭和十二年度より十五箇年の期間に於て〇〇頭を目標とし、之を遂行の豫行なるも兩三年實施の結果に鑑み、更に期間短縮を考究してゐる。馬產方針は小格輓馬及び輓馬を生產するを主眼とし、馬の生產は馬產の素地ある咸鏡北道及び咸鏡南道の農家に於て主として奬勵し、尙ほ必要に應じ江原道北部地方、濟州島等に於ても奬勵し、使役は一般に南鮮地方にも之を奬勵することゝした。然るに輓近の情勢は敍上の計畫のみに依存するを許さざるものあり、爲に軍部の要望に副ひ、昭和十五年度より軍馬資源確保に關する應急施設を實施し、五箇年を期し相當多數の有能馬を內地より移入し、全鮮に亙り特殊農村の農用と主要都市の輓用に充て、軍用適格馬の急速確保を期する事となつた。

(二) 種馬牧場の擴充　昭和七年咸鏡北道雄基所在の道營種馬所を本府に移管して開始せる種馬牧場は、馬政計畫の實施と共に事業を擴充して、昭和十年同道慶源郡慶源面に移轉し、年々相當數の基礎牝馬を內地より移入貸付する傍ら、牧場繁養の優良種牡馬を以て巡回種付を行ひ、地方馬の改良增產に努力しつゝあるが、昭和十四年度より咸鏡南道が新たに馬產奬勵地域に編入せられた關係上、昭和十五年度より同道定平郡定平面松興里に支場を設置することゝなつた。

(三) 飼育現況　昭和十三年末に於ける馬匹の飼養狀況は、飼育戶數三萬四千七百八十四戶、其の頭數四萬九千七十六頭にして、之が分布は全羅南道の二萬四千七百十七頭を最多とし、平安南北道之に亞ぐも、其の大部分は在來馬である。改良馬は馬產奬勵地域と全鮮都邑附近に限られ、其の數未だ尠きも、計畫の進展と共に漸次頭數の增加を見、豫期の成績を收めつゝある。

(四) 競馬の奬勵　昭和七年公布せられた朝鮮競馬令に依り、馬の改良增進、馬事思想の普及を目的とする競馬施行法人は昭和八年以來、京城、釜山、大邱、群山、平壤、新義州の六箇所なりしが、馬政計畫の實施と共に、特に產馬奬勵地域たる北鮮地方の競馬施行を必要とするものあり、昭和十二年咸興、清津、雄基の三箇所に競馬俱樂部の新設を認可し、既設六俱樂部と共に競馬を施行せしむることゝした。競馬の振興に努力したる結果は、年と其成績の擧揚を見、昭和十四年度に於ける全鮮競馬の勝馬投票券發賣額は約一千萬圓に達し、昭和八年の百七十萬圓、昭和十二年の五百萬圓に比し、驚異的な躍進振を示す狀況である。

緬羊　昭和九年西北鮮六箇道に於て着手せる十箇年十萬頭を目標とする第一次緬羊增殖計畫は概ね順調の經過を辿り、一般に飼育熱の物與を來したが、其の半面に世界經濟界の趨勢に因り、更に羊毛自給國策强化の急を告ぐるものがあつたので、昭和十二年全鮮に亙る十五箇年五十萬頭を目標とする第二次緬羊增殖計畫に更改し實施中のところ、支那事變に方り、企畫院は時局に鑑み、日滿及び北支(蒙疆を含む)に於て昭和二十一年迄に軍需羊毛二十萬俵の確保を第一義とする羊毛生產力擴充大綱計畫を樹立したから、朝鮮に於ても之に順應する爲、昭和十四年從來の計畫を擴充强化し、第三次緬羊增殖計畫を樹立するに至つた。

(一) 緬羊增殖計畫の擴充　第三次緬羊增殖計畫は基礎羊を海外から輸入し、全鮮に亙り農家の少數飼育を主眼とし、緬羊六十五萬頭、羊毛一萬八百俵を目標に昭和二十一年迄に遂行するも

のである。奨勵品種はコリデール種とし、年々濠洲及び新西蘭より大量輸入するが、飼育普及の方法は飼羊の基礎確立するまで當分農會の預託に依ることゝし、地方羊改良上種羊の生產配給を圖る爲種羊場及び種牡羊育成所を設くるの外、民間牧羊場を指定經營せしむる措置を採つた。

(二) 種羊場の增設　種羊場は昭和九年咸鏡北道明川郡に設置せられたが、計畫の擴充と共に昭和十二年平安南道順川郡に增設せられ、何れも濠洲及び新西蘭より原種を輸入飼養して優良種羊の生產配給を行ふ傍ら、緬羊指導員の養成と地方緬羊飼育の技術指導に努めて居る。昭和十五年には更に慶尙北道慶州郡に種羊場、京畿道開豐郡に種牡羊育成所を設置する事となつた。

(三) 飼育現況　昭和十三年末に於ける緬羊飼育狀況は、飼育戶數二千六百四十九戶に上り、其の頭數二萬七千四百五頭を算し、之が分布は西北鮮地方に濃密にして咸鏡北道の一萬一千九百二十一頭を最多とし、咸鏡南道、江原道之に亞ぐ。

豚及び兎　豚及び兎の飼養は、農家の副業として最好適するものにして施政以來、之が改良增殖に相當努力し來つたが、最近の情勢は此等家畜生產物の需要頓に增大せるを以て、昭和十四後度より夫々計畫を樹立し、積極的に增殖を圖ることゝなつた。

(一) 豚增殖計畫の樹立　豚增殖計畫は有畜農業の普及と食肉、皮革資源の涵養上、養豚の普及を主眼とし、昭和十四年以降五箇年間、養豚戶數百五十萬七千二百八十六戶、飼養頭數二百十一萬九千五百六十九頭、肉豚生產百四十一萬八千六百九十頭を目標とするもので、奨勵品種をバークシャー種及び其の雜種とする。

(二) 兎增殖計畫の樹立　兎增殖は軍需用毛皮の生產と農村に於ける保健食肉の供給を主眼とするもので、昭和十四年より五箇年間、飼養數百三十萬頭、屠殺頭數百五十五萬一千二百九十五頭を增殖目標とした。

(三) 飼育現況　昭和十三年末に於ける養豚狀況は、飼育戶數百十二萬四千二百三十七戶、其の頭數百五十萬六千六百二十八頭にして、全鮮に普及し、農家百戶に對し四十九頭に當り、內バークシャー種及び雜種の改良種歩合は六十八％に上る。而して養兎の現況は昭和十三年末僅に飼育戶數一萬九千五百八十戶、其の頭數六萬三千八百三十三頭にして、未だ見るべきものはない。

四　水　產　業

概　說　半島に於ける漁業は、在來の漁村に依つて立つ小規模の沿岸漁業を除いては主として內地よりの移入漁業であり、その經濟は小規模ながら資本主義的形態を採つてゐる性質上、水產資源愛護の點に就いては全く無視されてゐると共に、それが小規模なる點に於て自然的竝びに經濟的危機を克服する道なく、漁業經營の健全性に乏しかつた。從つて若し之を此儘に放置すれば、漁場の自然的生產力の遞下を來たすのみならず、半島漁業の王座を占める北鮮沿岸は、工業の急速なる發達によつて沿岸漁場の衰退は必至の情勢であつた。本府は曩に之が對策として漁業經營者の協同化に着眼し、漁村民の生活安定と沿岸漁村の自然的生產力保護涵養とに乘出し、準戰時下國民食糧としての水產物の供給確保に努めたが、漸くて水產業は漸く飛躍的發展の軌道に乘るに至

つた。本期に入るや、水產業振興の一項が五大政綱を敷衍する總監訓示中に掲げられ、新施政の方向が玆に明示されたが、果然支那事變の勃發となり、戰時體制の强化に依り、軍需工業原料としての鹽油の供給開拓竝びに國際收支調整上、水產貿易の振興を必要とするに至り、斯業に對する認識は愈々深化した。昭和十三年度に於ける水產漁獲高八千七百八萬二千圓、養殖高五百九十二萬四千圓、製造高九千六百八十一萬七千圓、之を明治四十四年の漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓に比すれば、前者は十二倍强、後者は實に三十六倍で、養殖高の如きは大正七年に於て僅かに五萬圓に過ぎなかつたのに比し驚異的な激增を示し、其の發達の如何に目覺しいかを知る事が出來る。今漁獲高中、百萬圓以上の產額を有するものを擧げると、まいわし、めんたい、さば、ぐち、がたくちいわし、にしん、たちうお、えび、かれい、たら、あに、わかめ、さわら、にべの十五種で、五十萬圓以上のものを合すれば其の數二十六種に達してゐる。以下本期に於ける諸施設に就いて略記しよう。

水產貿易の振興

(一)　對滿支輸出の振興　朝鮮に饒產する鹽を鹽藏品として滿洲國及び支那へ之が販路開拓を促進し、對滿支輸出貿易の振興を圖る目的を以て、昭和十年度より每年二萬五千圓の經費を支出し、鹽魚出荷奬勵補助事業を開始したが、逐年滿洲國北支及び中支方面への販路拓け、其の他滿洲開拓民向の需要竝びに軍需の激增を見る等、極めて良好な成績を擧げてゐる。

(二)　對第三國輸出の振興　昭和十三年の水產物直輸出額は支那事變の影響に依り、其の前年の三百四十四萬圓より二百八十六萬圓に低下し著しく減少を見たが、豐富な原料資源と之に相應する生產能力を有する輸出向鹽製品を中心とする水產物の輸出促進は、戰時下に於て外貨獲得上、適切緊要の事項と認め、昭和十四年度より新規に對第三國輸出助長の施設を講ずることゝしたが、偶々日米通商條約の廢棄及び歐洲戰亂の勃發等、實行上幾多の障礙に逢着せしも、本府竝びに關係業者の懸命な努力に依つて、克く三百四十萬圓の輸出實績を擧げ、昭和十年度の輸出高十七萬四千圓に比較し、約二十倍の躍進を示し、事變前の輸出額を回復するを得た。

遠洋出漁奬勵施設擴充　沿海州及び黃海、東支那沿海漁場の開發は半島水產業の實情に照し極めて緊要なるを以て、夫々水產組合を設立して統制出漁を爲さしめ、其の業績顯著なるものあるが、同漁場は外國沖合なる關係上、特に之が指導保護の要あるを認め、昭和十一年の兩年度繼續を以て遠洋漁業監視船（噸數九五七・二五七馬力）を建造し、專ら其の事に當らしめた。尙ほ沿海州沖合に於ける新漁場調査の爲、同十三年度中北鮮沿海漁業調査船（一〇〇噸、五六〇馬力）を建造し漁場の開拓に資せしめた。

漁業經營費低減施設　燃料國策の樹立に伴ひ、昭和十二年度より漁業用燃料重油の輸入稅免除制度撤廢せられ、從つて之に因る油價の騰貴は漁業者の負擔を急激に過重ならしめるばかりでなく、延いては朝鮮水產業の消長に及ぼす影響甚大なるものがあるので、之に對應し更に斯業一層の發展を期する爲、昭和十二年度以降十年間每年約四十萬圓（初年度は二十三萬圓）の國費を支出し、漁業經營費低減施設の實施を助成することゝなり、之が運用の實を擧げる爲、昭和十二年十一月六日府令第百七十三號を以て朝鮮漁業經營低減施設補助規則を發布し、卽日施行を見た。而して其の事業の內容は漁船用重油發動機の優良化を圖る爲、其の購入及び据附に要する費用、漁船の能率增

進の爲、必要な改裝を勸奬するに要する費用、漁業用の燃料油貯藏設備の充實、製氷冷藏設備の普及竝びに漁船乘組機關士の養成に資する爲に要する費用等に對して、夫々補助金を交付するのであるが、本事業は朝鮮水產業の現狀に照し、極めて重要性を有する事業であるに鑑み、昭和十三年度よりは更に每年約二十萬圓の國費を支出し、漁業用運搬船同燃料油運搬船、漁業用冷凍設備の普及を勸奬する爲に要する費用、漁船の船體又は機關の修理設備を充實する爲、工場の新設又は增設に要する費用、漁業用品の共同購入施設又は水產物の委託販賣施設の改善を圖る爲、之に要する費用等に對して補助金を交付することゝなり、本令の適正なる運用に依つて、漁業者の利益を增進して斯業の振興に資し、以て斯業經營の低減を具現し、其の目的達成に萬全を期しつゝあるのである。

水產製品檢查所の設置　水產製品の品質改善の爲、大正七年に水產製品檢查規則を發布して食用品中海參外十九種、海藻中石花菜外五種竝びに各種肥料等主なる輸移出品に就き、稅關をして檢查を實施して粗惡品の輸移出を防止せしめたのが嚆矢であるが、爾來年を逐ふて品質著しく改善せられ、製造高も增加し、檢查方法も亦大いに進歩したので、昭和十二年四月朝鮮總督府水產製品檢查所を設置し、水產製品檢查に關する一切の事務を稅關より移管せしめ、殖產局の所管に移し、本所を京城に置き、支所を清津(咸北)元山(咸南)江原(釜山(慶北)慶南(全南)及び仁川(全北)忠南)京畿、黃海、平南、平北の四箇所に設置し、各支所の管掌區域を夫々括弧內とし、更に各支所を通じて二十三箇所の出張所を分屬せしめ、支所と共に食用乾製品食用罐詰品、食用鹽藏品、肥料、海藻、魚油及び魚粉の輸移出檢查の現業に當らしめることゝなつたのである。

鰯油肥の統制强化　從來鰯油肥の統制は、咸北、咸南、江原三道の鰯油肥製造業水產組合を中心とし、之に慶北、慶南の道漁業組合聯合會を參加協力せしめ、統制の强化を圖つて來た。昭和十一年鰯油肥統制第一次五箇年の滿了を機會に、益々本統制の强化を圖る必要を認め、同年五月朝鮮鰯油肥製造業水產組合聯合會(油肥聯)を設立して鰯油の販賣統制をなさしめたが、同十二年五月油價の適正、生產者の福利增進竝びに輸送の圓滑を圖る爲、油肥聯及び產地組合等の共同出資により協同油脂株式會社及び朝鮮協同海運株式會社を設立し、大いに斯業の發達に寄與せしめてゐる。

清津漁港の築設　昭和六、七年の交より、北鮮に於ける水產業の躍進的發展は實に驚異に値するものがあり、殊に同地は沿海州沖合を控へ、いわし、たら、にしん等の好漁場に富み、いわし油肥を始め各種の水產製造業が當時頓に勃興し、特に滿洲國の建國に伴ひ、同國との經濟的交涉も密接を加へ、貿易關係も著しく好轉し、內外共に斯業に一時期を劃するに至り、此等の情勢は必然充實完備せる漁港設備を要求するに至つた。仍つて、本府は貿易又は交通關係に於て、將た業界に於ける地位に於て、其の重要性を有つ清津に專用漁港の修築を企劃し、總工費百三十八萬圓を投じ、昭和八年輪城川口に工を起し、今や其の竣功を見たのであるが、之が規模は漁港としては他に比を見ざる廣壯完備せるもので、特に漁港としての機能を完全に發揮せしむべく、陸上施設に重點を置いて施工せられた點は、將來の漁港形態の革新に先鞭をつけたものと謂ひ得る。而も北鮮水產業の進展は更に既成漁港の狹隘を告ぐるに至り、清津府に於ては昭和十二、三年度に至り、漁港擴張工事を計畫し、既に其の完成を見たが、同區域一帶に水產關係の會社工場櫛比し、港頭一偉觀を呈するに至つた。

水産試驗場北鮮支場の設置　朝鮮東海岸は水產資源に豐富であるが、就中いわし漁業は其の漁獲高に於て且つ其のいわしを原料とする魚粉竝びに罐詰は最も重要なる輸出貿易品であり、更にいわし搾粕、いわし油の製造高は實に他の水產物の首位に在るのみならず、其の產業經濟上又貿易上の地位は、常に國家的重要資源であるのである。仍つて本府に於ては北鮮に水產試驗機關の設置を企圖し、以て此等製品品質の向上、新たなる用途の開拓等、各種試驗研究特に企業的經濟試驗を實施すると共に、進んで其の成果の事業化と普及とを圖り、以て斯業の改善進歩に寄與せんとし、企業經濟試驗に最も便なる淸津漁港に水產試驗所北鮮支場を設置し、昭和十二年度より開廳し、着々試驗調査の實績を擧げてゐる。

朝鮮漁業組合中央會の設立　漁業組合及び同聯合會の發展は年と共に著しく、且つ漁村經營の中心機關として漁村の發達に極めて顯著なる寄與を爲しつゝあるのであるが、其の共同施設の擴充强化に伴ひ、組道と連絡協調を要するもの多く、之が中央統制機關を設置し、漁業組合及び同聯合會の施設を全鮮的に統一し、相提携して其の改善發達を圖るべしとの要請が起つた。斯くて此の當面の要請に應ずる爲、各道漁業組合聯合會が設立發起人となり、之に全鮮の漁業組合を包容し、昭和十二年五月社團法人朝鮮漁業組合中央會の設立を見るに至つたのである。

水難漁船救濟事業の實施　漁船の水難救濟に就いては、從來事故發生の都度、國費又は道費の支出に依り、應急的救濟の方途を講じて來たのであるが、殆んど恒例的に毎年繰返さるゝ實情にあるので、之が恒久的對策として、昭和十三年七月一日より朝鮮水產會及び各道水產會共同經營の下に水難漁船救濟事業を實施せしむることゝなつた。卽ち漁船の使用者より船價に對する百分の一に相當するものを毎年醵金せしめ、之に國庫及び各道（忠北を除く）より各七萬五千圓宛、計十五萬圓を救濟基金の利子收入年額十萬圓に達する迄（十八箇年間繼續の豫定）毎年補助することになつた。現在は漁船が不可抗力に因り全損となつた場合のみ、船價の三分の二の救濟金を交付してゐるが、極めて低廉なる保險料的醵金により漁業經營の保障を爲して居ることは、他に類例を見ざる朝鮮獨自の社會的施設である。

乾海苔の販賣統制　朝鮮に於ける乾海苔の生產高は、本邦生產高の三分の二を超え、其の品質の向上と共に、優に內地消費市場を支配し得る迄の實力を示すに至つたが、其の販賣價格は內地產に比し殆んど半額の低値を以て取引せらるゝ實情であつた。之が對策として需給を調節し、適正市價を維持する爲、其の販賣を全鮮一元的に統制することの必要を認め、關係漁業組合及び同聯合會が中心となり、之が機關として、昭和十四年十月朝鮮乾海苔販賣株式會社を設立し、昭和十四年度產の乾海苔より之を取扱はしめた結果、所期の目的達成に顯著なる寄與を爲す所があつた。

漁業組合聯合會の完設　昭和五年道漁業組合聯合會制度の確立と共に、慶北を始め全南、慶南、江原、平北の各道に聯合會の設立を見、漁業組合運動の擴充强化に拍車を加へてゐる事は既述の通りであるが、更に昭和十年京畿、翌十一年咸南、黃海及び全北、昭和十二年咸北、越えて十三年平南の各道に夫々踵を接して聯合會が設立され、次いで昭和十五年一月忠南にも之が設立せらるゝに及び、制度創始以來、將に十年にして、沿海十二道に全部、道漁業組合聯合會の設立を見たのである。

朝鮮水產開發株式會社の設立　朝鮮水產の現況は沿岸漁業の收支均衡を缺き漁家經濟は漸次窮逼の狀を呈し、沖合漁業も亦近時漸く資本の增大、生產費膨脹の趨勢に在るに拘らず、其の經營は他の漁業に比し組織施設等に於て著しい遜色ある現狀で、斯の如き推移は聽て半島水產業崩壞の素因を爲す虞あるのみならず、又支那事變後に於ける同方面產業開發の國策に對應し得ざる憾があつた。玆に於て對內的には各種水產團體の機能を强化すると共に業者を指導して經營の合理化を圖らしめ、又對外的には新漁場の開拓及び水產貿易の伸長に有效適切なる措置を講ぜんが爲、國策的見地から特殊强力なる企業機關として、昭和十三年八月鮮內各種水產團體の資本を糾合し、資本金四百萬圓を以て朝鮮水產開發株式會社が設立せられた。同社の事業計畫は(一)漁業及び養殖業(二)水產物の製造加工(三)冷藏冷凍及び製氷(四)水產物の賣買受託竝びに倉庫業(五)水產業の經營に必要な物品の製造販賣(六)水產業及び之に關聯する事業經營の受託(七)前各號の事業に關聯附帶する事業及び投資で、同社今後の活動は各方面より多大の期待を懸けられてゐる。

五　鑛　業

(一)　鑛產資源の開發

概　況　前期に於て既に發展の曙光を見つゝあつた朝鮮の鑛業界は益々順調な經過を辿り、昭和十二年七月支那事變を契機として一段と活況を呈するに至つた。今試みに最近に於ける斯業の狀況を述べると、昭和十四年中の鑛業出願件數は一萬六千四百十一件に達し、之を昭和九年に比すれば約一倍半に當り、昭和十四年末現在の鑛區數は一萬五百七十四鑛區で、昭和九年の約二倍半、稼行鑛區は六千五百九鑛區で、同じく昭和九年の二千二百六十二鑛區に比し四千二百四十七鑛區を增加して居る。其の內、主なるものは昭和十四年末に於て金銀鑛の四千三百十七、砂金の三百八十一、石炭の二百二十三、黑鉛の百四十三、タングステン鑛の百十三である。また昭和十一年中に於ける鑛產價額は概算一億一千四十三萬圓で、昭和九年の六千九百十七萬圓に比し四千百二十六萬圓の增加である。昭和十二年以降の鑛產價額は秘報中で發表し得ない。主要鑛產概見表は次の通りである。

鑛產概見表

年次別	鑛區數	稼行鑛區數	總產額	金銀鑛				砂金				石炭		黑鉛		タングステン	
				數量	價格	數量	金額	數量	價格	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和九年	四、三四四	二、二六二	六九、一七五千円	一〇、七一〇、三四一瓦	三三、一二五千円	一、四一七、〇六一瓦	三、三三五千円	二、三四九	二、三四九千円	一五、〇〇八噸	一二五、三一〇千円	一、二九九噸	八八〇千円	三六、二三〇噸	一二、七三三千円	一、六八八、六四七瓦	七、四三三千円
同十年	五、五九六	三、五六八	八八、〇九九	一三、四〇〇、九五一	天、三三一	二、三四九、三三一	七、一三五	二、三四九	二、三四九千円	一七、三三〇噸	一四七、七四四千円	一、三九九噸	一、一四七千円	三七、三三五噸	一三、三三五千円	一、九九九、一三五	九、九四三千円
同十一年	六、三二三	五、九〇三	一一〇、四三〇	一四、六九九、三二一	四九、九一〇	二、八一〇、六六三	九、四四四	二、八一〇	二、八一〇千円	一九、三三〇噸	一六三、三三八千円	一、三〇八噸	一、三九八千円	四四、六八八噸	一四、三三八千円	二、一三八	一、三九八

以下主要鑛業に就いて其の概況を略記する。

(一) 金　朝鮮に於ける金鑛業は、昭和六年一月金輸出解禁以來、正貨の海外流出夥しく產金增加の緊要なることが高調せらるゝ一方、諸物價低落歩調を示し、又金市價の安定せることが金鑛業の採算を確實ならしめたる爲、一般事業界の不振に反比例して頓に活況を呈するに至つたが、其の後金市價の昂騰と政府の金時價買上竝びに積極的奬勵施設は內鮮資本の活動と相俟つて、躍進的發展を遂げしむるに至つた。之を金鑛區に就いて見るとき、昭和十年には四千四百七十鑛區であつたものが其の後每年一千鑛區內外の著增を示し、殊に昭和十四年に於ては一躍千六百七十餘鑛區を激增し、同年末に於ては八千八百餘鑛區を數ふるに至つた。產金額に於ても昭和十年五千百九十六萬圓であつたものが、同十一年には六千八百七十二萬圓に激增し、其の後も年々增產の一途を辿りつゝあつて、現に朝鮮鑛產額の首位を占め、又本邦產金額の約五割餘を產出してゐるのである。

產金額を各道別に見るに、平安北道、忠淸南道、黃海道、平安南道等が最も多く、次いで咸鏡南道、慶尙北道、全羅北道、全羅南道、江原道、忠淸北道、京畿道、慶尙南道及び咸鏡北道の順位である。次に各個別鑛山に就いて見れば、雲山、大檢洞、金井、甕津、成興、光陽、順天、發鉓、新延、義州、樂山、笏洞、遂安、三菱三光、慈城、長津、無極、中央、德蔭、宣川、九峰、永中等は何れも〇萬圓以上の產額を有する鮮內屈指の大金山である。雲山金鑛は鮮內最大の金鑛山で、唯一つの外國人經營に係る特許鑛山として殘存してゐたが、昭和十四年八月日本鑛業株式會社に買收せられたのは特筆すべきことである。

現在乾式製鍊所は鎭南浦府外の日本鑛業株式會社鎭南浦製鍊所、咸鏡南道興南の日窒鑛業開發株式會社興南製鍊所、忠淸南道長項の朝鮮製鍊株式會社長項製鍊所及び元山府外の株式會社住友本社元山製鍊所の四箇所であつて、朝鮮に於ける產金額の約三分の一を製鍊してゐるのである。

砂金鑛業も近時大いに機械化して大規模操業を爲すに至り、昭和十年八隻を數へた砂金採取船は現在二十餘隻が其の巨軀を動かしつゝある盛況であつて、中でも金堤、順安、金馬川、前井、永興等の鑛山が其の尤なるものである。然しながら現在四千に垂んとする金山の中、年產額五萬圓以上の所謂重要金山は二百五十前後に過ぎず、之等によつて總產金額の八〇％餘が擧げられて居り、爾餘の三千數百の金山によつて僅にその二〇％の程度を產出してゐるに過ぎない實情に鑑みるならば、如何に多くの中小金山と休眠金山が在るかが分るであらう。故に之等を積極的に開發する爲には、多大の資本と技術を必要とするが、朝鮮の金山の大部分は一般に極めて若く、他面それだけ將來性に富むものであつて、朝鮮に於ける金鑛業の眞の發展は寧ろ今後に期待すべきであらう。

(二) 鐵　朝鮮に於ける鐵鑛床は黃海道、平安南道、咸鏡南北道等を主要賦存地とする。從來より稼行せられてゐた鑛山は黃海道の下聖、銀龍、殷栗、載寧、兼二浦、平安南道の价川、咸鏡南道の利原等の諸鑛山であるが、昭和十三年春より咸鏡北道の茂山鐵山開發の第一期計畫が著手されるに至つた。此の茂山鐵山の大鑛床は磁鐵鑛で、其の原鑛品位は四十％程度の貧鑛であるが、大體十億瓲以上の埋藏量あるものと推定せられ、之が開發は我が國製鐵國策上大いに期待せらるゝ所であり、目下茂山鐵鑛開發株式會社に於て開發計畫著々進捗中である。

一方製鐵事業に於ても製鐵事業法施行以來、操業中の日鐵釜二浦製鐵所の外、新たに製鐵事業を計畫する者多く、現に三菱鑛業株式會社は清津に於てクルップ式回轉爐に依り、日本高周波重工業株式會社は城津に於て高周波電擊爐に依り、夫々製鐵事業に著手し、前者はルツペを、後者は主として高級特殊鋼を生產してゐる。又日本製鐵株式會社は清津に於て熔鑛爐に依り、朝鮮窒素肥料株式會社は興南に於て硫化鐵鑛滓を原料としてバッセー式回轉爐に依り操業を開始すべく目下起業設備中であり、更に最近に於ては、朝鮮理研金屬株式會社に於て理研式回轉爐に依り還元粗鐵の製造を目的とする製鐵事業を計畫する等、斯業は益々發展の趨勢を示してゐる。

(三) 石炭　無煙炭は朝鮮に於ける重要燃料資源で平壤附近を主產地とするが、近時化學工業の殷盛に伴ひ、煉炭原料としての從來の用途以外に發電用燃料、キルンに依る製鐵用の還元用としての重要視せられ、或はカーバイト・石灰窒素等の化學工業原料としての用途が拓け、其の需要も著しく增加せる爲、其の產額は著增するに至つた。其の主なる賦存地は平安南道平壤無煙炭田、順川・价川無煙炭田、全羅南道和順炭田、慶尙北道聞慶炭田、江原道三陟寧越炭田、咸鏡南道文川・高原及び平安北道江界等の諸炭田であつて、其の合理的開發を促進する爲、大正十五年之が統制の方針を確立したが、其の後內地に於ける無煙炭市場の需給狀況に鑑み、炭價の引下げ、供給の圓滑を圖る等、之が統制强化の必要に迫まられ、昭和十年九月平壤無煙炭田所在炭礦を朝鮮無煙炭會社の經營に統合し、爾來順調なる發展を遂げつゝあり、又江原道寧越炭田及び三陟炭田も別項記載の通り、夫々開發せられるに至つた。

有煙炭に於ても相當額の增產を見るに至り、殊に其の主產地たる咸鏡北道に於ては、昭和七年八月朝鮮窒素肥料株式會社が明川郡永安に於て石炭の低溫乾餾工場を建設し、重油其の他を產出し、併せてパラフイン・メタノール・ベークライト等の副製品を產出しつゝあるが、更に昭和十一年朝鮮石炭工業株式會社の手に依り、阿吾地に於て著工せられたる直接液化工場は、昭和十二年三月其の第一期工事の完了を見る等、朝鮮有煙炭の用途に一新機軸を劃し、今後に於ける出炭高の激增を豫想せられる。又昭和十四年十一月咸北地方の東拓系炭礦の合併に依る朝鮮有煙炭株式會社が設立せられ、將來有煙炭の統制ある發展に最初の第一步を印した。

(四) 特殊鋼合金材料　特殊鋼の合金材料はタングステン鑛・水鉛鑛・滿俺鑛・ニツケル鑛・クロウム鐵鑛・コバルト鑛・チタン鐵鑛等が賦存するが、その鑛物の概況を略說すれば次の如くである。

(イ) タングステン鑛　最近に於ける軍需工業の急激なる發展により、タングステン鑛の需要增加し、昭和十年には稼行鑛區四三に過ぎなかつたものが、昭和十四年には百を越へるに至つた。現在稼行中の主なるものは大華・百年・冀州・中川・青陽・鎭水・順鏡山・稻葉平安・內金剛等の鑛山で、江原道金剛山附近・寧越郡・咸鏡南道長津郡・忠淸北道忠州・堤川兩郡・平安北道昌城郡・平安南道陽德・寧越兩郡・黃海道谷山郡・忠淸南道靑陽郡等が主要產地である。而かも本鑛物は內地には大なる鑛床乏しく、朝鮮は本邦タングステン鑛の重要供給地をなしてゐる關係上、昭和十四年十月タングステン鑛及水鉛鑛配給統制規則を發布し、タングステン及び水鉛鑛業組合を組成せしめ、必要なる部門への配給の圓滑を期してゐる。

(ロ) 水鉛鑛　水鉛鑛の利用もタングステン鑛と同樣、殊に軍需工業資源として重要なものであつて、支那事變勃發以來、該鑛業の發展には一段の努力が拂はれ、增產に或は新鑛床の發見に全力を注ぎつゝある。稼行中の主なるものは、全羅北道の長水鑛山、江原道の金剛鑛山、慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等である。

(ハ) 滿俺鑛　鑛床は江原道、慶尙北道等に分布してゐるが、概して滿俺の含有率が低く大して期待せられて居なかつた。然るに昭和十三年末に江原道金化郡遠南面の金化滿俺鑛山、江慶鑛山が稼行せらるに至り、現在は何れも試驗的採掘に過ぎないが、其の將來を期待せらるに至つた。

(ニ) ニツケル鑛　戰爭とニツケルは密接不離な關係にあり、近代戰に於ける陸海空の精銳な兵器には多くニツケルが使用されてゐるが、朝鮮に於ては近年、忠淸南道燕岐郡、咸鏡南道端川郡等に小鑛床發見せられ、其の開發に努めつゝある。

(五) 輕金屬鑛物

(イ) マグネサイト　マグネサイトは咸鏡南道端川郡北斗日面及び咸鏡北道吉州郡所在南溪、白岩合水等の諸鑛山より產出せられ、其の大部分は城津の日本マグネサイト株式會社及び興南の日本マグネシウム金屬株式會社工場に於てマグネシヤクリンカー及び金屬マグネシウムの製造に供せられてゐる。又總督府の保留鑛區として殘されてゐた端川郡北斗日面及び南斗面のマグネサイトの鑛床は其の埋藏量約三十億瓲、品質、鑛量共に世界的大鑛床で、之が開發には將來に於けるマグネサイトの需給趨勢に鑑み、經營の合理化と配給の圓滑を圖り、以て國策の一端に資すべき特殊會社を設立することに決定し、別項記載の通り朝鮮マグネサイト開發株式會社の設立を見るに至つた。

(ロ) 明礬石　明礬石より**アルミニウム**を抽出する製法が日本電氣工業株式會社(現昭和電工株式會社)によつて工業化せられ、其の原鑛は全羅南道海南郡の聲山及び曉山、靈巖郡の犢川、慶尙南道統營郡の光道鑛山等から供給せられてゐたが、之に續いて住友アルミニウム製鍊株式會社、淺田化學工業株式會社も前記聲山鑛山附近の全羅南道玉埋山の明礬石を使用してアルミニウムの製造に著手したので、朝鮮の明礬石は一躍時代の寵兒たるの觀を呈した。然るに昭和十二年に至り、原鑛品位の低下、採算上の問題等により、日本電工に於て明礬石の使用を中止したる結果、明礬石鑛業は大打擊を受け、急激なる減產を示すに至つたが、尙ほ淺田化學工業會社に於ては企業を續け、又朝鮮窒素肥料株式會社に於ても採掘施設を擴張し、同鑛石による製鍊を開始することになつたので、之が將來は期待せられてゐる。

(ハ) 礬土頁岩　礬土頁岩は平壤附近の所々に於て無煙炭層に隨伴して出るもので、平安南道大同郡長山、坎北山、高坊山の諸區域に亙り、其の埋藏量は現在判明してゐる丈でも數千萬瓲を算し、今後の精査により更に增加の見込がある。現在は耐火粘土として利用されてゐるが、將來アルミニウム原鑛として利用される日も近からう。

(ニ) 雲　石　本鑛は明礬石、礬土頁岩と共にアルミニウムの原鑛となるものであるが、本鑛石

は明礬石・礬土頁岩等よりアルミニウムを製錬する際必要な苛性曹達をも副産物として回收出來るので現在では明礬石に次いで重要なるアルミニウム原鑛とされてゐる。此の鑛石は分布廣範圍に亙り其の埋藏量は億噸を以て計せられる。現在稼行中のものは江原道平康郡縣內面の新城山で昭和十四年より淺田化學工業株式會社の手により採掘に著手せられた。尙ほ新城山西北三粁の地點にある福辰山に於ても東邦窒業株式會社に於て採掘計畫を樹てつゝある。

(六)　其の他の金屬鑛物

(イ)　銅鑛　歐洲大戰當時は活況を呈してゐたが其の後衰へ漸く近年產金奬勵に伴ひ再び盛況を呈するに至つた。現在稼行鑛山は拾指を以て數ふるに過ぎないが金鑛中に銅を多量に含有してゐるものが多いので金鑛業の發展に伴つて其の產額は相當增加しつゝある。

(ロ)　鉛鑛及び亞鉛鑛　鉛鑛と亞鉛鑛とは共存するものが多いのであるが其の主要產地は僅かに平安南道成川郡のみで外に亞鉛鑛のみの產地が平安北道黃海道にあつたに過ぎなかつたが咸鏡南道端川郡・慶尙北道奉化郡・江原道旌善郡等に鉛鑛及び亞鉛鑛の大鑛床が發見せられ夫等は何れも最近開發に著手せられ其の將來は期待せられてゐる。尙ほ朝鮮の金銀鑛には鉛・亞鉛鑛を隨伴してゐるので此等の產額も相當額に昇つてゐる。

(ハ)　水銀　水銀は辰砂又は自然水銀として賦存するもので平安南道孟山・中和兩郡・黃海道遂安・金川兩郡・咸鏡北道富寧郡・忠淸南道瑞山郡等に產地が知られて居るが稼行せられた鑛山は中和鑛山と、孟山郡の德上及び南興鑛山のみで而も孟山郡のものは遂に休止の已む無きに至り現在稼行中のものは中和鑛山のみである。

(ニ)　安質母尼鑛　他の金屬に添加し合金として重用せらるゝ外軍需鑛物として重要なもので其の產地は平安南道陽德郡・忠淸南道天安郡・江原道華川郡・平安北道宣川郡等に知られて居るが現在は平安南道陽德郡の成川鑛山に於て探鑛的稼行をなしてゐるに過ぎない。

(七)　非金屬鑛物

(イ)　黑鉛　朝鮮に於ける黑鉛には鱗狀黑鉛と土狀黑鉛との二種があつて其の主要產地は前者は平安北道・咸鏡北道に後者は慶尙北道・咸鏡南道・平安南道の各地に賦存し何れも埋藏量豐富・品質優良にして國際資源として又朝鮮に於ける特產鑛物として重要なる地位を占め其の產額は世界第一である。鱗狀黑鉛は近時內地に於ける主要用途たる坩堝原料又は電極原料として好適なる事を認識せられ殊に支那事變勃發以來セーロン產を驅逐して漸次需要を增加し國內需要の激增に對處し自給自足を圖るべく增產に努めてゐる。稼行鑛區は昭和十年には七十四鑛區であつたものが昭和十四年には百四十三鑛區となり激增を示してゐる。鱗狀黑鉛鑛では城津・鍾城・新興・大馬々江界・成章洞・城干・孟洞・膽築・時中・市東・楸谷・車嶺・彥島、土狀黑鉛鑛では山野月明・小宮・咸昌・鳥老・永興・長興・价川等が最も著名である。

(ロ)　螢石　螢石は製鋼業及びアルミニウム工業に缺くべからざる鑛物で現下の時局に於ては特に重要なる鑛物であり其の主なる產地は江原道金化郡・春川郡・黃海道平山郡・咸鏡南道・全羅北道錦山郡・忠淸北道永同郡・京畿道抱川郡等である。從來は廉價な海外螢石に壓迫せられて開

發に見るべきものなかつたが、海外產螢石の輸入杜絶とアルミニウム工業及び製鋼事業の勃興に依り、國內螢石の需要は益々激增し、螢石の入手難を招來して漸く價格も昇騰するに至つたので、俄地に眠つてゐた鑛床も漸次開發せられ、次々に品位良好なる新鑛床の發見を見、產額も亦著增し本邦需要の過半を充すに至つたのである。而して昭和十四年五月には重要物產同業組合令に基づく朝鮮螢石組合を組成し、增產竝びに品位の向上を圖り、國內需要の自給自足に邁進してゐる。稼行鑛區數は昭和十四年には五十九に激增した。

(ハ) 硫化鐵鑛　朝鮮に於ける硫化鐵鑛は江原道金化郡岐梧面の金華鑛山が開發せられて以來、硫化鐵鑛床を探索する者漸次增加するに及び、相次いで良鑛床發見せられ、今や朝鮮は本邦に於ける硫化鐵鑛の主要なる產地の一になつてゐる。その主なる產地は江原道金化郡、咸鏡南道端川及び甲山兩郡、黃海道遂安郡等である。

(ニ) 重晶石　朝鮮には重晶石の分布廣く且つ鑛床には雄大なものが尠くない。現在逐年相當多量の產額を示してゐるが、最近重晶石の不足を叫ばれ新たに開發に着手した鑛山も多く、今後需要の增加に伴ひ益々增產するであらう。主なる產地は江原道金化郡、黃海道黃州郡である。

(ホ) 石綿　石綿は從來多額の輸入をなして國內の需要を充してゐたのであるが、最近國內產出が要求され、新鑛床の發見に努力された結果、漸次勃興の機運に向ひ、昭和十三年以來急速なる發展を遂げ、之が將來は頗る期待せられるに至つた。

(ヘ) 雲母　現下の時局に應じ、朝鮮の雲母は新鑛床の開發及び急速なる增產に迫られ、昭和十四年九月に總督府竝びに軍の慫慂に依り、內地電氣機械製造業者共同出資の下に、朝鮮雲母開發販賣會社の創立を見、其の增產と適切なる配給とを期し、各業者に於ても同業組合を組織し、鋭意その自給自足に向つて邁進してゐる。主要產地は咸鏡南道端川郡及び平安北道博川郡で、林洞、砲手兩鑛山と芦田洞鑛山がある。

(ト) 燐鑛　肥料原料として極めて重要なるものであるが、委任統治地のアンガウル島及び琉球ラサ島、大東島等に產出される外、我が本土には見るべき產地なく、之等の產地より供給を受ける外は、大部分輸入によつて補つてゐたのである。然るに昭和十四年春、咸鏡南道端川郡南斗面新豊里に燐灰石含有量二〇%の鑛石の埋藏量四千萬噸と云ふ鑛床の存することが明かになり、亞いで咸鏡北道吉州郡長白面、城津郡鶴西面細川洞、平安北道龍川郡加次島等に產地が知らるゝに至り、何れも其の鑛量は豊富で、此の開發に就いては種々方法が立案されつゝあり、朝鮮產燐鑛石の利用せられる日も近き將來にあるものと期待せられてゐる。

(八) 窯業原料鑛物

(イ) 高嶺土　朝鮮には高嶺土の純良なものが極めて多く、特に、慶尙南道山淸郡及び河東郡のものは河東カオリンの名で著名であり、其の品質は世界的に優秀なものである。又最近平安南道の江西カオリンが採取されて居り、共に高級陶磁器特に輸出品の原料として重視せられてゐる。其の產地は慶尙南道、全羅南道、平安南道等である。又咸鏡北道の鏡城炭田に產する蛙目は優良なる窯業材料として盛に採掘されてゐる。

(ロ)　石灰石　朝鮮に於ける石灰石の埋藏量は無盡藏と稱せられ、質も概して純粹でセメント原料として優秀である。而して石灰岩の産地に近接して無煙炭地層の發達したものが多い關係上、早くからセメント製造が行はれ、大規模の工場が建設され、又カーバイト・石灰窒素工業・製鐵等にも必需原料なる爲、漸次その需要を增加してゐる。

(ハ)　藍晶石及び紅柱石　本鑛石を以て製した耐火物は單に耐火度高きのみならず、急熱急冷に耐へる長所がある爲、最近高級耐火材として注目せらるゝに至つた。その産地は平安南道江西郡・平安北道義州郡・忠清北道淸州郡・京畿道漣川郡・忠淸南道瑞山郡等で、普通層狀をなして賦存するから、其の鑛量は莫大なものである。

以上記載の外含稀有元素鑛物即ちトリウム・ジルコニウム・ヴアナジウム・タンタラム・ニオビウム等の元素含有鑛物が鮮內各處で發見せられて居り、未だ採掘せられてはゐないが夫等の經濟的價値を云々せらるゝ鑛床も漸次增加しつゝあることは、現に我が國需要の全部を外國に依存してゐる今日大いに注目すべきである。

(二)　産金奬勵に關する施設

概說　內外の情勢に伴ひ國際收支の調整を期し、且つ正價準備を鞏固ならしめんが爲、昭和十二年産金五箇年計畫が確立せられたが、本計畫は內外地相提携して急速增産を圖らんとするものであり、朝鮮に於ても內地に卽應して昭和十二年九月制令第十六號を以て朝鮮産金令を公布し、同法施行令を以て同年九月八日より之を施行し、又産金奬勵事務の圓滑なる遂行を期する爲、昭和十三年五月鑛山課より産金事務を分離獨立し、殖産局內に新に産金課を設置すると共に、同年十月日本産金振興株式會社を設立、更に翌十四年六月には同社の子會社たる朝鮮金山開發株式會社を設立して産金助成機關たらしめ、或は金鑛山に對する熟練工の不足を補はんが爲昭和十四年四月鑿岩工養成所を設置して金鑛山に配置すべき鑿岩工の養成に努め、其の他金價格の引上、各種奬勵金の交付等諸般の助長政策を採り、專ら急速なる金の增産及び之が政府集中政策を採つたので、金鑛業は一段と活況を呈するに至つた。以下産金施設の概要に就き項を設けて解說することゝする。

産金五箇年計畫　金の急速なる增産及び政府集中は我國財政經濟の應急對策として、將又國防の充實・國力の伸張上愈々其の緊要性を加重し來つたので、政府は昭和十二年夏、今次支那事變勃發と相前後して金の增産を圖り、國際收支の調整を期すべき金政策を樹立するに至つたが、本府に於ても之に順應し、朝鮮産金五箇年計畫を樹立した。本計畫は昭和十一年の産金高二十瓲、約六千八百萬圓を、昭和十三年以降五箇年間に積極的に增産を圖り、昭和十七年には其の約〇倍に達せしめんとするものである。また本計畫は內外地相提携して全國的に急速且つ大量の産金を擧げんとするものであつて、朝鮮は本邦産金量の約五十五%を目標としてゐる。

朝鮮に於ける金山の大部分は、開發後未だ多くの年子を經過せず、探鑛不充分にして操業施設完備せざるもの多く、資本の參加と技術の充實に依つて、探鑛の促進と設備の擴充强化を圖るの急務なる事情に在り。本府に於ては金鑛業の全面的開發を促進すべく、以下記する如く各種奬勵助成の方策を講じ、金鑛業者の努力と相俟つて、本計畫の圓滿なる遂行を期しつゝあるのである。

(二)　奬勵及び助成施設

(イ)　奬勵施設

1.　探鑛奬勵　探鑛の促進は金鑛開發の根基をなすものであつて、昭和七年より金探鑛奬勵金交付規則によつて實施したが、昭和十二年五月現行探鑛奬勵金交付規則を改正し、爾來引續き奬勵に努めて來たのである。之が爲、各鑛山とも新鑛床の發見或は深部鑛床の開發となつて鑛量を增加したものが多く、砂金鑛に於ても試錐探鑛の結果、鑛床の狀態を明確にして砂金採取船等の大規模採金に方針を與へる等、產金增加上に極めて良好なる效果を現しつゝあるのである。昭和十年には奬勵金山七十八であつたものが、同十三年には百九十一と著增を示してゐる。

2.　鑿岩機設備奬勵　鑿岩機の使用は作業能率を增進し、採算を向上せしむる上に極めて緊要なので、昭和十二年八月金鑛業設備奬勵金交付規則を公布、昭和十三年五月現行鑛業設備奬勵金交付規則に改正し、空氣又は電氣鑿岩機及び附屬設備を爲すものに奬勵金を交付し、努めて其の使用の普及を圖り、優秀鑛山の出現を促進して產金の永續を期してゐる。鑿岩機臺數は昭和十年末八百臺に滿たざりしものが、昭和十四年六月末現在に於ては實に四千臺を突破し、驚異的發展の跡を示してゐる。

3.　選鑛製鍊設備奬勵　低品位鑛石を合理的に處理して實收率を高め採算を可能ならしむる爲、浮游選鑛設備の普及を圖るは極めて緊要な事なので、新たに選鑛設備を爲す者に對し設備費を補助し、以て鑛利の保全と產金の增加を圖つてゐる。又現在朝鮮に於ける製鍊設備の大多數は極めて姑息幼稚なる方式に依る實情に鑑みて、濕式製鍊に期待する點も亦極めて多いのであつて、昭和十四年四月鑛業設備奬勵金交付規則を改正して之が設備を爲すものに奬勵金を交付することゝした。

4.　金鑛業共同施設奬勵　一地方に小金山群立し、個々獨立しては其の發展を期待し難いので、之等小金山を統合して共同の施設を行はしめて金鑛經營を合理化し、產金の目的を達成する爲、昭和十二年度より差向每年一箇所宛開設せしめる事とし、既に平安南道成川郡及び忠淸北道淸州郡に夫々組合の成立を見、順調なる發展を遂げつゝあるのであるが、昭和十四年度は平安北道熙川郡に一組合を設置した。

5.　低品位含金鑛物賣鑛奬勵　現在採算不引合の爲、山元に遺棄し又は未採堀の儘坑內に放置してゐる低品位鑛石を採取して、總督府で指定する附近選鑛場又は製鍊場に賣鑛する者に對し、運搬費を補助し、以て遺利を回收し金の增產を圖らんが爲、昭和十三年五月低品位金鑛石賣鑛奬勵金交付規則を低品位含金鑛物賣鑛奬勵金交付規則と改正し、爰に一時中止してゐた本制度を復活實施中である。

6.　增產金買上價格割增制度　時局の推移に伴ひ、物價竝びに勞賃の昂騰著しく、金の生產費は頓に增嵩を來したが、政府の金買上値は昭和十三年五月、一瓦當り三圓五十錢を現行三圓八十五錢に引上げた儘今日に及び、此の買上値の下に於ては金鑛業の採算は極めて窮屈

となつた。斯くては所期の產金計畫の遂行を阻むことゝもなるので、金の買上値を全般的に引上げる事に關し中央當局と折衝を重ねつゝあつたが、偶々昭和十四年十月下旬になり對外爲替基準が米貨に置き換へられるに至り、之によつて受ける政府の差益を金增產上有效適切なる方途に使用することが考慮せられた結果、增產金買上價格割增制度が設けられることゝなり、昭和十四年十一月十一日大藏省令第四十八號を以て增產金買上規則の公布を見、之が實施の爲、同年十二月二日府令第二百四號を以て朝鮮產金量屆出規則を制定實施したのである。本制度は昭和十三年の產金量を基準として、昭和十四年八月以降の產金量が、昭和十三年の同期に比し增加した部分に對し割增金を交付するものである。かくて金買上値の一般的引上の實施を見なかつたが、本制度の運用により產金業界に活を與へ、金增產上相當效果あるものと思はれる。

(ロ)

1. **一般助成施設**

金山金融機關の創設　金山企營上最も難點としたのは金融であつて、之が供給如何は金增產上重大な影響を有するに鑑み、昭和十二年產金計畫樹立と共に特殊金融會社の創設を企圖し、中央政府と折衝協議の結果、官民合同に依る特殊金融會社設立の機運釀成するに至り、昭和十三年三月日本產金振興株式會社法發布せられ、次いで同年九月日本產金振興株式會社の創立を見、同年十月より支社を京城に開設し營業を開始するに至つた。本會社は產金資金の融通、鑛業用物資の供給其の他金增產上必要なる事業に投資するものであつて、資本起債合計三億圓中、一億九千萬圓を朝鮮の產金事業に投資する筈である。昭和十四年末現在に於ける朝鮮支社貸付金總額は五千四百二萬五千八百餘圓で、右の外產金用器具機械等資材の受註も相當額に上り、着々成績を擧げてゐる。近時有力鑛業家も事業擴張資金を本社に求むるに至り、中小金山は本會社の資金の供給に依つて相當活況を呈して來た。

2. **探鑛の受託經營及び探鑛資金の融通**　朝鮮に於ける金山は概ね開發後日尙は淺く且つ之に必要な資金に乏しい者が多い爲、探鑛は未だ十分に行れてゐない狀態である。從つて鑛量闡明せられず、徒らに姑息的な稼行乃至は休眠狀態を續ける群小鑛山が其の大部分を占めてゐる實情である。仍つて之が積極的探鑛を促進する爲、昭和十四年三月日本產金振興株式會社法を改正し、同年七月其の子會社たる朝鮮金山開發株式會社が設立せられ、主として中小金山の探鑛の受託經營及び探鑛資金の融通を行ひ、着々成績を擧げてゐる。

3. **鑿岩工の養成**　鑿岩機設備の急速な普及に伴ひ、之を取扱ふ鑿岩工が拂底するに至つたが、當業者は自山所要工の養成すら困難な事情に在り、本府に於ては昭和十三年京城府弘濟町に鑿岩工養成所を新設し、修業期間四箇月、一期五十名宛を養成することゝし、同年八月第一期生を收容、爾來既に四回に亙り約二百名を修業せしめ、所要鑛山に供給しつゝある。

4. **實地指導員の派遣**　金山に於ける探鑛・選鑛・製鍊其他操業一般經營等に就いて指導誘掖をなさしむる爲、昭和十年以降實地に經驗ある技術員を派して稼行鑛山を巡視せしめ、鑛業經營の合理化、鑛利の保全を圖りつゝあるのである。

以上の外、金山道路の改修開鑿産金送電線の建設、發破の研究、技術者の養成等夫々關係方面と連絡の下に、計畫の圓滿なる遂行を圖つてゐる。

(二) 産金集中に關する施設　産金計畫樹立と共に之が基礎的法令として、昭和十二年九月朝鮮産金令を公布して朝鮮銀行を集中機關の中樞とし、當時買入手數料として金一瓦當り二錢を徴してゐたのを、産金計畫の進行に伴ひ一錢四厘、更に一錢と値下を行はしめたが、昭和十四年度に於ては之を撤廢し、國費を以て補助する制度に改め、內地に於ける造幣局取扱と差異なきに至つた。

朝鮮産金令の公布　政府に於ては金增産政策の樹立に伴ひ、昭和十二年九月産金法を公布したのであるが、朝鮮に於ても之に即應して同法を母法として同月七日制令第十六號を以て朝鮮産金令を公布し、同施行規則及び朝鮮鑛業登錄規則中改正府令と共に十五日より施行せられた。其の要點を摘記すれば　(一)含金鑛産物を取得した者は之を金地金に製錬して朝鮮銀行に賣却するか又は指定金製錬業者若は含金鑛産物買入業者に賣却すべきこと　(二)金製錬業者、含金鑛業者は毎年事業計畫を提出すべきこと　(四)産金の增加を圖る爲、金製錬業者に對しては製錬設備の擴張、改良、共用等を、金鑛業者に對しては探鑛、採掘若は選鑛に付いて設備の新設、擴張、改良、共用等又は製錬設備の新設若は共用を命じ得べきこと　(五)金鑛業者が(四)の命令を履行しない時は、鑛業權の讓渡命令を發し得べきこと　(六)共用又は讓渡の命令あつた場合、當事者間に其の條件に就いて協議不調又は不能のときは、申請によつて朝鮮總督が裁定すること等である。之を要するに急速なる産金の增加及び之が政府集中を目的

としたものに外ならぬ。昭和十四年十二月二十九日本令の一部を改正し、更に之が强化せられた。

朝鮮總督府産金協議會の設置　昭和十四年四月、半島産金事業に關係ある官民有識經驗者六十名の委員を以て構成する朝鮮總督府産金協議會が創設せられ、八部門に岐れて夫々專門的に金增産に關する具體的計畫及び實施方法に關する重要事項を調査審議せしめた。其の答申を産金行政の指標として夫々の方策を樹て其の實現を圖りつゝあるのである。

(三) 一般鑛業に關する施設

重要鑛物增産の奬勵　本府は昭和十一年度に於て特種鑛物資源調査係を鑛山課內に置き、重要鑛物の賦存の狀態品位埋藏量等を調査闡明し、之が探鑛運搬又は處理方法等企業計畫を研究立案し、以て企業資料を提供し來つた。然るに時局の進展に伴ひ重工業の發達に對應し、金は勿論のこと銅鑛、鐵鑛、タングステン鑛、水鉛鑛等重要鑛物資源の積極的增産が急速に要望せらるゝに至つた。玆に於て昭和十三年三月、重要鑛物增産法の實施せらるゝや、朝鮮に於ても同法の趣旨に準じ、同年五月十二日制令第二十號を以て朝鮮重要鑛物增産令を公布し、六月同法施行規則を公布、十日より施行を見た。本令は專ら重要鑛物の增産確保を目的とせるものであつて、之が增産の爲、必要ある時は鑛業權者に對し事業設備の新設擴張改良を命じ、或は作業方法に關し必要なる事項を命ずるの外、所謂睡眠鑛區の積極的開發を企圖し、必要によつて具體的の開發に着手せしめ、或は之が增産の爲適當なる者に對し鑛業權讓渡に關する協議を命じ、協議調はざる時は朝鮮總督に於て讓渡價格等に關し必要事項を決定し、一方鑛業權者間に於ても自發的に斯種鑛業權の讓渡に關する協議

を容易ならしめ、協議不調のときは朝鮮總督に裁定を申請し得ることゝ爲した。また銅鑛、鐵鑛、鉛鑛、硫化鐵鑛、タングステン鑛、水鉛鑛及びニッケル鑛等の特種重要鑛物に關しては金鑛と同樣に規則を改正して探鑛、鑿岩機設備又は選鑛設備に對し、夫々奬勵金を交付する等、全般的の助長奬勵政策を採つたが、更に近くは金、砂金を除く重要鑛物の開發增產を目的とする朝鮮鑛業振興株式會社(公稱資本金一千萬圓)を設立せしめ、增產助長に一段と拍車を掛けることゝなつた。同會社設立に關する制令案は目下法制局で審議中であるが、同社の主要事業內容は重要鑛物を目的とする鑛業、選鑛場の經營、重要鑛物の買買、重要鑛物に關する鑛床の調査、弱小鑛山に對する資金融通又は投資、鑛山用機械の買買斡旋、鑛業に對する技術の指導又は設計、鑛業に關する手續の斡旋等である。

製鐵事業法の施行　製鐵事業法は昭和十二年八月法律第六十八號を以て公布、朝鮮に於ても同法の一部を施行することゝなり、府令第百四十五號を以て同年九月二十二日より之が施行を見た。

鮮內に於ける製鐵事業は、從來日本製鐵株式會社兼二浦製鐵所が唯一のものであつたが、同法施行と前後して新たに製鐵事業を計畫するもの相次いで起り、其の方法もクルップ式廻轉爐(三菱鑛業株式會社清津製鍊所、高周波電氣爐(日本高周波重工業株式會社城津工場)に依るもの、硫化鐵鑛焙燒を原料としてバッセー式廻轉爐(朝鮮窒素肥料株式會社興南工場)に依るもの、又は還元粗鐵の製造を目的とする特殊樋廻轉爐(朝鮮理研金屬株式會社仁川工場)に依るもの等各方面に特殊の製法に依る事業が實現し、且つ近時各種機械製造に必要なる鑄鋼品、鍛鋼品の製造を目的とする電氣爐に依る製鐵事業も多數起業化さるゝに至り頗著な發展の趨勢を示してゐる。

江原道寧越三陟炭田の開放　寧越炭田は南鮮地方に於ける電力統制方針に基づき電化利用の爲、昭和十一年八月朝鮮電力株式會社に讓渡し之が開發に當らしめ、既に同會社に於ては山元附近に火力發電所の第一期建設工事を完了し、昭和十四年九月より南鮮一帶に送電を開始した。

また三陟炭田は無煙炭開發に關する既定方針に基づき、昭和十年十二月朝鮮無煙炭株式會社に之を讓渡し、當時朝鮮無煙炭株式會社に於ては市場の狀勢に鑑み、急速に之を開發することは困難なる事情にありし爲、朝鮮電力株式會社に於ては昭和十一年四月本炭田開發の目的を以て、三陟開發株式會社を設立し受託者を變更した。爾來同社の手により內地の發電所燃料及び地元に建設される石灰窒素、セメント其の他工業用石炭を供出する目的のもとに、大規模に採炭設備をなしてゐるが、已に完成の域に達し、運炭軌道の建設及び積出港なる墨湖築港も着々進捗し大量出炭を爲してゐる。

地質調査所簡易地質調査班の設置　昭和十二年度より國境地帶に於ける鑛物土石の分布、賦存の狀態竝びに土木及び水利事業と密接なる關係を有すべき地質の構成等の調査の爲、同地帶の簡易地質調査を開始し、續いで昭和十四年度より地下資源の急速なる開發と之に關聯する產業の施設上、最も緊急を要する其の基本的又は直接的事業たる地質調査の强化を圖る爲、從來施行し來りたる一般地質調査の外に簡易地質調査班を設置した。これは急速に金其の他の重要鑛物の增產計畫、鐵道敷設延長、一般產業の長足なる發展等に卽應せんとするもので、調査開始以來國境地帶に於ける咸北茂山郡北部鐵鑛床の埋藏量の確査、白茂鐵道豫定線の地質竝びに鴨綠江灰堤附近の地

質調査、石灰石・タングステン・マグネサイト・コロンブ石・珪石・蠟灰石等の新鑛床發見に好成績を擧げたが、その間金・硫化鐵・銅・重晶石等の鑛床が次々に發見せられ、更に其の埋藏量の確定に務め、地表下に於ける鑛物賦存の狀態を探査し、鑛物埋藏量・地下に於ける鑛石品位の分布、採鑛の難易及び方法等に關し企營上の確固たる基礎資料を提供し、以て地下資源の促進と合理化を計りつゝある。

朝鮮マグネサイト開發株式會社の設立　從來本邦に於けるマグネサイトは南滿洲大石橋及び咸鏡北道吉州郡所在鑛山より供給せられて居たが、近時製鐵事業の進展に伴ひ耐火用材としての需要增大し、又航空機用器材竝びに軍需用資材として積極的に之が增產を要望せらるゝに至つたので、本府に於ては保留鑛區たる咸鏡南道端川郡所在のマグネサイト大鑛床を開放して之が開發を圖ることゝし、昭和十四年六月朝鮮マグネサイト開發株式會社を設立し、同會社は昭和十七年より年產四十五萬瓲出鑛の目標の下に採鑛及び輸送設備の完成を急ぎつゝある。

鑛業用資材配給機構の整備　現時局下に於ける鑛業生產力擴充は喫緊の要事にして、之が必要資材の圓滑なる供給は右目的達成の一大要件であるが、鑛業用資材配給に就いては、昭和十三年全朝鮮鑛業者を以て三十三の地方鑛業協議會を設置し、自治的配給統制を行ひ來つたが、其の後に於て物資統制の範圍は愈々擴大せられ、而も統制機構は多岐に亙ることゝなつた爲、昭和十四年十月機構を强化して新に各道を中心とせる鑛業協議會を設立して、地方鑛業協議會は之を廢止し、官廳鑛業者間一體となり資材配給の圓滑適正を圖ることゝした。

朝鮮鑛業警察規則及び朝鮮鑛夫勞務扶助規則の施行　昭和十三年九月首題の規則を制定し、鑛業上生じ易き危害の豫防及び鎭壓、鑛夫雇傭條件の適正及び鑛夫業務上の死傷疾病に對する扶助等の措置を講じ、以て公安の維持從業の安全勞資の協調、鑛夫生活の安定を期することゝした。

鑛山技術者の養成　鑛山開發の成否は鑛業技術者に負ふ所極めて大なるものがあるが、朝鮮には從來斯種養成機關少く一般の要望に副へない狀況であつた。仍つて昭和十三年度既設京城高等工業學校鑛山科を擴張して生徒の增容を圖り、又平壤に大同工業專門學校、京城に道立の工業學校を新設して夫々鑛山科を置き、或は本府燃料選鑛研究所に中等學校本業程度の者を收容し、一箇年間主として實技を修習せしめつゝあるが、昭和十四年度には前記京城高等工業學校鑛山科を獨立して新たに京城鑛山專門學校を設け、以て鑛山技術者養成機關の擴充完璧を期した。尙ほ又昭和十六年度には京城帝國大學に理工學部が新設せらるゝと共に採鑛冶金科を設置し、鑛山最高技術者の養成に當る豫定である。

(四)　燃料對策

時局下に於ける燃料問題の重要性に鑑み、首題事項を特に節を設けて記述することゝした。

人造石油製造事業法の施行　人造石油製造事業法は昭和十二年八月內地に於ては法律第五十二號を以て公布し、勅令を以て昭和十三年一月二十五日より施行すべく規定せられたが、昭和十三年一月二十二日勅令第四十四號を以て同法を朝鮮に施行せられ、之と同時に府令第十四號を以て內地と同樣、同年一月二十五日より施行することゝしたのである。近年我國に於ける各種產業、交通運輸、軍需等に要する石油の需要は著しく增加を來し、石油業の確立、需給の調整を圖る爲、曩に石

油業法の施行を見たが、最近の國際情勢に於ては其の殆んど大部を外油に依存する我國としては、國防上に經濟上に頗る不安な狀態にあるが故に、更に進んで之が自給を爲し、斯業の確立を圖らんが爲、人造石油製造事業法の制定を見たのである。本法律の骨子とする所は、斯業の種類、設備能力の範圍を規定し、又事業の重要性に鑑み、事業者の資格を制限し、永續性ある事業の確立を圖り、群小企業の亂立を防止して統制ある發達を遂げしむる爲、政府の許可事業としたものである。而して之が許可事業に對しては積極的な援助を與へ、製品に對しては奬勵金を交付する樣にしてゐるが、一面事業の合理的操業を促進し、液體燃料需給の調節を圖り、斯業の統制ある發達を期する爲、事業計畫及び其の變更は政府の認可を受けしめ、又國防上竝びに產業上の重要性に鑑み、政府は必要ありと認めたるときは、種々の統制命令或は設備の改良擴張等の命令を發し得ることゝした。

石油消費の規正　石油資源に乏しき我が國に於ては、之が對策として石油業法、人造石油製造事業法等の諸法令の制定を見、石油精製業の保護、人造石油製造業の振興或は石油保有の奬勵、アルコール混用の計畫等を急ぎつゝある狀況であるが、支那事變の長期化に備へ、國際收支の均衡を保持する爲、輸入重要物資たる石油消費を規正することゝなつた。即ち昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等臨時措置ニ關スル法律」に據り、本府は昭和十三年六月十三日附府令第百二十七號を以て揮發油及重油販賣取締規則を發布し、同七月一日より石油の消費規正を實施した。即ち本規則の要點は官廳その他特別なものを除き、販賣業者は購入證の呈示がなければ揮發油、重油の販賣が出來ない事であつて、從つて需要者は豫め使用數量を道知事に申請して購入證の交付を受け、之によつて購入を爲すことゝなつた。尙ほ官廳に於ても昭和十四年九月より進んで割當證明書に依る購入を行ひ、極力節約に努めてゐる。

代用燃料の普及奬勵　本府に於ては燃料國策遂行上綜合的燃料對策の一端として昭和十三年六月府令第百十七號を以て瓦斯發生爐設置奬勵金交付規則を發布し、代用燃料機關、就中薪炭瓦斯發生爐の使用普及方策を樹立すると共に、一面之が利用促進を圖る爲、技術の指導、發生裝置の改良、使用木炭の改善等に就き積極的研究機關として朝鮮工業協會をして本業務を擔當せしめた。爾來昭和十五年三月末迄に、移動式薪炭瓦斯發生爐設置を承認せられたるもの百三十七基、定置式原動機六十八基、計二百五基に過ぎざるも、揮發油の消費規定强化に伴ひ年々增加の傾向にある。この外、昭和十四年三月よりアセチレン瓦斯發生裝置の研究に力を致し、八月以來之が實用化を圖つた處、自動車用として其の成績良好なるを得、昭和十五年三月末に於て裝置使用中のもの二百餘臺を算し、今後急激に增加の狀況にある等、此の種代用燃料機關の發達は相當見るべきものがある。

燃料課の設置　燃料問題に關しては、其の生產、輸移入及び販賣の計畫、消費規正竝びに代用燃料の供給等の調節事務は晩近頗る複雜多岐を極め、之が綜合的計畫の樹立及び實施方法に就ては愼重且つ細密なる調査研究と積極的な活動が要求されたので、本府に於ては商工課より液體燃料の自給促進及び需給の調節に關する事務を、鑛山課より石炭の利用及び需給に關する事務を分離し、昭和十三年九月二十八日を以て新たに燃料課を殖產局内に設置し、以て燃料政策遂行の萬全を期したのである。尙ほ昭和十五年七月一日企畫部第四課の設置により、燃料の配給整理に關する事

務は燃料物動計畫の設定事務と共に之が管掌するところとなつた。

石油・石炭の配給統制　揮發油・重油に就いては石油販賣同業組合をして揮發油及重油販賣取締規則に基づき發行せられたる購入證に對し、現品配給の公正圓滑を圖つて來たが、事變の長期化と第二次歐洲大戰の餘波を受けて石油の輸入不圓滑、輸送機關の澁滯に加ふるに、惡ブローカーに依る鮮外搬出等により需要者の現品入手に支障を來し、產業交通上憂慮すべき事態に立到つたので、昭和十五年三月一日府令第二十號を以て石油配給規則を實施した。其の內容は次の如くで、之が統制の萬全を期してゐる。

1 配給の統制は揮發油・燈油・機械油・重油の石油全般に付き實施　2 石油業者・人造石油業者が組織した石油業聯盟を供給團體とし、石油の供給に關する責任を負はしめ、移出入は右團體の證明を要すること、し、鮮外逸出を防止する　3 石油販賣同業組合聯合會を統制團體と看做し、需要數量と供給數量との調節を圖らしむ　4 特約店の結成せる販賣同業組合を配給團體とし、其の組合員は組合の指圖に從ひ、組合區域內の需要者に公正に配給する。

石炭に就いては從來より鮮內の產出のみを以てはその需要を充し得ず、增產奬勵・輸移入炭の確保に努めて來たのであるが、今次事變を契機として各種重工業の殷盛に依る急激なる需要增加に伴ひ需給の均衡は益々惡化の一途を辿る情勢に鑑み、昭和十四年十二月一日府令第二百三號を以て朝鮮石炭配給統制規則を公布し、全面的に朝鮮に於ける石炭の配給を統制した。本規則の實施は昭和十五年四月以降となつてゐる。

六　商　工　業

(一)　商　業

本期の概況　今期の朝鮮に於ける商業は、民度の向上竝びに農業・林業・水產業等原始產業の健全なる發達・地下資源の開發及び各種工業の勃興等、產業各般に亙る伸展に依る國內事情の好轉と滿洲國の生誕に依る對外事情の變遷に伴ひ、著しい發展を見るに至つた。更に支那事變勃發するや、戰時統制經濟の强化に依り相當の影響を受けたのであるが、大陸前進兵站基地としての使命を負荷する半島は、軍需物資の供出に將又生產力の擴充に、財界は頓に多事を加へるに至つたのである。今之を數字に依つて示すと左の通りである。卽ち

	明治四十三年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年
朝鮮銀行券年末發行高	二〇、一六五（千円）	一九二、四五七（千円）	二一〇、七七七（千円）	二一〇、六五五（千円）	二九五、四〇一（千円）	四二一、九七三（千円）	四五五、八八六（千円）
手形交換高　枚數	五九、四一六（枚）	二、五六七、九二〇（枚）	二、八六二、三五四（枚）	二、〇四五、〇一八（枚）	二、九五二、一五五（枚）	二、九二一、二六五（枚）	三、五九〇、四二五（枚）
手形交換高　金額	二〇、四八八（千円）	一、五八四、八三一（千円）	一、六二三、三五五（千円）	一、九二二、二四三（千円）	一、九九七、八二五（千円）	二、四二四、〇四二（千円）	二、四〇一、三五九（千円）
各種銀行貸出年末現在高	五七、九二三（千円）	六二四、八八八（千円）	九二四、八五四（千円）	九七五、九二二（千円）	一、〇三五、一四九（千円）	一、四〇五、四三三（千円）	一、四〇五、四三三（千円）
各種銀行預金年末現在高	一八、三五五（千円）	三三五、五九五（千円）	五九九、八九三（千円）	四一〇、八〇七（千円）	四九八、一六七（千円）	六二四、一二六（千円）	八六七、八七五（千円）

であつて、逐年飛躍的發達を示せりと謂ふべく、又朝鮮に本店を有する商業又は銀行業若くは金融業を營む會社に在つても、次の如くで、其の發達の趨勢を容易に察知し得るのである。

	明治四十三年末	昭和九年末	昭和十年末	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末
社數	五〇	九三	八七	一〇一九	一一四七	一〇六八
公稱資本金	一八、三〇九千圓	一八六、四八〇	一九五、八五五	二四〇、〇三七	二六七、〇〇二	二五六、二六八
拂込資本金	一〇、七五〇	一〇六、三七二	二二九、六九五	二四一、〇七九	一五八、六六四	一五六、七八七

因みに半島に於ける事業會社の數に就いて之を見ると、昭和十三年末に於て朝鮮に本店を有する會社の總數は三千三百八十四社、其の資本金總額十六億四千百三十六萬八千九百圓、拂込資本金十億二千二百九十七萬五千三百六十一圓にして、之を昭和八年末の二千二百八十一社、資本金七億三千二百四十七萬六千二百九十圓、拂込資本金四億三千百二十四萬一千九百十九圓に比し、實に顯著な發達であり、また內地に本店を有し朝鮮に支店を設くる會社は百七十一社、外國に本店を有して朝鮮に支店を設くる會社は十一社を算し、昭和八年末の合計百六十二社に較べて何れも躍進してゐる。而して會社事業活動の結果と見るべき利益金其の他に就いては朝鮮殖產銀行が昭和十三年下半期朝鮮に本店を有する公稱資本金五萬圓以上の會社二百七十七社分を調査せる結果は次の通りで、二百七十七社拂込資本金五億一千百二十九萬圓の會社が積立金九千六百四十一萬圓、前期繰越金七百六萬圓、借入金五億六千百七十五萬圓を擧げて半期一年に亙るものもある)三千三百十八萬圓の利益を擧げ、一千八百三十五萬圓を社內に留保し、年六分六厘の利益配當をなしたことがわかる。また朝鮮本店會社の代表者に就いて見ると、昭和十三年末現在で內地人社長會社は三千百十四社拂込資本金九億五千五百八十萬三千圓、朝鮮人社長會社二千二百七十八社拂込資本金一億二千二百六十六萬圓)である。

次に一般商取引に就いて概觀すると、朝鮮人の商業取引は近時全く從來の面目を一新し、京城、平壤その他朝鮮人經營の近代的百貨店の出現をさへ見るに至つた。殊に今次事變に於ては華商の勢力減退及び一部內地商人の應召等の事故による營業の沈滯に乘じ、その商取引は漸次繁盛に向ひつゝある。次に內地人の商取引はその資力、信用、取引商、經營法、店舖構造等に於て半島人に比して格段の差があり、貿易、卸賣商等の實權は概ね內地人に占められてゐる。華商即ち支那商人の入鮮は從來相當多數に上り、その商業勢力は業者の勤勉節約と相俟つて深く半島經濟の地盤に喰ひ入つてゐたが、昭和六年七月滿寶山事件に刺戟され一時鮮支人間の感情惡化し、それ以來在鮮華商の本國に引揚げたるもの多く、其の商業勢力は幾許か衰へた觀があつた。今次事變勃發するや、彼等は深刻なる動搖を示し、范京城駐在總領事の北支臨時政府支持聲明により一部の安定を見たが、有力華商は多く引揚げるに至り、華商の勢力は著しく減退した。

中小商工業資金融通損失補償制度　中小商工業不振の一大原因は資金難に有り、特に支那事變の長期擴大に伴ひ、國家の諸統制は之が生計を壓迫し、其の廢業、轉業の已むなきに至る者尠からざる狀況に鑑み、其の資金難を緩和し、且つ轉業の必要な設備資金、運轉資金等を融通し、以て健全な發達を期する爲、昭和十四年八月二十三日告示第六百八十四號を以て、朝鮮中小商工業資金融通損失補償規程を定めた。本規程の骨子とする所は、政府の指定する金融機關が中小商工業者又は政府の定むる組合に對し、昭和十四年四月より同十九年三月に至る期間に於て資金を融通し、之に因り

損失を受けた場合、該金融機關に對し政府は貸付金總額の二分の一を限度とし、總額五百萬圓を限り補償せんとするものである。制度開始以來、十五年度末迄の融通承認額は百二十五萬五千九百八十圓にして、件數五百八十一に達した。

輸出資金前貸損失補償制度　支那事變の長期擴大に伴ひ、國際貸借の改善に資する爲、第三國向輸出增進を圖るの要愈々緊切なものがあるので、本府に於ては昭和十四年七月より輸出資金前貸損失補償制度を實施したのであるが、其の要綱は海外より註文を受けた輸出業者竝に輸出品の註文を受けて製造に從事する工業者に對し、輸出品の蒐集竝びに輸出商品製造用原材料の收得等を容易ならしむる爲、銀行をして資金の前貸を爲さしめ、滿期に於て銀行が其の辨濟を受くること能はざるに至つた場合、之が損失の八割を國庫に於て補償するもので昭和十四年末現在の前貸高は百四十一萬九千二百七十一圓を算するに至つた。

會社利益配當及資金融通令の制定　支那事變の進展に伴ひ、長期建設の體勢に適應して、國內に於ける經濟生活を規制する目的を以て、國家總動員法第十一條に基づき、昭和十四年四月一日勅令第百七十九號を以て、會社利益配當及資金融通令が公布せられたので、朝鮮に於ては同月六日附府令第五十號を以て會社利益配當及資金融通令施行規則を發布し、勅令と共に四月十日から施行した。此の利益配當令には、大體會社の利益配當の制限に關する事項、會社の經理命令に關する事項及び資金の運用に關する命令事項等が規定されてゐるが、就中最も中心となるべきものは會社の利益配當の制限であつて、資本金二十萬圓以上の會社は本令施行後は原則として勅令の定むる基準配當率を超ゆる率に依つて、每事業年度の利益配當を爲すには朝鮮總督の許可を受ける事となつた。事變處理の進展に伴ひ、統制經濟の强化につれ、政府の財政經濟政策に對する認識は一般的に漸次深められ、本令の適用を受けない會社でも本令の趣旨を體し、自肅自戒、協力的態度を示しつゝあるもの、如く、且つ又本令施行當日現在に於ける資本金二十萬圓以上の會社八百七十九中、配當率一割以上のもの百二十六にして、全體の一割四分三厘に當り、所謂時局殷賑產業に屬する會社が比較的鮮少なる事實から見ても、本令施行に依る影響は著しいものはないものと想察せられる。

(一)　資本金二十萬圓以上の法人數調（昭和十四年四月十日現在）

會社種別 / 稅務監督局別	株式會社	合名會社	合資會社	計
京城	四六	一三	三五	四八四
平壤	八四	三	七	九四
大邱	二五	三	八	二六
元山	七八	六	四	八八
咸興	七九	四	四	八七
計	七八二	二九	五八	八七九

(二)　基準配當率年七分以上の法人調（昭和十四年四月十日現在）

配當率 / 稅務監督局名	二割以上	一割以上	九分以上	八分以上	七分以上	計
京城	五	四九	一〇	三八	一四	一一六
大邱	三	一八	〇	五	五	三一

| | | |

り、此方面に於ける大工業の進出が抑制せられると共に、外的には支那市場への輸出減退等の悲念に依り、一時工業界に逡巡の色が見え、中小工業に著しい影響を及ぼしたが、新興工業が概ね重要國策工業であつて時局柄寧ろ助長すべきものが多く、一面に於て朝鮮が大陸前進兵站基地として軍用物資の供給上重要なる任務を帶びるに至つた關係上、却つて半島工業界は活況を呈し、殊に重工業の勃興に依つて從來稍々纖維工業を中心とする輕工業に偏重したる朝鮮工業の缺陷は補强され、愈々工業各部門に亙る綜合的發達の段階に移行したものと認められるのであつて、今後工業全般に亙る統制的擴充計畫が着々進捗するものと考へられる。今試みに數字に依つて工業發展の模樣を表示すると左の通りである。

年別	工産額（單位圓）	年別	工産額（單位圓）
明治四十四年度	一五、六四五、一五九	昭和十年度	六〇七、四五六、八二七
昭和元年度	二九九、九六七、五五四	昭和十一年度	七三〇、八〇六、七六八
昭和六年度	二五二、九二四、五七八	昭和十二年度	九五九、三〇八、三五五
昭和九年度	四三八、四〇一、七三六	昭和十三年度	一、二四〇、一八、五八五

卽ち昭和十三年度に於ける工産額は十一億四千十一萬八千八十五圓で、之を前年に比すれば一億八千八十一萬二百二十圓（一九%）の增加である。また工産總額を工場工業（職工五人以上を使用する工場）と家內工業（職工五人未滿の工場及び副業的工業）とに分けると、前者は官營工場を含めて九億五千八百四十五萬八千四百三十八圓で總工産額の七五%に當り、後者は二億八千百六十六萬百四十七圓である。次に業種別に見ると、卽ち化學工業が總工産額の三一%を占めて首位に居り、食料品工業、紡織工業が之に亞ぎ、對前年度增加率では金屬工業の八一%が最も多い。

業種別	工産額	總額に對する百分比	對前年增加額（△は減）	同上增加率
紡織工業	一六四、八二一、一五九	一五	二三、六六七、二三五	一七
金屬工業	九一、九六六、三一八	八	四一、一九九、九三四	八一
機械器具工業	二六、七九八、九五七	二	一〇、三四一、二一五	六二
窯業	三五、八七七、一九八	三	一〇、八〇五、二五八	四三
化學工業	三五二、八一九、三一二	三一	四七、八七〇、九三五	一六
製材及び木製品工業	一五、〇五四、〇〇〇	一	三、三一七、四四五	一八
印刷製本業	一六、九四八、一三三	二	六四三、六四八	四
食料品工業	二三七、二〇七、七八一	二四	三九、一七四、九五四	一六
瓦斯及び電氣事業	二四、五〇一、七八一	二	△二五、五七三、八五三	△三九
其の他の工業	一三四、一三三、八五〇	一三	一九、四七〇、四四七	一七
合計	一、一四〇、一一八、五八五	一〇〇	一八〇、八一〇、一一〇	一九

備考　本表中には精製、製綿、製材、鐵以外の金屬精錬、加工貨及び修理料を含まず。

新興工業の概要　本期間に興つた主要なる會社工場に就いて、新興工業の概要を工業別に記述すると左の通りである。

（一）製鐵工業　朝鮮に於ける製鐵工業は從來日本製鐵株式會社兼二浦製鐵所のみであつたが、屢說の如く昭和十二年日本高周波重工業株式會社城津工場が建設せられ、高周波電氣に依る特種

鋼の製造を爲しつゝある外、茂山鐵鑛を原料とする三菱鑛業清津工場は昭和十四年夏より一部の操業を見るに至つたのである。此の外、目下建設中のものに茂山鐵鑛を原料とする日鐵清津工場、パッセー法に依る朝鮮窒素肥料興南工場及び特種鋼の製造を目的とする朝鮮理研金屬仁川工場があり、尙ほ日本高周波重工業株式會社に於ては目下更に設備擴張中にして、朝鮮に於ける斯業は其の原料關係其の他の企業條件と相俟つて其の前途を囑目せらるゝものである。

(二) 輕金屬工業　朝鮮には明礬石、蠟土頁岩、霞石、マグネサイト等多量に賦存するを以てアルミニユム及びマグネシユウム等の輕金屬工業が勃興し、日本マグネシウム金屬株式會社興南工場及び朝鮮窒素興南工場に於ては既に製造を開始せる外、朝鮮理研金屬株式會社、大日本鹽業株式會社、西鮮化學工業株式會社の三社は工場建設中に屬し、其の他新增設計畫中のもの數社を數ふる現狀にして、現下の時局に鑑み、之が急速且つ健全なる發達の要あるを以て、昭和十四年九月**輕金屬製造事業法**の施行を見、斯業の助成監督は一段と强化せらるゝに至つたのである。

(三) 機械器具工業　各種產業の發展に依り、金屬工業と併行して勃興した機械器具工業は、重なる工場として昭和十二年以來朝鮮重工場株式會社、朝鮮機械製作所株式會社東邦工業株式會社、昭和飛行機株式會社、西鮮重工業株式會社、北鮮製鋼株式會社、朝鮮理研金屬株式會社等にして、鑛山用諸機械を始め、鐵道車輛、電氣機械の製造事業を開始するに至り、尙ほ東京自動車工業株式會社に於ても京畿道富平に自動車製作工場を建設中である。

(四) 化學工業　昭和十三年に於ける化學工業工產額は三億圓を突破し、全工產額の三一%にして其の王座を占め、又其の業種も化學肥料、硬化油製造、石炭液化、パルプ及び製紙、火藥製造等多種多樣であるが、其の設備は何れも概して大規模にして而も國策上重要なるものが多い。先づ**肥料工業**を覗るに、朝鮮窒素肥料株式會社の外、今期に於ては日本窒素肥料株式會社の石灰窒素及び乘二浦製鐵の副生硫安等の生產を見ることゝなり、尙ほ目下工事中の平安南道順川に於ける朝鮮化學工業株式會社の尿素石膏及び日產化學工業株式會社鎭南浦工場、朝鮮化學肥料株式會社仁川工場の過燐酸石灰も目下工事進捗中で近く、操業開始の運びに至る狀況である。

朝鮮西海岸は鰯の漁獲豐富にして、其の魚油を原料とする**硬化油製造工業**が勃發し、既設二工場の外、江原道三陟に協同油脂株式會社の大工場が設立せられ、大量の生產を擧げつゝある。

新興工業として時代の脚光を浴びて出現した**石炭液化工業**は、北鮮地方に豐富なる褐炭、石灰石、電力を原料として石油類を始め、パラフイン、ピッチ、半成コークス等を生產するもの、朝鮮石炭工業株式會社は昭和十一年四月、咸鏡北道慶興郡灰岩洞に低溫乾餾及び直接液化の方法に依る工場を新設したが、既設の朝鮮石炭工業會社の永安工場(朝鮮石炭工業會社より同社に復歸)と共に國防的見地より極めて重要な意義を有するものである。灰岩工場に於ては昭和十三年末より本邦最初の直接液化綜合一貫試運轉を行ひつゝあつたが、昭和十五年より順調な操業に入つて居る。

石油精製工業は朝鮮石油株式會社が昭和十一年八月元山に精製工場を設置し、既設の立石商店釜山製油工場と共に鮮內の需要を充すべく操業中である。また日本窒素肥料株式會社は咸鏡南

道興南邑に高性能燃料工場の設置を計畫、昭和十五年末迄に完成の豫定を以て目下建設中である。

國境地方に於ける大森林は材質が製紙原料に好適の樹木多きに鑑み、パルプ及び**製紙工業**が興り、王子製紙株式會社新義州工場の外、新たに昭和十一年九月より操業を開始した北鮮製紙化學工業株式會社咸北吉州工場は人絹パルプの製造を爲しつゝあり、尙ほ鐘淵紡績株式會社は新義州に鴨綠江沿岸の蘆草を原料とする人絹パルプ工場を建設し昭和十四年初より操業してゐる。

火藥工業としては昭和十一年七月朝鮮窒素火藥株式會社興南工場が始めてダイナマイト、硝安爆藥の製造を開始し、其の後朝鮮火藥製造株式會社は鳳山に朝鮮淺野カーリット株式會社が海州に夫々工場を建設し、何れも昭和十三年十二月より操業を開始した外、本年四月より朝鮮油脂株式會社富川工場が操業開始の豫定にして、三菱鑛業株式會社茂山工場も自家用液體酸素爆藥の製造を爲す見込である。**無水酒精工業**は昭和十二年六月創立せられた朝鮮無水酒精株式會社に於て、木材を原料とするショーラー法に依る酒精工場を新義州に設置し、昭和十五年六月頃から操業の運びとなるが、他方に甘藷を原料としアミロ法に依る東洋拓殖會社直營に係る濟州酒精工場が、目下全羅南道濟州島に建設中にして、昭和十六年度より操業の豫定である。右製品は揮發油に混入して揮發油消費節減の一助となすものである。

(五) セメント工業　朝鮮にはセメントの製造に適する石灰岩、粘土の類豐富にして、且つ各種產業の勃興等に伴ひ、其の需要急增せるを以て、セメント工業も亦遽かに勃興し小野田セメント三工場(平壤、川內里及び古茂山)の外、昭和十一年二月宇部セメント系の朝鮮セメント株式會社が創立せられて海州に工場を建設し、同年六月淺野セメント株式會社が創立、黃海道鳳山郡に工場を建設して、共に昭和十二年度より生產を見つゝあるが、最近豫ねて鴨綠江水力發電株式會社に於て建設中の鴨綠江水力發電工事用セメント工場の竣工を見、尙ほ右の外に目下、小野田セメント三陟工場が新設中で、又同社古茂山工場及び淺野セメント鳳山工場に於ても目下夫々增設中である。

朝鮮工業組合令の公布　中小工業は經濟上、社會構成上重要なる地位を占め、國民經濟の健全なる發達を圖る上に重要なる役割を擔ふものにして、企業上に於ても許多の特質を有するに拘らず、一般に資力薄弱なる爲、生產設備の不充分なるもの多く又經營に秩序統制なき爲、製品に規格の統一なく、動もすれば業者濫立して無謀なる競爭をなし、製品の品質粗惡に流れ易き等の缺陷に依り不振の狀況にあるに鑑み、業者を組織化し、其の團結の力を以て此等の短所を補正し、其の特質を益々發揮せしめ、窮境を打開し改良發達を圖らしむることが最も實情に適し且つ緊切なる措置であつて、內地に於ては夙に工業組合法を制定し强力なる機能の下に中小工業者の團結協助を圖り、大なる効果を收めつゝあつた。朝鮮の工業は現在非常時局下に於て異常の發展を見つゝあり各種大工業も勃興の機運にある反面に、中小工業が平和產業と共に漸次沈滯の趨勢にあるのであるが、中小工業の發展が大工業と併行して始めて朝鮮工業の全面的發展性を期待し得るのに鑑み、昭和十三年八月一日制令第二十七號を以て朝鮮工業組合令を公布し、同年九月一日より之を施行した。

工業組合の行ひ得る事業は檢査、取締、統制共同加工、共同販賣、共同購入、共同設備、指導、研究、調査其の他組合員の營業上又は組合の目的を達するに必要なる各種の施設の外、營業に必要なる資金の貸

付及び債務の保證をも併び行ひ得るのである。本組合令施行後約一年半を經過せる昭和十四年度末現在に於て、合計三十九の組合及び一の聯合會(化學工業組合聯合會)の誕生を見、其の傘下の組合員は總數一千七百八十七名に達したのであるが、工業組合制度に對する業界一般の認識も未だ充分ならず、今後の發展に俟つべきものが多く、目下設立を計畫し準備中のものも多數ある。工業組合制度は前記の如く主として中小工業を對照として設けられたものであるが、統制上の機能が確立せられて居る爲、時局に依る國家の統制經濟政策遂行上の一翼を分擔する公的の任務をも有するに至り、其の結果獨り中小工業のみならず、大工業をも其の傘下に占めて資材の配給生產力の擴充、輸出の振興、物價問題其の他國民生活の安定確保を圖る爲、設立を必要とするものも尠くなく、今後の普及は一層急速活潑を豫想せらるゝのである。尙ほ右の如き情勢に對應し、工業組合運動の圓滿なる發達を圖る目的を以て、既設組合及び聯合會總意の下に、昭和十四年十月二十三日朝鮮工業組合中央會を設立し、指導、連絡及び普及の事務に當つて居る。

中央試驗所工藝部の新設　朝鮮の工藝品は從來品種が甚だ少い上に、其の意匠圖案も概して卑俗低劣であつた。然るに工藝的產業資源は極めて豐富なので、朝鮮特有の意匠圖案及び技法を現代式に改善して、本業、副業、家內工業等各方面に適するやう工夫研究し、以て海外進出に資すると共に工藝原料品需給の調査研究を爲すため、昭和十三年十月中央試驗所に新たに工藝部を設置した。

度量衡令の一部改正　大正十五年現行度量衡令施行以來、鋭意メートル法の普及宣傳に努めた結果、時勢の推移と共に一般の自覺を促し漸次實行の緖に就き、學校敎育は勿論鐵道、遞信、專賣、土木等の事務事業は全く實行に移り、民間側に在つても主要都市に於ける百貨店、公設市場、大會社、大工場等を始めとし、逐次實行者增加の趨勢に在り、殊に最近產業の勃興と農村の自力更生と相俟つて著しく民度の向上發達を促進し來つたが、內地では法令の適用を受くべき事務又は事業方面に於て尙ほ其の普及に不充分且つ不便の廉あり、豫定期間より之が實施を强制するは尙早の嫌ありと認められたるを以て、昭和九年四月法令を改正、右施行猶豫期間を昭和十四年六月末日迄延期したが、朝鮮に於ても猶豫期間を內鮮相異らしむるは、將來取引上諸種の支障を惹起する懼あるに依つて、內地に追隨した處、昭和十四年一月內地に於ては更に法令の一部を改正し、特別の由緖ある土地又は建造物に關しては永久に、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月末日迄尺貫法度量衡の名稱命位を使用し得ること、なつた。因つて朝鮮に於ても內地と同一步調を採ることゝした。昭和十四年七月一日府令を改正施行した。

第九　電氣及び瓦斯事業

(一)　電氣事業

前期との連絡　時局下の半島は所謂帝國の前進兵站基地としての各種生產力の擴充、竝びに資源の急速開發の必要增大し、斯かる事態に卽應すべく電力資源の增强が頗る緊要となつた。本府に於ては曩に電力統强方策の確立竝びに關係法規の制定を見、今期も其の後を承けて所謂第一期計畫の實行を推進し來つたが、時局に鑑み更に根本方策の檢討にも步を進めつゝある。以下既定

方策に基づく發送電計畫の實施狀況を概說することゝする。

(一)　發電事業の創立

(イ)　朝鮮鴨綠江水力發電株式會社の成立　鮮滿國境河川たる鴨綠江本流の包藏する發電力は百六十萬キロワット餘と推察せられ、之が開發は鮮滿に於ける產業の開發振興上極めて緊急を要すると視られてゐたが、玆に鮮滿共同して本水力を開發する機運に到達し、朝鮮及び滿洲に於て夫々資本金五千萬圓(長津江水電、東洋拓殖、朝鮮送電及び滿洲國の出資)の朝鮮鴨綠江水力發電株式會社及び滿洲鴨綠江水力發電株式會社の設立が昭和十二年九月許可せられた。依つて兩社の共同事業として、其の第一著手は平安北道水豐發電所建設に對して行はれ、昭和十六年竣工を目標として、目下着々工事は進捗中である。

(ロ)　江界水力電氣株式會社の成立　鴨綠江水系長津江、禿魯江水系より取水して約二十萬キロワットを發電する江界水力電氣株式會社(東洋拓殖、東京電燈及び昭和肥料の出資)は、昭和十二年七月許可せられ、目下發電工事中である。

(ハ)　漢江水力電氣株式會社の成立　本會社は京城に近く、水力資源に惠まれざる中南鮮地方の電力資源の尤なるもので、昭和十三年十月の設立にかゝり、現在は漢江水系約三十萬キロワットの發電水力の內十八萬キロワットの開發を許可せられ、目下發電工事中である。

(ニ)　南鮮水力電氣株式會社の成立　南鮮地方に於ける水力資源中、蟾津江、錦江及び萬頃江を使用する總出力七萬五千キロワットの開發事業は昭和十四年十二月、右發起人に事業經營の許可があつた。次いで昭和十五年三月、同事業は南鮮水力電氣株式會社と命名、玆に其の成立を見たのである。

(ホ)　黃水院江水力の開發　西鮮、中鮮、北鮮地方に對する電力供給用發電所としての鴨綠江支流長津江水系の總出力〇〇萬キロワットの開發擔當者として昭和八年四月に設立を許可せられた長津江水電株式會社の第一次工事は、昭和十三年七月玆に完成を見たが、是より先、昭和十一年三月同社は、更に黃水院江(虛川江)水力〇〇萬〇千キロワットの開發許可を得た。

(ヘ)　城川江水力の開發　昭和十一年七月、富寧水力電氣株式會社(東洋拓殖會社系)に、豆滿江水系城川江を使用し、總發電力二萬八千キロワットの開發を許可した。

(二)　主要送電幹線の竣工

(イ)　朝鮮送電株式會社　前記長津江の水力電氣を西鮮、中鮮地方に送電する目的の爲、朝鮮送電株式會社は昭和十年十一月下岐川、平壤間亘長約二百粁の十五萬四千ボルト送電線を完成し、引續き平壤、京城間(亘長約二百粁)、城陽、雲山間(亘長六十粁)十五萬四千ボルトの送電線路を夫々昭和十二年末竣工したので、長津江水力の豐富且つ低廉なる電力は京城及び西鮮地方一帶に涉つて進出した。

(ロ)　朝鮮電力株式會社　南鮮方面の電力供給の爲に、朝鮮電力株式會社は寧越、大邱間(亘長百七十粁)、尙州、大田間(亘長六十五粁)に十五萬四千ボルト送電線路を建設し、之は昭和十二年十月竣工したので、玆に南鮮主要都市は寧越の火力發電に連絡せられ、從來の需用地單獨火力發電

は廢止せられた。

(ハ)　長津江水電株式會社　北鮮地方の電源を統一する爲、長津江水電會社は昭和十一年末咸興、清津間に亘長約三百十粁の十一萬ボルト送電線路を完成し、赴水院水力の運轉開始を見る暫定期間、長津江水力電氣を北送した。

(三)　配電事業の統制

(イ)　南鮮合同電氣株式會社の成立　南鮮地方の發電事業として朝鮮電力株式會社の成立を見た處、南鮮地方には相當規模大なる朝鮮瓦斯電氣、大興電氣、大田電氣、天安電燈、南朝鮮電氣及び木浦電燈を初めとして約三十に及ぶ配電事業が分立してゐたので、之を配電事業統制の主旨に依り、先づ前記六社を主體として、第一次合同を圖り、引續き昭和十二年三月第二次の大合同を完成して、玆に南鮮六道及び京畿、江原の各一部に亘る配電事業の統制を實現するに至つた。之に依り、前記朝鮮電力の昭和十二年十月の南鮮方面送電開始と相俟つて、電氣の普及と料金の低下を招來して、南鮮地方の產業の開發振興上貢獻する處があつた。

(ロ)　北鮮合同電氣株式會社の成立　長津江水電の長津江水系開發と相俟つて、咸鏡南北所在の配電會社、朝鮮電氣、雄基電氣會寧電氣、元山水力電氣、北鮮電力、北青電燈及び咸南電氣は夫々其の電源を長津江水力に依存する立場にあつたので、之を先づ第一次の統制方法として咸鏡南道所在配電事業を元山水力電氣を主體として、昭和十年十一月乃至昭和十二年十一月の間に合同し、其の名稱を咸南合同電氣と改稱し、次いで咸鏡北道所在配電會社は朝鮮電氣を主

體として昭和十三年五月其の第一次合同を完了し、社名も北鮮合同電氣と改めたのである。而して更に昭和十四年十一月、前記咸南合同電氣と北鮮合同電氣とを合併し、玆に北鮮地方の配電事業の第二次合同を完成し躍進北鮮の產業に寄與せんとするものがあつた。

國有產金送電線の施設計畫　朝鮮に於ける產金〇〇餘增產の重要なる助成施設として計畫せられたる產金送電線施設計畫は、昭年十三年度より十五年度に至る三箇年繼續事業として、豫算三千六百萬圓を以て約三千三百四十粁の〇萬〇千ボルト及び〇萬〇千ボルト送電線路竝びに出力約十五萬八千キロボルトアンペアの變電所を施設せんとするものであつて、昭和十三年度に於て施設したるものは送電線路約一千四十一粁、變電所及び開閉所數四十九箇所、之が出力五萬五千五百キロボルトアンペアである。此の中昭和十三年度に施設完成したるものは之を電氣事業會社に貸付し既に金山送電を開始し居り、又昭和十四年度及び十五年度計畫のものも逐次完成を見つゝある。

尙ほ其の後の金山需要の擴大に伴ひ送電線約二千十粁、變電所容量約七萬キロボルトアンペアの增設計畫を進めつゝあつて、之が豫算は約千七百萬圓を要する見込で、又此の外に電氣事業會社所有の既設線より分岐し金山に電力供給を爲さしめるのを金增產上最も有效且つ適切と認められる二萬二千ボルト送電線路に對しては建設費の七割に相當する約三百二十六萬五千圓の國庫助成金を交付し、昭和十五、十六兩年度に亘り送電線路約五百七十粁、變電所容量約二萬二千キロボルトアンペアを電氣事業會社をして建設せしめんとしてゐる。

電氣事業の現況　以上の如く發送電計畫竝びに配電統制の第一次計畫は殆んど之を完了したのであるが、此の間豐富なる電源に依り、最近五箇年間躍進の跡を見るに

時期	電氣事業者數（營業中）	資本金（千圓）（營業中）	發電力（瓩）（落・成）	電力需要 電燈數	電力	供給區域 府邑面
昭和十年三月	五四	二三五、四八〇	三〇九、六〇四	一、二九三、八二三	二、五七、三八八	二、四〇八
昭和十四年三月	一五	二四五、五七二	六八〇、四三三	二、〇六三、七〇八	五七四、七九三	二三六九
增減割合	〇・二七七	一・九五七	二・二一九七	一・五九五	二・二三三	〇・九八三

で、事業者數は配電事業統制に依り、供給區域は面の廢合に依つて何れも減少を見てゐるが、資本金發電力は共に二倍、電力に就いては二倍二分に及ぶ狀況であつて、此の一面に電氣料金は配電事業の合理的運營に依り低下するに至つた。卽ち大衆的料金は電燈に於て最高一割七分、動力に於て最高二割の値下を行つたのである。

電力調整令の施行　現下內外の情勢は、速かに國家總動員體制の整備强化を圖り、以て國家總力の發揮に努めることが焦眉の急務であり、殊に生產力の擴充・國防力の充足上樞要なる動力資源である總動員目的所要電力の供給を確保せんが爲、電力の需給を調整し戰時生產能力を維持增進することは國家總力戰の運行上絕對に必要な事柄である。　鬱きに政府は發電及び送電の國家管理を斷行して、先づ發送電部門に於ける體制を整備したが、最近時局の進展に伴ひ、電力の需要は愈々增加の趨向にあるに反し、電源擴充其の他電力供給に必要な資材は物資動員網領に則し、其の使用を規正せられて居る關係上、其の間の不均衡の調和を圖る爲、不急不要の用途に供せられる電力の消費を規正し、時局柄緊急の方面に供給し得べき對策を講ずるの要切なるものがあつた。　是に於て、政府は昭和十四年十月十八日勅令第七百八號を以て電力調整令を公布したが、朝鮮に於ても之が施行を見ることゝなり、同日府令第百八十八號を以て同令施行規則を制定、十月二十七日より施行せられた。　本令は國家總動員第八條の規定に基づき、電力の生產・配給又は消費に關する必要なる命令を發するもので、之に依り政府は電力の消費供給に關し制限禁止を行ふ一方、電力の供給又は受入を命令し得るなど電力の需給に關する一切の命令權を掌握し、電氣機械器具其の他電氣に關する用品又は裝置の貸借讓渡に關しても同樣の措置を爲し得る事となつた。　固より朝鮮の電力は現在の處內地に於けるが如き不足の狀態に達して居ないので、本令の施行に依り直ちに一般の電力の生產・配給又は消費を强制規正する事態に立至らぬであらうが、朝鮮の我が大陸兵站基地たる使命に鑑み、生產力擴充の要益々加はる情勢に在り、近き將來に於て各種事業に對する電力の配給統制及び一般の消費抑制も益々必要となることが豫想されるのである。

朝鮮電氣工業學校の設立　最近に於ける半島の各種鑛工業の發展殷賑の結果は、動力資源としての電氣事業に隔世の感ある躍進を爲さしめたが、之に伴ひ其の技術者の要求も亦著しく增大したのである。　而して之に對する供給は、從來の如く內地の養成機關にのみ依存することは到底寬されない事情と爲つたので、本府遞信局に於ては鮮內各業者の要望を容れ、昭和十五年二月朝鮮電氣協會をして淨財百參拾萬圓の基本財產を造成せしめ、玆に財團法人朝鮮電氣工業學校の設立許

可を申請した。右は三月許可せられ、四月開校の運びと爲つたが、同校は三科に分れ、實業學校規程に準據する修業年限は第一本科五年、第二本科三年、專修科十箇月で、各科百名の生徒を收容し、其の設備内容共に半島唯一のものである。

(二)　瓦斯事業

沿革　朝鮮に於ける瓦斯事業は明治四十年京城電氣株式會社の前身である日韓瓦斯株式會社が韓國統監府の特許を得て、同四十二年十一月供給を開始したのが濫觴であつて、次いで明治四十三年朝鮮瓦斯電氣株式會社(本會社の事業は昭和十二年三月南鮮地方の配電事業の大合同に依り成立したる南鮮合同電氣株式會社に於て引繼ぎ經營す)が其の前身である韓國瓦斯株式會社の時、特許を得て居たのを大正元年八月に供給を開始した。爾來前者は京城府、後者は釜山府を營業區域として何れも電氣事業を兼營し、歐洲戰亂勃發當時の財界不況に遭遇しつゝも事業を休止することなく、比較的順調なる發達を遂げて來たのである。然し乍ら半島文化の向上、經濟力の充實が遲々として進まなかつた爲か、始政以來二十五年の間依然として事業地は京城、釜山の二箇所のみであつた。然るに滿洲國の成立以來、半島の經濟界も漸く内地資本家の着眼する所となり、大小企業の勃興を見、從つて又都市の發展を招來しつゝあつたが、果然今期に入つて昭和十一年十一月、遂に西鮮合同電氣株式會社と大邱府とに事業經營を許可せられ、前者は平壤府を、後者は大邱府を供給區域として昭和十二年九月及び同年十二月に夫々事業を開始し、更に昭和十三年四月新義州府に事業經營を許可せられ(供給瓦斯は滿洲瓦斯株式會社安東支店より鴨綠江鐵橋を經て購入す)同年十二月供給を開始した。此の外、既に仁川、富平及び新興の氣運にある清津、羅津、羅南、咸興、興南等の北鮮地方の主要都市に於ても瓦斯事業の企劃を見、瓦斯の要望も漸次增加の傾向にあり、爲に他の主要都市にも斯業企畫の勃興を見んとする趨勢である。

概況　昭和十三年度末現在の事業概況を示せば、左表の通りである。

事業者名	資本金總額	拂込資本金	瓦斯事業興業費	供給區域	需用家數	孔口數
京城電氣株式會社	三五,〇〇〇,〇〇〇圓	一七,五〇〇,〇〇〇圓	一,四四四,九八九圓	京城府	一七,九六〇戶	五九,四四五口
南鮮合同電氣株式會社	二一,六五〇,〇〇〇	一七,八五〇,〇〇〇	八六三,二九九	釜山府	四,三二一	八,四四四
西鮮合同電氣株式會社	一七,五〇〇,〇〇〇	一四,〇五〇,〇〇〇	三五四,八九九	平壤府	一,六二四	三,五九九
大邱府	—	—	二七六,〇〇〇	大邱府	一,四五五	二,二三五
新義州府	—	—	一二,四〇〇	新義州府	五六八	一,〇四四

備考　資本金及び拂込資本金は事業全部の合計を掲記した。

第十　交通・運輸及び通信

一　鐵　道

概說　朝鮮に於ける交通施設の整備擴充は統治上特に民度の向上、産業の開發と云ふ觀點から鋭意努力を拂はれて來たが、滿洲事變を契機として我が大陸政策の據點としての朝鮮の性格が

大きく描出されるに伴ひ、內地と大陸を結ぶ紐帶としての半島鐵道の使命は新らしい認識の下に愈々加重せられた。卽ち曉近朝鮮產業の開發は工鑛業の劃期的發展を中心に未曾有の飛躍を遂げ、名實倶に大陸前進兵站基地としての機能を遺憾なく發揚し、東亞新秩序の建設工作が交通機關を中核として日支ブロック經濟確立に向つて進められて行くとき、半島鐵道事業は益々其の重要性を倍加するに至つた。此の情勢は業績の上にも如實に表はれ、昭和十二年度以降に於ける客貨輸送數量に見ても事變に因る一部輸送制限にも拘らず、對前年度二割の增加を示し、昭和十三年には入つては軍需生產の全面的擴充を背景に好調の一途を辿り、遂に旅客五千六百五十萬餘人、貨物千七百萬瓲を突破した。從つて此等累年洪水的に殺到する客貨の輸送量に順應すべく、建設改良其の他諸施設の强化にも可及的努力が拂はれ、これまた順調に進捗しつゝある。殊に私設鐵道に於ては重要資源開發の意圖の下に建設せられるもの續出し、昭和十年以降新たに開業した線路の延長は五百三十六粁餘に及んで居る。

(一)　國有鐵道

建設線の概要　本期に於て特記すべきは滿浦線及び惠山線の全通と京慶線の新規工事とである。其他は、大體前期の工事を繼續し、着々進捗中である。各線に就き左に之を略說すると、

(一)　平元線(平壤・元山間)　本線は大正十年度第四十五議會の協贊を經たもの、同十五年以來工事中であるが、西部は昭和十一年十一月一日西浦・陽德間の營業を開始し、東部は同十三年十二月十六日高原・城內間の營業を開始し、目下何れも殘餘區間の工事を續行して居る。

(二)　滿浦線(順川・滿浦鎭間)　本線は昭和元年度第五十二議會の協贊を經た朝鮮鐵道十二箇年計畫の路線で、昭和六年起工以來九箇年の日子を費し、同十四年十月一日滿浦橋梁の竣工を最後として玆に其の完成を見るに至つたものである。本線の完成は滿洲國梅輯線との接續に依り京義・安奉繫路、北鮮・京圖繫路と共に、日滿兩國の連繫を益々緊密ならしめる大動脈を形成するものであつて、中部滿洲・東邊道或は西鮮奧地に於ける各種產業資源の開發及び日滿產業文化の交流に益する所大なるのみならず、國境警備及び軍事上重要なる役割を持つてゐる。

(三)　東海線(安邊・永川間)(蔚山・釜山間)(釜山・鎭海間)　北部は昭和十二年十二月一日安邊より襄陽までを開業し、南部は昭和十年十二月一日海雲臺・蔚山間を開業するに至つたが、何れも殘區間建設中である。

(四)　慶全線(晋州・全州間)(金海・鎭海間)　昭和八年度に全州・谷城間を開通した本線は引續き工事を續行し、昭和十一年十二月十六日谷城・順天間の營業を開始した。本區間開通と共に、裡里・麗水港間の線路を全羅線と改稱した。金池・潭陽間の建設工事は目下進捗中である。

(五)　京慶線(京城・永川間)　本線は昭和十一年度第六十九議會の協贊を經たるもの、大邱線元東海中部線永川を起點として概ね北上し、慶北安東を經て竹嶺の嶮を貫き、丹陽・堤川・原州・楊平を過ぎ、京元線東京城驛に達する總延長三百五十八粁六分の路線にして、京釜線と東海岸線との略々中央部に介在し、東海中部線及び東海南部線に連つて半島第二の縱貫線を形成、慶尙北道・忠淸北道・江原道及び京畿道の奧地沿線一帶に於ける豐富なる鑛產・農產及び林產の開發に資し、且つ近時頓に增大した京釜線の輸送を調節し併せて水害其の他に於ける臨機輸送を圓滑ならしめる

重要な鐵道である本線の建設工事は之を南北兩部に分ち、昭和十一年度より着手、南部に於ては十五年三月一日永川・安東間の營業を、北部に於ては十五年四月一日東京城・原州間を夫々開業した。殘餘區間は目下工事中であるが、本區間には竹嶺及び雉岳の兩隧道がある。

(六) 惠山線吉州・惠山鎭間)　昭和九年度吉州・白岩間の開通後、引續き工事を續行し、同十二年十一月一日全線の營業を開始し、玆に昭和三年起工に係る本線の全通を見るに至つた。本線の竣工により白岩より分岐する白茂線と相俟つて咸鏡北道奥地に於ける交通形態を一新し、林鑛資源の開發と國境の警備に重要な役割を演ずること、なつた。

(七) 白茂線白岩・茂山間)　本線は昭和七年卽ち前期北鮮開拓事業の一として計畫せられた所のもので、十四年十月一日迄に白岩・延社間の營業を開始するに至つたが、殘餘區間の工事は目下尙ほ續行中である。

既設線路の改良

(一) 廣軌改築工事　昭和三年の買收に係る舊慶東線(東海中部線)の廣軌改築工事は昭和十年度より着手し、蔚山・慶州間は十一年十二月に、大邱・慶州間は十四年六月に竣工、夫々廣軌線に依る營業を開始した。

(二) 輸送量增强工事　最近急激に發展した鮮內諸產業の躍進と滿洲國開拓促進に伴ひ激增する客貨輸送の緩和を目的とする輸送力强化の意圖の下に、京釜・京義兩幹線の〇〇〇が計畫せられ、京釜本線の增强工事は第一次計畫として昭和十一年度より釜山鎭・三浪津間及び大田・南城間の工事に着手し、十四年度を以て該計畫全部の竣工を見たが、支那事變以來本線の輸送量は著增を來したので、第二次計畫として殘區間の改良工事が引續き施行せられる豫定である。また本邦製鐵業の現狀に鑑み埋藏量豐富なる茂山鐵鑛開發計畫竝びに清津に於ける日鐵及び三菱製鐵所設置計畫實現に伴ふ原鑛石の大量輸送に備ふべく咸鏡線の一部改良工事が昭和十四年六月滿鐵委託工事として着工された。

滿鐵委管北鮮鐵道の一部還元　昭和八年九月、本府は北鮮鐵道の經營に關し滿鐵との間に同年十月一日より向ふ二十年間の委託契約を結んだことは前期に述べた所であるが、最近北鮮に於ける鑛山其他產業の驚異的發展に伴ひ、地方產業政策の見地から一部還元の折衝が開始され、幾多の曲折を經て、昭和十五年六月二十六日遂に協定が成立、七月一日より北鮮西部線上三峰・清津間・會寧・雄基間の自動車運輸業が本府鐵道局に復歸した。

私設鐵道の買收　前記新線の建設計畫に伴ひ、國有鐵道間に介在する私設鐵道を買收する必要を認め、昭和十一年三月南朝鮮鐵道會社線全南光州・麗水港間を、同十五年三月朝鮮鐵道會社慶北線金泉・慶北安東間を買收し、何れも國營とした。前者は買收と同時に線名を松麗線と改稱したるも全羅線の開通と共に、松汀里・順天間は慶全西部線、順天・麗水港間は全羅線の一部と爲つた。尙ほ南朝鮮鐵道路線の買收に伴ひ、同會社が附帶事業として經營し來つた自動車運輸事業をも併せて之を直營すること、なつた。

營業粁程　各線區間別粁程は昭和十五年四月一日現在は左の通りである。

線名	區間	粁程	線名	區間	粁程
京釜本線	釜山―京城	四五〇・五	慶全南部線	三浪津―晋州	一二〇・一
京釜線 大邱線	大邱―永川	三八・四	慶全線 慶全西部線	佩海線 昌原―佩海	三八・四
京釜線 慶北線	金泉―慶北安東	一二八・二	慶全線 慶全西部線	松汀里―順天	一三四・六
京仁線	南京城―仁川	三一・〇	光州線	光州―潭陽	二一・五
京義本線	京城―安東	四九九・三	全羅線	裡里―麗水港	一九八・三
龍山線	龍山人里―廣江村	六・七一六	東海線 東海南部線	釜山―慶州	一二二・三
京義線 平南線	平壌―鎮南浦	一三一・一	東海線 東海中部線	永川―蔚山	一二六・〇
京義線 釜二浦線	黄海黄州―釜二浦	五五・二	東海線 東海北部線	安邊―襄陽	一九二・六
京義線 平壌炭礦線	大同江―勝湖里	二三・三	京慶線 京慶南部線	永川―慶北安東	八九・五
博川線	孟中里―博川	九・三	京慶線 京慶北部線	東京城―原州	一〇八・四
新義州線	新義州―新義州江岸	一・八	平元線 平元東部線	高原―城内	三〇・〇
湖南本線	大田―木浦	二六・一	平元線 平元西部線	西浦―陽德	一二三・九
湖南線 群山線	裡里―群山港	二四・七	滿浦本線	順川―滿浦	二九九・九
京元線	龍山―元山	二三三・七	滿浦線 价川線	新安州―价川	二九・五
咸鏡本線	元山―輸城	五三・八	龍登線	球場―龍登	七四
咸鏡線 川内里線	潭川―川内里	四・四	惠山線	吉州―惠山鎭	一四一・七
咸鏡線 北青線	新北青―北青	九四	白茂線	白岩―延社	一三六・八
咸鏡線 鐵山線	興利原鐵山	三・〇	計		四一八五・五
咸鏡線 造湖線	興―造湖	四・九	（滿鐵委管鐵道）		

線名	區間	粁程
北鮮東部線	圖們―雄基	一四七・三
北鮮線 北鮮西部線	清津―南陽	一七〇・二
計		三一九・二
（會寧炭礦線）	會寧―鷄林	一一七

貨物運賃の改正　鐵道貨物運賃制度が經濟開發にもつ意義は頗る重要なものがある。朝鮮に於ける貨物運賃制度は昭和五年四月に改正せられ、メートル法實施に伴ひ賃率の引下を爲したが、其後隨時必要に應じて特定の割引賃率を附加し來つた。然るに鐵道局では經濟界の急激なる變遷に伴ひ、運輸の實情に卽する運賃機構の根本的改革の必要に迫られ、昭和十三年二月一日を期し之が改正實施を斷行した。改正の要點は　(一)運賃制度の簡易化　(二)割引賃率の整正及び小口扱運賃の引下　(三)宅扱の新設である。また時局の推移に從ひ、滿洲・北支の鐵道との連絡の緊密化を圖る必要を生じ、昭和十二年十一月五日より鮮滿連絡貨物小口扱直通運賃を設定したが、更に十三年十月一日に日滿支連絡運輸協定成立し、滿鐵は此の機會に貨物運賃の改訂を行ひ、從來の直通運賃制度を滿洲發朝鮮內地着小口扱貨物にも適用し、車扱貨物に就いても直通運賃を新設し、內地發滿洲着の混載貨物が從來安東迄であつたものを奉天・新京・哈爾濱まで取扱を擴張した。實に鐵道貨物の大陸政策上劃期的なもので、此の結果は日滿支貿易に大なる貢獻を爲すものと期待される。

國際聯絡（中華民國との聯絡）設定　中華民國との聯絡は滿洲事變以後諸種の都合に依り一時其の取扱を中止して居たが、昭和十二年五月十五日より新たに北寧鐵路管理局線著貨物の運送を開始した。次いで蘆溝橋事件を契機として北支の治安確立と共に、日支間の交通聯絡運輸復活の議が起り、旅客・手小荷物及び貨物に就き、鐵道當局竝びに各汽船會社航路と華北交通線間は、孰れも昭和十三年

十月一日より聯絡運輸の協定が成立した。尙ほ時局の進展に伴ひ昭和十四年九月二十日より鐵道局線と華中鐵道線との間に鐵道省・日本郵船上海航路經由の聯絡運輸を開始した。

關釜連絡と大型船就航　下關・釜山間海上二百四十粁の連絡船は鐵道省の經營に係り、從來昌慶丸・德壽丸（各三・六〇〇噸）の三艘が交替運航し、晝航便八時間・夜航便九時間半を要してゐたが、客貨輸送量激増の趨勢に鑑み、昭和十一年十月より金剛丸（七・一〇〇噸）興安丸（七・一〇〇噸）の大型船を就航せしめ、之を專ら夜行便に充當し、所要時間を七時間三十分に短縮した。

列車運轉時刻の改正　鮮內產業の急激なる躍進と大陸交通の異常なる發展に卽應する爲、關釜間大型船の就航を機會に、昭和十一年十二月一日列車運轉時刻を全面的に改正し、鮮內輸送力の調節を中心に大陸直通幹線の增速化を圖つた。其の後、支那事變勃發し、北支の治安確立すると共に中華民國臨時政府の成立を見、內地と北支方面との交通は日と俱に重要性を加ふるに至つたので、昭和十三年十月一日より滿鐵線に呼應して當局線列車運轉時刻の改正を實施し、釜山・北京間に直通旅客列車を新設し、兩國交通史上に一新紀元を劃した。然し乍ら日滿支間交通運輸量の急激なる膨脹は、尙ほ輸送力の增大を必要としたので、昭和十四年十一月一日より更に滿支を一貫した列車運轉時刻の改正を斷行、大陸國策協力への積極化を明かにした。

支那事變と鐵道　支那事變勃發するや、當局線は最も重要なる皇軍兵站線として軍隊及び軍需物資輸送の重責に任ずることゝなり、所謂軍鐵一致の實を擧ぐべく凡ゆる犧牲と困難とを排除して其の使命達成に努力し來つた。卽ち輸送上の諸施設の擴充强化・輸轉材料の充足・主要術工場の防護設備等に就いて萬遺漏なきを期すると共に、營業方面に於ては團體貸切及び旅客誘致を目的とした諸割引旅客の取扱を停止し、旦つ貨物に對し、生活必需品及び石炭・鑛石・肥料・セメント等の重要物資の優先輸送を認め、其の他の諸貨物の輸送には相當の制限を附するも等の應急施策を爲した。また貨物輸送制限は程なく廢したが、生產力擴充關係重要物資に對しては、昭和十五年一月十五日より戰時運賃の割引を實施し、戰時經濟國策の遂行に協力した。

小運送事業の統制　小運送事業は生產力の擴充竝びに重要資源の開發促進・軍需品及び動員物資の輸送に重大なる關聯を有すると共に、斯業の堅實なる發達は一般產業經濟界の發展向上に寄與するところが尠くない。殊に戰時又は事變に際しては斯業の重要性が頓に倍加され、之に卽應する爲には、豫め小運送業の統制・其の從業員の訓練・小運送用具の整備・小運送能力の强化充實を圖ることが特に緊要である。仍つて昭和十二年四月五日法律第四十五號を以て小運送業法を公布し、之が行政監督の制度が確立されたが、本府に於ても時局下朝鮮の事情に適應せる朝鮮小運送業令を制定し、昭和十四年十一月九日制令第十八號を以て之を公布し、翌年一月十五日より施行せしめた。之に依り小運送業者の免許制度が敷かれ、運送店の亂立・不當無謀なる競爭に因る荷主公衆の損害迷惑が解消すると共に、小運送料金は公定せられ、總ての運送店は鐵道局の監督の下に業務を營むことゝなり、自然其の營業の保障を得るに至つたのである。

陸運統制令の公布　支那事變勃發以來、物資需要の急激なる增加に伴つて輸送に課せられる負擔は益々加重となり、陸上輸送の基幹たる鐵道では銳意輸送力增强計畫を實現しつゝあるも、總動

員物資輸送確保の爲には、陸上運送業者及び荷主に對し輸送上の協力を公的義務として強制する必要を生じ、昭和十五年一月三十一日國家總動員法に基づく陸運統制令が勅令第三十七號を以て公布され、二月二十五日より施行、内外地を通じて適用される事となつた。右勅令により朝鮮に於ても府令第十九號を以て陸運統制令施行規則を制定、同日附施行された。

(二)　私設鐵道及び軌道・自動車運輸事業

私設鐵道の建設

(一)　朝鮮京東鐵道株式會社　本鐵道は京釜本線水原を起點とし、利川を經て驪州に至る延長七十三粁四分の路線を營業中であつたが、昭和十年三月更に驪州・古東間及び水原・仁川間の敷設免許を受け、その内大部分は昭和十二年度に竣工、同年八月六日より營業を開始した。

(二)　東滿洲鐵道株式會社(舊朝鮮有鐵公司)　本線は咸鏡北道訓戎驛構内を起點とし滿洲國吉林省琿春を終點とする狹軌鐵道で、昭和十年十一月開業したが、十四年一月廣軌改築を完成した。

(三)　南滿洲鐵道株式會社(舊羅總)　本區間は昭和八年南滿州鐵道會社に委託經營を爲した圖們線終端雄基驛と羅津港とを結ぶ延長十五粁二分の廣軌鐵道にして、昭和七年八月敷設免許を受け、十年十一月一日運輸營業を開始した。圖們線と連絡して滿洲奥地と羅津港とを結ぶ重要線である。昭和十五年七月一日北鮮線還元と共に鐵道局に讓渡された。

(四)　多獅島鐵道株式會社　昭和十年七月八日創立、本社營業所を新義州に置く。免許路線は新義州より多獅島に至る區間合計五十五粁六分で、其の内、多獅島・新義州間は昭和十四年十一月創立、目下楊市・南市間を建設中である。

(五)　三陟鐵道株式會社　昭和十一年四月一日創立、本社を京城に置き、三陟炭田の開發を主目的とする。その路線は江原道三陟郡望祥面墨湖を起點とし所達面に至る四十一粁七分で、昭和十一年八月起工以來現在までに殆んど建設工事を終つた。

(六)　京春鐵道株式會社　昭和十一年七月二十日創立し、本社を京城に置く。江原道東部一帶の開發に資せんとするもので、昭和十四年七月城東・春川間九十三粁五分の運輸營業を開始した。

(七)　平安鐵道株式會社　昭和十一年十月二十三日創立、本社を鎭南浦に置く。廣梁灣に於ける製鹽を輸送し、併せて平安南道の海岸地方開發に資せんとするもの、昭和十三年七月十日鎭南浦・龍岡溫泉間三十四粁七分を開業した。

(八)　增豐鐵道株式會社　昭和十二年一月創立、本社を下岐川に置き、咸鏡南道端川驛より南大川を遡り洪君里に至る延長八十粁三分の路線にして、咸南奥地地下資源の開發と共に、虚川江水電工事材料の輸送に資するもの、昭和十四年九月營業を開始した。

(九)　平北鐵道株式會社　本社を京城に置き、京義線定州驛を起點とし平安北道朔州郡九曲面水豐洞に至る延長百二十四粁一分の鐵道にして、沿線の農産・林産殊に地下資源の開發と共に、軍事上・警備上重要なる路線である。昭和十四年十月營業を開始した。

(十)　西鮮中央鐵道株式會社　昭和十三年二月二日創立、本社を平壤に置く。局鐵勝湖里より德川に至る延長百二十五粁六分の路線で、勝湖里・南江東間を昭和十四年十一月に開業した。

(二) 釜山臨港鐵道株式會社　本鐵道は昭和十二年二月池田佐忠名義を以て建設免許を受けた。京釜線釜山鎮より戡蠻面に至る五粁五分の路線にして目下建設準備中である。

(三) 朝鮮石炭鑛業株式會社　本線は局鐵阿吾地驛より分岐せる同社專用鐵道五粁九分を改良して一般運輸を爲さんとするもので、昭和十三年十二月一日より運輸營業を開始した。

(四) 北鮮拓殖株式會社　本鐵道は北鮮線古茂山より分岐して茂山郡茂山面に至る延長六十粁六分の路線にして、昭和十四年七月二十一日免許せられ、目下建設工事中に屬する。

軌道の現況　軌道に就いて前期と異るところは、釜山及び平壤の電氣軌道の經營が、前者は昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社へ合流し、後者は同年十二月平壤府より西鮮合同電氣株式會社に讓渡せられた事である。昭和十五年三月末に於ける軌道開業線は左の通りである。

會社名	事務所所在地	區間	軌道粁程	動力	建設費
京城電氣株式會社	京城	京城府内及び崇仁里・麻浦・往十里間	三五・九粁	電氣	千円 五五三三
南鮮合同電氣株式會社	釜山	釜山府内	一二・二	同	一、九四四
西鮮合同電氣株式會社	平壤	驛前・箕林里・大同江支線・船橋里・寺洞間	一二・八	同	一、九三九
咸平軌道株式會社	咸平	鶴橋驛・咸平邑内間	六・一	輕油	一〇〇
京城軌道株式會社	京城	東大門・往十里・麗島及び江岸間	八・四	輕油電氣	七五六
計		上後原・廣壯間	六〇	同	一、〇六七
			八一・三		一〇、三七二

自動車運輸事業の現況　朝鮮に於ては從來鐵道網普及の程度が低い爲、自動車は鐵道の先行機關或は代用線として著しい發達を遂げつゝあるは、今更說明を要しない所であるが、殊に今次支那事變に際會して更に一層其の眞價が認められるに至つた。就中、貨物自動車が國防上有する使命は極めて重大であつて、昭和十四年三月勅令第九十九號を以て軍用自動車檢査法が朝鮮にも施行せられ、自動車の量的質的維持擴充の必要に鑑み、軍は鮮內貨物自動車の車體性能檢査を實施したが、輸送力の增强と相俟つて自動車の整備を圖ることは現下の急務であり、本府は同檢査に協力すると共に、自動車製作事業竝びに自動車交通事業の助成に萬全の措置を講じつゝあるのである。

然るに我が國業界の現狀は必ずしも此等の要求を充分に果し得ない憾があるので、更に新事態の要請に適應せんが爲、自動車交通事業法が昭和十五年四月、九日法律第百六號を以て一部改正された。從つて之と內容を同くする朝鮮自動車交通事業令も改正を見ることゝなり、附屬法規の改正と相俟つて十五年十月頃實施せられる豫定である。

飜つて斯業統制合理化の推移を見るに、準據法規たる朝鮮自動車交通事業令の施行（昭和十年四月）以來、鐵道局の指導助長により着々進捗しつゝあつたが、今次事變の勃發と時局の進展に伴ひ、輕油統制の强化は斯業の合同統制を促進し、陸運營業は主要幹線の殆んどが朝鮮鐵道・朝鮮運送兩會社の二系統の下に包括されるに至り、他面輕油節約の爲、運行回數の制限、閑散路線の運行休止等を餘儀なくされ、輕油に代る木炭自動車・アセチレン自動車の出現を招來した。尙ほ來るべき問題は都市交通の統制であるが、京城府內のタクシー營業者が昭和十四年夏京城自動車交通株式會社を設立、現

物出資を以て合同したのは業界に大きな示唆を與へた。

二　道路・河川・橋梁

(一)　道　路

第二期治道工事　寺內總督時代施行せられた第一期治道工事に引續き長谷川總督時代に第二期計畫が樹立せられた。之は當初大正六年度より同十一年度に亙る六箇年、總工費七百五十萬圓の繼續事業であつたが、其の後路線の追加又は財政上の變化に伴ひ屢々豫算と竣功期とが變更せられ、現在總工費三千百十一萬圓、竣功期昭和十六年度の豫定を以て實行中である。尙ほ本計畫完成の曉には更に第三期計畫を樹て道路網の完璧を期する豫定である。

北鮮拓殖道路　北鮮開拓の目的遂行の爲、必要なる事業の一部として、昭和七年宇垣總督時代に十五箇年計畫、工費八百三十八萬圓を以て二・三等道路七百七十七粁の改修に着手したが、昭和十三年四月に朝鮮道路令が公布せられた結果、路線や道路の種類等に一部變更を加へ、新たに二線を追加して、結局十二線、延長千二十八粁餘とし、昭和七年度以降二十二箇年計畫に變更した。着手以來昭和十三年度迄に、工費二百八十九萬四千餘圓を投じ、四百三十八粁餘を改修することが出來た。

國境道路　第二期治道計畫の一部として新義州から惠山鎭に至る鴨綠江岸の國境道路は大正十一年度から工費五百八萬六千餘圓で施行し、前期末には大部分の竣功を見、本期に入つて滿浦慈城間三十七粁及び昌城楚山間六粁を昭和十三年度迄に改修し、國境道路は一應完成を見た。

金山道路　時局の脚光を浴び地下資源、就中金鑛の開發が叫ばるゝに至つたのに伴つて、金山道路の改修は一日も忽せに出來ないので、前期に於て時局應急土木事業の一部として、昭和七・八年度に二百餘萬圓を以て、急を要するもの、改修を爲したが、昭和十三年度より三箇年繼續、總工費七百萬圓を以て二十九路線、計畫延長千五十四粁の改修をする事となつて現在實行中であり、十三年度末改修濟延長百七十二粁であるが、更に同十五年度に於ては三十三路線・八百三十二粁を追加し、工費も三百萬圓を增額し、總額一千萬圓を以て金山の開發に資する豫定である。

國防道路　國防上の觀點よりする朝鮮の道路は不便勘からざるものがあるので、昭和十二年度より四箇年繼續、總工費二百六十五萬五千圓を以て咸鏡南北道の道路改修計畫を樹て、昭和十四年度に於て百五十萬圓を追加、竣功期を同十六年度として實施中であるが、更に昭和十五年度以降四箇年繼續、總工費一千一百十六萬圓を追加して京城・〇〇間の改修をする豫定である。

國境橋梁　鮮滿兩地の國境を劃する鴨・豆兩江上の橋梁架設は、五大政綱の一たる鮮滿一如の表現として交通連絡上極めて緊要なるは勿論、治安・產業兩方面より觀て亦頗る重要であり、且つ急施を要するので、本府及び滿洲國兩當局に於て昭和十一年十二月十日之が架設に關する協定を結んだ。之に依つて滿洲國側施行八箇所、朝鮮側施行六箇所、計十四箇所を架設することゝなり、本府では總工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度より着手し、昭和十六年度を以て竣功の豫定で目下工事中である。昭和十四年度末に於ける竣成橋梁は滿洲國施行は一箇所、朝鮮側は二箇所である。

既成道路の延長　右の外、昭和十一・十二兩年度に於ては地方振興土木事業の一部として、一・二・三

等道路の改修及び補修工事を行はしめたが、以上實施の結果、既成道路の總延長は昭和十三年度末に於て、一・二等道路一萬一千九百七粁餘、三等道路一萬一千七百七十粁餘であつて、之を道路網の總延長に對比すると一・二等道路は約九割强、三等道路は八割强に當る。尙ほ、外に金山道路及び林道延長三百九十三粁餘があり、營業自動車の運轉網は延長粁程二萬九百四十五粁餘に上つてゐる。

道路令の公布　朝鮮の道路に關する規則は、併合匆忙の際應急的に發布せられた道路規則を存するのみで、此の規則も數次の改正があつたが、時運の進展に副はない點が多かつたので、根本制度確立の必要が痛感せられたのである。朝鮮道路令は此の要望に基づき、昭和十三年四月四日制令第十五號で公布せられ、府令第二百二十九號を以て同年十二月一日より施行せられた。本令の內容は相當廣汎であるが、其の要點は　(イ)道路と其の附屬物　(ロ)私權の制限　(ハ)新たに道路、道路附近の土地又は道路の附屬物となるべきもの　(ニ)道路の種類及び路線の認定　(ホ)道路の管理　(ヘ)道路に關する工事又は維持の施行　(ト)道路に關する費用の負擔　(チ)道路より生ずる收益の歸屬　(リ)道路の區域認定　(ヌ)損害の補償　(ル)不服申立　(ヲ)本令の適用なき道路の取締等の規定であり、道路の種類に就いては從來の等級別を改めて國道、地方道、府道、邑面道の四種とし、夫々朝鮮總督、道知事、府尹(所管府域內に限り國道、地方道を通じて)、邑面長の管理する事とした。

(二)　河　川

治水事業　第一次齋藤總督時代企畫せられた六大河川の改修は引續き施行中であるが、其の後財政上の都合による增減、追加工事等に依つて、屢々豫算と竣功期との變更があり、昭和十二年度に

は東津江、蟾山江、三橋川の三河川改修を追加し、以上九河川と局部的に改修した直轄河川改修の總工費は七千六百二十七萬圓餘である。右の內、載寧江は昭和十一年度、萬頃江、大同江は同十四年度に竣功し、爾餘の河川も夫々豫定通り竣功の見込である。

中小河川の改修　主要直轄河川の改修は前述の如く着々實績を擧げてゐるが、之と竝行に支派川や獨立せる中小河川の改修を施行せねば眞の治水事業は完成せぬので、昭和十二年度から六箇年繼續事業として、總額七千五百萬圓に對し約七割の國庫補助を與へて、全鮮の中小河川の內、二百五十五河川の改修に着手し、現に進行中であるが、之が完成の曉には全鮮の治水事業は劃期的に面目を改むるものと豫想せられる。

右の外、昭和十一年度には地方振興土木事業の一部として、直轄河川たる美湖川、錦江、咸安川、大寧江及び北靑南大川竝びに地方河川に屬する安甘川、外二十三河川の改修を施行した。

治水調査委員會　朝鮮に於ける年間降雨量の大部分は夏季二三箇月間に降下する特異性を有し、夏季に於ける豪雨は極めて激烈で毎年大小の水害を繰返へすのが常であり、最近十數年間に於ける被害額は毎年平均二千萬圓に達する狀態である。殊に昭和十一年夏、中鮮以南を襲つた風水害は寔に激甚であつて、大正十四年の水害を遙かに凌駕するものであつた。此の狀態が毎年繰返へさるゝことは、產業開發上の一大障害であるの許りでなく、人心の安定に及ぼす影響も亦深刻なものがあるので、速に根本對策を樹立するの必要が痛感せられ、昭和十一年十月十日本府は訓令第二十九號を以て治水調査委員會規程を公布した。右訓令に基づいて政務總監を會長とし、官民達識

經驗者等三十名より成る委員會が組織せられ、其の第一回委員會を昭和十一年十月二十九・三十の兩日に亙つて開催し、治水治山に對する根本方策を決議した。而して決議事項中の大河川の改修、中小河川の調査・改修・砂防事業等の一部は直ちに實行に移され、現に施行中である。

(三)　橋　梁

漢江人道橋　本期間中に竣成した主なるものは漢江人道橋である。本橋工事は昭和九年八月二十一日起工、同十一年十月二十三日開通、總延長三百八十一米、工費二百十萬圓餘を要した。京城舊市街と新市街の永登浦方面とを結ぶ唯一の連絡路である漢江橋は、舊市街側より本流中央部に在る中島迄は、昭和二年度から同四年度にかけ、災害復舊費を以て、幅員十八米餘のゲルーバー式鋼桁橋に架換へたが、新市街側は大正五年架設の幅六米半其の儘であるので、激增する交通量に對する一大障害であつたのが、本架換が完成して新舊兩市街交通上の劃期的飛躍を齎した。

三　都市・港灣

都市計畫　市街地計畫令は公布以來既に五箇年有餘を閲するのであるが、此の間本令の適用せられたる箇所は實に二十六箇所(京城・仁川・開城・清州・大田・扶餘・全州・木浦・群山・光州・大邱・釜山・平壤・鎭南浦・新義州・多獅島・楊市・春川・海州・咸興・元山・興南・羅津・清津・城津・羅南)に及び、全鮮の主要都市は殆んど全部適用せられたのである。而して右の內、本令の特色とする市街地の創設を目的として計畫せられたるものは、羅津・京仁(次項參照)・楊市・多獅島以上二箇所は鴨綠江河口に於ける工業都市を目的として計畫(扶餘・扶餘神宮の造營に伴ひ、神域都市として計畫)の五箇所である。

次に計畫の內容を見るに、市街地計畫の基本たる街路計畫及び土地區劃整理地區は、適用箇所の殆んど全部に計畫せられ、一團の工業用地造成地區及び一團の住宅地經營地區は夫々都市の實情に應じ計畫せられてゐるが、尙ほ京城には公園計畫も既に決定し、又主要都市には商業・工業・住宅の各地區も指定せられてゐる。因みに此等計畫中既に事業に着手せるものは十三箇所で、其の事業費は二千餘萬圓の多額に達した。

京仁市街地計畫の全貌　滿洲・支那の兩事變を契機として半島の使命は愈々重大を加へ、各種產業は其の地理的特質に鑑み、劃期的な發展を遂げんとする趨勢にあり、就中京城・仁川附近は半島に於ける政治經濟の中樞部たるのみならず、黃海を距てゝ、支那大陸に近接し、對外的に最重要位置を占め、仁川築港工事及び漢江水力電氣工事の進捗と相俟つて、各種大工場の建設相踵いで計畫せられ、一躍大工業地として發展すべき機運にある。然るに京城・仁川の各市街地計畫區域內は既に地價高價なるのみならず、大工場建設の餘地なく、自然京仁間の區域に進出せんとする情勢にあり、現狀の儘放置するときは無統制な市街地を現出し、交通・保安・衞生上憂慮すべき事態を惹起する虞ある許りか、經濟的にも不利不便尠くないので、速に市街地計畫を樹立し、以て健全なる市街地の發展を企圖することは喫緊の要務である。仍つて昭和十四年十月、朝鮮市街地計畫委員會は、始興・富川・金浦の三郡に跨る總面積約三億五千五十九萬平方米を以て區域とする京仁市街地計畫を決定した。決定內容を表示すれば次の通りである。

本港は由來內鮮連絡の關門に當るので其の施設には既往に於ても第一期第二期工事を通じ多額の國帑を投じたが猶ほ船舶の碇泊に不便狹隘を告ぐるに至つたので昭和十一年度以降七箇年繼續總工費一千六百七十六萬九千七百圓を以て鑛眼工事に着手し更に昭和十五年度から四箇年繼續總工費一千二百七十萬圓の追加豫算が認められ現在實施中である。尙は昭和十一年度に於ける重要性に鑑み其の施設に着手し更に昭和十五年度以降七

(五) 仁川港　本港は明治三十九年財政顧問時代より歴代總督を經て、昭和九年迄に總工費約九百二十三萬圓を投じて各種設備を施したが、昭和十年度から十箇年繼續、總工費九百三十二萬圓を以て、第二閘門外諸設備の工事中であるが、昭和十四年度現在で全體の三割進捗してゐる。

(六) 多獨島港　本港が西海岸北部に廣闊なる不凍錨地を有する天然の良港であることは、相當古くから世間に知られてゐたが、本格的港灣設備に着手したのは、宇垣總督時代昭和十一年度からである。當初は四箇年繼續、總工費百餘萬圓を以て工事に着手したが、昭和十三年度に千三百萬圓を追加して、六箇年繼續事業とし、海陸連絡設備の完璧を期すことゝなり、目下鋭意工事中であるが、現在總體の約三割進捗してゐる。

(七) 海州港　本港はもと龍塘浦港と稱し、地方費を以て若干の設備をなし、國費支辨の設備を施したことはなかつたが、昭和十五年度から七百五十萬圓、四箇年繼續事業として本格的海陸連絡設備をすることゝなつた。

(八) 清津港　本港はもと一漁村に過ぎなかつたものが、日露戰役に軍隊の上陸基地と爲つてから次第に發展を遂げ、今日の殷盛を齎したのであるが、港灣の設備としては併合前明治四十年財政顧問時代、四箇年繼續で約四十萬圓を投じ、稅關設備を施したのを濫觴とし、大正十一年以降昭和十年度迄に六百九十萬圓を投じて海陸連絡設備を施し、其の他窮民救濟事業で百萬圓の沿岸貿易埠頭を築造したが、急速な發展と工業物資の呑吐に對應し、荷役を安全にする百十一萬平米の錨地擴張の爲、防波堤、護岸、防砂堤等約二千米を築造すべく、昭和十二年度から四箇年繼續、總工費六百八十萬圓の工事中であるが現に約七割の進捗である。又沿海水產漁業助長の目的を以て、宇垣總督時代に漁港施設擴張工事を起し、三十八萬圓を以て東洋屈指の大漁港を完成した。

(九) 鴨川港　咸南端川郡の重要鑛物や其の奥地森林資源開發を目的として、南大川河口に千八百米の防波堤と二百四十米の波除堤を築造して、本港から物資を搬出するのであるが、昭和十四年度より計畫實行に移り、總工費四百三十五萬圓で昭和十七年度には完成する豫定である。

(十) 城津港　財政顧問時代より第一次齋藤總督時代にかけて應急的港灣設備が施され、宇垣總督時代に貯木場設備を完成、引續き昭和十一年度から錨地を安全に庇護し、尚ほ荷役の迅速を圖る爲、埋立四萬五千平米、防波堤五百米、繫船壁二百五十米等を築造する計畫を樹て、總工費二百五十九萬餘圓、五箇年繼續事業として着手し、本期に入り着々進捗して計畫の七割は旣に竣成したが、昭和十五年度からは更に四箇年、百九十萬圓を追加、荷役能力の擴大を圖ることゝなつた。

(二) 墨湖港　東海岸に於て樞要の位置を占めながら、從來の港灣設備としては見るべきものがなく、僅かに漁船の船溜りとして二百十四米の防波堤を有するのみであつたが、奥地三陟炭田の石炭搬出港として本港の修築は焦眉の急を要するので、昭和十二年度以降四箇年、工費百五十萬圓を以て、防波堤六百米、防砂堤百二十米を築造中である。

(三) 地方港灣施設　重要港灣の施設に就いては前述の如くであるが、其の他の地方港灣に對しては從來より國庫補助を與へて之が助成に努め、本期に於ては長項港外十六港に二百五十餘萬圓の國庫補助を與へて、港灣設備又は漁港の修築を行はしめた。

四　航路・船舶

命令航路　昭和十二年度に於ては北鮮北海道線を開設して、關係地方民多年の要望を充たし、又鮮産品の對外直積輸出の利便に資する爲、南洋・印度向對外航路の釜山寄港を實現し、尚ほ北鮮に於ける新情勢に對應せしむる爲、朝鮮上海線の施設を變更擴張した。同十三年度に於ては北支新政權の樹立に依り、同方面の經濟建設が着々實行に移されんとする情勢に伴ひ、半島の地理的優位性に因り、朝鮮・北支間の貨客增大を豫想せらるゝに至つたので、西鮮・天津、西鮮・青島及び横濱・天津線の寄港の三航路を新設し、又輸出貿易の促進を期する爲、日本・漢堡線を釜山に寄港せしむることゝした。同十四年度は時局の進展に伴ひ、半島に負荷されたる大陸前進兵站基地としての使命を一層具體化する爲、北支各航路の態様を改善した。尚ほ昭和十五年度に於ては一層對外航路を擴張して、鮮産品の海外進出に備ふる計畫中である。因みに昭和十四年度の命令航路は次の通りである。

命令航路一覽表（昭和十四年度）

航路名		船種	最強速力	總噸數	乘組人數	就航回數	命令期間	受命者
北鮮敦賀線	同	鋼製汽船	浬以上	噸以上	人以上	回		
西鮮（新義州）東京線	同	同	一三	二、〇〇〇	一	一	自昭和十四年四月一日至同十五年三月卅一日	朝鮮郵船株式會社
近畿城津大阪線	同	同	一〇	一、五〇〇	二	二	同	同
			一〇	一、〇〇〇	三	二六	同	九州郵船株式會社
					四	三〇	同	川崎汽船株式會社
					五	四五	同	鳴谷汽船株式會社

航路名		船種	最強速力	總噸數	乘組人數	就航回數	命令期間	受命者
北鮮東京線（雄基・釜山・東京線）	同	鋼製汽船	浬以上	噸以上	人以上	回		
朝鮮上海線	同	同	一三	二、〇〇〇	一二	二	自昭和十四年四月一日至同十五年三月卅一日	朝鮮郵船株式會社
朝鮮長崎線	同	同	一〇	一、一〇〇	一二	二	同	同
北鮮新潟線	同	同	一〇	二、〇〇〇	一二	二	同	同
朝鮮大連線	同	同	一三	一、五〇〇	一二	二	同	同
西鮮青島線	同	同	一三	一、五〇〇	一二	二	同	同
釜山博多線	同	同	一三	八〇〇	一二	二	同	同
朝鮮北海道大連線	同	同	一三	二、五〇〇	一二	二	同	同
北鮮北海道線	同	同	一〇	一、一〇〇	一二	二	同	同
朝鮮天津線	同	同	一二	一、〇〇〇	一二	二	同	同
西鮮天津大連線	同	同	一三	一、〇〇〇	一二	二	同	同
仁川芝罘大連線	同	同	一三	一、〇〇〇	一二	二	同	同
計一三線				開噸一、二〇〇	二九			
木浦濟州島線	發動機船	一三	二〇〇	五	二	自昭和十四年四月一日至同十五年三月卅一日	朝鮮汽船株式會社	
釜山鬱陵島線	同	一三	二五〇	八	一	同	同	
計二線			六五〇	一三	三			
新義州間	發動機船	一三	二〇〇	五	二	自昭和十四年四月一日至同十五年三月卅一日	朝鮮鴨綠江汽船株式會社	
義州中江鎭間	同	一三	二〇〇	八	一	同	同	
新義州間	同	一三	二〇〇	八	二	同	同	
新義州中江間	高瀨舟	一	一〇	五	四	同	同	
新義州間	同	一	一〇	八	四	同	同	
新義州中江鎭間	同	一	一〇	五	四	同	同	

| | | |

(五)　船員給料臨時措置規則の發布　國家總動員法に基づく賃金臨時措置令の發布を見たところ、船員關係に就いては之と別途に爲すを適當と認めたので、昭和十四年十月二十六日府令第八十六號を以て本規則を制定公布し、卽日之を施行した。

(六)　船舶運航技術者養成令の公布　國家總動員法の規定に基づき、昭和十四年十一月二十日勅令第七百八十號を以て、本令の公布を見、船舶所有者又は船舶運輸業者に對し、船舶運航技術者の養成を命じ得ること、なり、昭和十五年三月六日府令第二十五號を以て施行規則が制定された。

(七)　海運統制令施行規則の發布　國家總動員法の規定に基づき、船舶の價格、永上運送賃及び船舶賃貸料の引上停止及び公定を行ひ、船舶の製造貸借及び使用等に關し統制を實施する爲、昭和十五年一月三十一日勅令第三十八號を以て海運統制令が公布せられ、朝鮮では二月十五日附府令第十七號を以て本令施行規則を制定、卽日施行した。

(八)　其の他の法規　以上の外、時局內外の情勢に鑑み、朝鮮に於ける海事金融に關する施設の缺陷を補ひ、造船事業の助長監督を期し、船舶業者の指導及び統制を全からしむる爲、近く**船舶運營融資補給及損失補償令**、**朝鮮造船事業令**、**海運組合令**の三法令が發布を見る筈である。

船舶修繕船渠の築造　朝鮮には從來大型船舶の修繕施設なく、船舶の修繕に著しき不利不便を感じたる實情に鑑み、昭和十二年七月釜山に朝鮮重工業株式會社を設立せしめ、之に國庫補助の下に總噸數七千噸級船舶を入渠し得る船渠を築造せしむることゝし、右事業は昭和十三年度より三箇年間の繼續事業として目下築造中であるが、本事業は朝鮮としては劃期的のもので、完成の上は朝鮮近海に航海する船舶の便益頗る大なるものがある。右會社設立以來、同社に於て新造竣工した船舶は、總噸數五百八噸型二隻、入渠修繕したるもの多數である。

船員保險の實施　船員の海上作業に伴ふ特殊勞働事情及び海運國策の重要性に鑑み、保險制度を設け、船員の健康竝びに經濟生活の安定を圖る要ある爲、昭和十五年三月一日勅令第六十五號を以て、船員保險法を朝鮮に施行する事となり、同日府令第二十二號を以て、朝鮮船員保險法施行規則が制定公布された。

海事出張所の增設　前期末、北鮮開拓諸事業の進展及び滿洲國の成立等に伴ひ、北鮮方面に於ける海事の著しき發達に鑑み、昭和十年十二月羅津海事出張所を設置したが、今期に於ては西南岸各地穀物の輸移出及び沿海漁業の旺盛等に依り、出入船舶頓に增加せる實情に鑑み、群山海事出張所を新たに設けて、管海官廳の事務を開始した。

航路標識　前年建設したる羅津港大草島燈臺の無線標識局及び無線羅針局の施設は孰れも完了を見たので、前者は昭和十一年九月、後者は同十三年十二月より事務を開始した。

支那事變に關聯し、防空通信上重要の地位にある航路標識防空施設の重要性に鑑み、昭和十三年度中に二百八十一箇所、同十四年度中に三十九箇所に亙り防空施設を爲した。また十四年度中には巨文島、馬羅島、黑山島、竹島及び紅島の各燈臺に無線羅針局及び無線標識局を設置し、巨文島及び馬羅島燈臺の無線羅針局は未だ試驗中なるも、其の他は何れも其の事務を開始した。尙ほ昭和十五年度の計畫としては、多獐島開港に伴ふ同港出入船舶の安全を期する爲、水路に所在する大和島

燈臺に、又十五年度以降四箇年繼續事業として、艮絕岬・牧ノ島・小毎勿島・長承津・所里島・南海島・薑島及び濟州涯月の各地に、無線方位信號所を新設すると共に、防空施設として南鮮其の他の無看守標識に電波點滅燈施設を爲す見込である。

五　航　空

航空法の改正　輓近航空機の發達に鑑み、之が定義を改め、又航空の安全保持の爲、飛行場隣接地に於て航空の障礙となるべき物件を制限し得る規定等を加ふることゝなり、昭和十一年法律第三十四號を以て航空法中改正せられ、昭和十二年六月一日より施行した。之に關聯して、同年五月航空法施行令が公布せられ、六月一日より施行を見、又同年六月四日府令第七十八號を以て航空法施行ニ關スル件中に、昭和十二年遞信省令第四十號滑空機規則を追加し、公布の日より施行せられた。

航空機製造事業法の施行　航空機の國防上竝びに產業上に於ける重要性に鑑み、航空機製造事業に對し適切なる保護統制を加へ、以て斯業の確立を圖り、優秀且つ低廉なる航空機の豐富なる供給を確保する爲、昭和十三年三月法律第四十一號を以て航空機製造事業法が制定せられたが、昭和十三年八月三十日勅令第六百六號を以て該法律の一部を朝鮮に施行した。之に關聯して、昭和十三年八月勅令第六百七號を以て、航空機製造事業法施行令が公布せられ、又同月三十日には、府令第百八十二號を以て之が細則である航空機製造事業法施行規則發布せられ、何れも同日より施行を見た。朝鮮に於て右法律の適用を受くべきものとしては、昭和飛行機工業株式會社（平壤製作所）があり、十二年度より工事に着手し操業の日近からんとしてゐる。

本期の航空施設　湖南方面の產業・文化發達の將來性に鑑み、昭和十一年九月愼鏞頊經營に係る愼航空事業社の京城・裡里間航空運送營業を許可し、十月十三日より毎週一往復の定期航空を開始せしめ、十二年一月二日より毎週二往復に改め、當分の內、航空奬勵金を支給することゝし、十三年四月一日には前記區間を更に光州迄延長し、毎週三往復に改めた。右に關し十三年五月十四日光州飛行場を設置し、之に要する人員及び設備を施した。滿洲國の發達と我が大陸政策の進展に伴ひ、昭和十二年六月一日より日本航空輸送株式會社をして、東京・新京間、京城・大連間毎日一往復の定期航空を實施せしめ、京城・大連線に對しては、本府・遞信省・關東廳三者分擔で補助金を支給することゝなつた。また近時航空路の輻輳に鑑み、昭和十四年十月一日より、滿洲航空株式會社をして新京・京城間毎日一往復の定期航空を實施せしめ、幾分客貨の緩和を圖ることが出來た。

北鮮に於ける軍事・產業・交通上の重要性に基づき、昭和十三年十月一日より日本航空輸送株式會社をして、京城・淸津間毎日一往復の定期航空を實施せしめ、同日咸興飛行場を設置し、之が中間の寄航地たらしめた。昭和十二年一月三十一日大邱飛行場を設置し、同年二月一日より東京・大連線の寄航地たらしめ、十三年十月一日より同線の蔚山寄航を停め、同時に官署としての蔚山飛行場を廢止した。其の他本期に於ては各地に飛行場航空燈臺及び航空地名標識を新設し、又既設飛行場の整備擴充を爲して航空路の安全を圖つた。

其他の航空概況　朝鮮に於ける魚群探見飛行としては、昭和四年朝鮮航空研究所が慶尙南道方

魚津沖の鯖群探見に從事したのを以て其の濫傷とするのであるが、其の後一時中斷し、昭和十二年愼航空事業社が咸鏡北道機船巾着網漁業水產組合及び朝鮮東海鹽巾着網漁業水產組合と契約の上、咸鏡南北道沿海に於て鰮群の探見に從事した。同社は更に朝鮮鯖巾着網漁業水產組合と契約、昭和十三年には全羅南道沿海、十四年には江原道沿海に於て同樣の探見飛行を實施し、其の實績は大いに見るべきものがあつた。また平安北道では昭和十年より國境警備の爲、軍用機の排下を受けて活動してゐたが、昭和十三年三月には新銳機を購入し、專任操縱士竝びに整備員をして之が保守運用に當らしめ、匪賊討伐に際しては相當な效果を收めてゐる。

昭和十一年二月朝鮮グライダー倶樂部に依つて半島にグライダーが齎らされてより、新らしき空のスポーツとして青年學生層の空への關心を高め、各大學專門學校內に於て航空研究會が組織せられたが、その眞摯な研究及び練習は斯界の等しく認むる所となり、十三年三月十六日、之等を打つて一丸とする最高指導機關たる朝鮮航空聯盟の結成を見た。之に因り、半島の翔空界は一段と健全なる發達の基礎を確立し、此の氣運は彭湃として全鮮に波及するに至り、平壤、大邱、光州等の各地に相續いでグライダー研究團體が成立した。

定期航空路　昭和十四年末現在に於ける半島定期航空路は次の通りである。

航空路	經營社	使用機
東京―大連(普通便)	大日本航空	エンヴオイ機
東京―新京(急行便)	同	A・T機 ダグラスDC―2機

京城―大連(急行便)	同	A・T機
京城―新京(普通便)	滿洲航空	スーパー機
京城―滿洲(普通便)	大日本航空	スーパー機
滿洲―新京(普通便)	滿洲航空	スーパー機
京城―元山(普通便)	愼重業社	瓦斯電機

六　通　信

概　況　本期に於ける通信事業は顯著なる進展を見、前期昭和十年度末に於ける通信局所數一千八は、十三年末には一千二百二十一となつた。卽ち二百十三局所の增設である。右の中には三無線電信局を包含する。次に事業の機械化に就いても大いに意を用ひ、京城郵便局には新らしき試みとして移動郵便局を備へ附け、又主要都市には集配用小型自動車の增備を爲した。最近に到つては、北鮮一帶の異常なる發展に備へ、昭和十四年八月清津遞信工務分掌局が設置せられ、電信電話建設保守の事務を元山遞信分掌局より分離した。又同年九月に於ては、京城郵便局は該市近來の通信利用の激增に應じて二分され、京城中央郵便局及び京城中央電信局の設置を見たのである。

郵　便　郵便事務は前期を受けて年と共に益々發展を見たのであるが、昭和十一年以降に於て施設した主なる事項を擧げると左の通りである。

(一)　日滿間郵便條約等の實施　昭和十年十二月、滿洲國新京に於て締結せられた日滿兩國間郵便業務に關する條約及び同條約に基づく業務協定は、同十一年一月二十六日から實施せられ

たので、之に附隨せる外國郵便規則、其の他の關係規定を改正して、卽日之を施行した。

(二)　滿鐵附屬地郵政權の移讓　昭和十二年十二月一日から、滿洲國に於ける治外法權の撤廢及び滿鐵附屬地行政權の移讓に因り、日滿郵便條約に基づく業務協定を改締すると共に、日滿軍事郵便物交換に關する業務協定を新たに締結せられたので、之に附隨せる朝鮮と內地・臺灣・樺太・南洋群島及び滿洲國間郵便規則、航空郵便規則其の他の關係規定を改正して、卽日之を施行した。

(三)　軍事郵便物取扱開始　今次の支那事變に際し、朝鮮に於ても遞信省と同一步調を採り、昭和十二年八月四日から、北支那方面に派遣の陸軍部隊等との間に、軍事郵便物の取扱を開始し、尙ほ戰線の擴大と共に、中支那・南支那方面に對しても、之が取扱を實施した。

(四)　郵便規則等の制定と改正　內國郵便規則は明治四十四年の制定であつて、其の後必要に應じて、幾多の單行規則を定め之を補つたのであるが、時運に副はぬ點が多數あつたので、之等を整理統一する爲、昭和十三年四月府令第八十六號及び同八十七號を以て、郵便規則竝びに朝鮮と內地・臺灣・樺太・南洋群島及び關東州間郵便規則、同年八月府令第百五十三號を以て、郵便・電信・電話に關する損害賠償・報酬・費用等請求の件を制定すると共に、外國郵便規則及び其の他の關係規定を改正して、同年五月一日から之を施行した。

電信電話　電信電話の整備擴充に就いては銳意努力して來つたところであるが、鮮滿一如內鮮一體具現化の提唱に依り、內鮮滿間に於ける諸般の關係は著しく緊密化し、之に伴ふ通信の利用も亦異常の膨脹を示すに至つたので、對滿洲及び對內地通信の施設を强化する一方、經濟的發展に伴ふ鮮內各都市間の通信量の增嵩に對處する爲、二千三十萬圓の豫算を以て、五箇年繼續に依り電信電話の整備擴充を圖ることゝなり、昭和十二年度より之が實行に著手した。然るに支那事變の勃發と其の後の戰局の進展に伴ふ一般社會の情勢は、通信の需要を極度に增大せしむるに至り、さきだに餘力のない通信機關をして一層窮地に陷らしめたので、之が對策樹立上必要なる經費の豫算成立化に努め、事業本來の使命達成上遺憾なきを期することゝした。

尙ほ電報取扱局所は、明治三十八年通信事務合同當時四十四局所であつたが、年々增設した結果、昭和十三年度末には一千十九局所に增加し、電話局所は八百五十八局所となつた。今電報電話に關する施設の著しきものを擧げると左の通りである。

(一)　慶弔電報制度の制定　昭和九年に年賀電報の制度を制定實施した處、豫想外の好評を博し、更に吉凶禍福に關する社交上の儀禮電報に對し、特殊取扱制度創設の要望があつたので、昭和十一年十二月一日より之を實施した。

(二)　市內電話料金制度に度數料制の採用　都市に於ける市內通話激增の狀況に鑑み、市內電話料金制度の均一制を度數制に改め、加入者五千以上の地（京城）に昭和十二年七月一日より實施することゝした。

(三)　防空通信規則の制定　防空通信の重大性に鑑み、之が疏通を一層迅速確實にして國土防衛上遺算なからしむる爲、防空通信規則を制定して昭和十三年八月三日より實施した。

(四)　日華電報規則の制定　從來日滿電報又は外國電報として取扱つてゐた本邦・北支那間電

報及び本邦中支那間電報を、今次事變に依つて發生した新事態に處する爲、日華電報として取扱ふことゝし、昭和十四年一月一日より實施した。

(五)　日華通話　興亞の大陸と兵站基地朝鮮とを直接に結ぶ鮮華直通連絡通話は豫て久しき より待望されてゐたが、昭和十四年六月三十日南總督と在北京王克敏北支臨時政府行政委員長との通話を第一聲として完成され、玆に翌七月一日を以て一般通話の取扱を爲すことゝなつた。次いで十月には朝鮮・上海間の通話も開始せられたが、之に依り日・滿・華互助連繫の衝に立つ朝鮮の使命は愈々重きを加へ、產業上・文化上貢獻する所甚だ大なるものがある。昭和十五年三月現在に於て通話區域は次の如くである。

京　城―天津局　　京　城―北京局
永登浦―天津局　　仁　川―天津局　　平　壤―天津局
京　城―塘沽局　　京　城―上海局

(六)　國際通話　昭和十四年十一月、朝鮮京城と歐羅巴・北亞米利加・南亞米利加・南部亞細亞諸洲の諸都市との間に、電話通話の制度が實施せられた。曩きの日華通話と共に、この國際通話は朝鮮の國際經濟上に於ける位置の確固たるものを示すに足るもので、將來之等の利用は益々增加せらるゝものと思料せらるゝのである。

(七)　自働式電話交換　從來の電話は凡へて手働式電話交換であつたが、始めて本方式を採用したのは、前期昭和十年三月に新興都市の羅津局に於てゞあつた。昭和十五年三月現在に於て、自働式電話交換を採用してゐるのは、京城中央電話局・清津・羅津・平壤・釜山の各局である。

無線電信

(一)　醫療無線電報制度の制定　海上に於ける人命の安全確保を期することは、人道上よりは勿論、運輸產業界の消長にも影響する所大なるものあるに鑑み、船員法の施行規則改正と相俟つて無線電報規則中改正を加へ、船醫の乘組まざる航行船舶に於て、傷病者の醫療手當に關し必要ある場合、船長より醫師の乘組める最寄の船舶、又は陸上の病院に對し其の指示を求め、若くは指示を求められたる船舶又は病院より、之に對し適當の指示を與ふる爲に交換する無線電報を醫療無線電報と稱し、低廉なる料金を以て取扱ふ制度を設け、昭和十三年六月より實施を見た。

(二)　航空無線　朝鮮に於ける航空路の安全を確保する爲の無線通信施設としては、從前京城及び蔚山の航空專用施設の外、新義州郵便局內に於ても、假設備に依り航空の安全に關する通信連絡を行つて來たのであるが、民間航空事業の長足なる進步發展に伴ひ、之と密接不可分の關係にある通信施設も之に順應し、擴充增設の必要を生じ、前期昭和十一年一月新義州に於ける假設備を改裝整備の上、新義州無線電信局が新設せられ、越へて十二年六月には大邱無線電信局を設置して、京城・蔚山及び福岡各無線局との間に、專ら航空路の保安に關する通信連絡を開始された。

尙ほ之と時を同じふして、優秀機の就航に依り、東京・新京間一日連絡の急行便が開始せらるゝに及び、京城・新義州及び蔚山の各無線局は、急行便に就航する航空機との間に空地間の無線通信を行ふと共に、朝鮮に於ける寄航地としての京城無線と、大連及び奉天の航空無線局との間に、對地間無線連絡を設定し、運航の安全確保に努めたのであるが、恰も其の直後に勃發した今次支那

事變に於て軍作戰上に貢獻した功績は尠からざるものがあるのである。而して戰果の擴大と北支建設工作の進展に伴ひ、我が半島が演じつゝある役割が、軍作戰上又政治經濟上に於て益々重要性を加重し、愈々航空無線施設の擴充を要求せらるゝこと、爲り、昭和十三年六月に、京城無線電信局に於ける航空業務の飛行場移轉、次いで日本海橫斷飛行に備へて、淸津無線局に航空無線通信施設の增備竝びに航法施設として航空無線標識の完成を見、雨雪其の他濛昧な天候時に於ても本施設の發射する電波の嚮導に依り、安全なる航空を繼續し得ること、爲つた。又翌十四年十一月には、平壤及び咸興に同時に航空無線電信局が開局せられ、航空機性能の進歩と運航路の擴充に隨伴して、著々航空無線通信網の充實を見つゝあるのである。

(三)　一般無線　電波科學の長足の進歩は、無線通信利用の範圍を著しく擴大し、今や政治經濟産業等凡百の社會活動に不可缺の要素と爲りつゝあるが、殊に友邦滿洲國の興隆と支那事變の進展は、半島無線施設の利用を著しく增嵩せしめ、既設設備を以てしては到底此等輻輳する通信の圓滑なる疏通を期し難きに至つたので、京城、淸津、木浦及び濟州の各無線電信局は夫々設備の擴充と共に、送信部受信部を分離して中央操縱式に改裝し、無線通信運營の完璧を期した外、昭和十三年九月には江陵無線電信局を新設し、朝鮮東海岸に於ける航行船舶との通信連絡の路を拓き、海上運輸交通の便益を圖り、一面日本海に於ける船舶航行の安全に備へ、昭和十四年一月開局を見た鬱陵島無線電信局との間に通信連絡を設定して、軍事上、産業上重要なる同島と本土間の通信を取扱ふこと、爲つた。尙ほ同年六月には、京城無線局と天津電報總局との間に無線通信連絡を開始し、北支那經營の進展に伴ふ互地間の重要通信の疏通を行ひ、我が大陸國策に貢獻して居る。

放送無線電話　朝鮮に於ける放送無線電話は、昭和二年に放送を創始したが、爾來放送施設を銳意整備擴充して聽取の簡易化を圖り、偶々支那事變勃發に伴ひ、放送無線電話の使命愈々重加せられ、輿論の指導、情報宣傳等、所謂國策の線に沿ふて輿亞聖業の一部門を擔當し、以て遺憾なく其の機能を發揮しつゝあるのである。又之が一面に聽取者の負擔輕減を圖つて、聽取施設許可料を五十錢に半減する(昭和十一年十一月一日)と共に、聽取料月額一圓を七十五錢に低減した(昭和十三年四月一日)ことは、時局下に於ける放送無線電話の重要性の認識と共に、聽取者を急激に增加せしめたのである。昭和十一年十二月末現在の聽取者は六萬八千人であつたが、昭和十五年一月末に於ては十五萬八千八百名を抱擁するに至り、兵站基地としての躍進朝鮮の姿の一面を窺ふことが出來る。朝鮮放送協會では今期四放送局を創設したが、更に鮮內主要都市に放送施設を爲す所謂放送網實施の計畫を樹て、著々其の計畫の實現に一路邁進しつゝあるのである。尙ほ昭和十五年一月末現在に於ける放送無線電話施設の概況は左の通である。

放送無線電話施設概況

放送局名	呼出符號	空中線電力「ヤロワット」	周波數「ヤロサイクル」	波長「メートル」	放送開始年月日	備考
京城(第一)	JODK	一〇〇〇	七一〇	四三三	昭和二年二月十六日	昭和八年四月空中線電力を一「ヤロ」より十「ヤロ」に增大す

京城(第二)	JODK	五〇〇	九七〇	三〇九	昭和八年四月二十六日	昭和十二年九月空中線電力を一「キロ」より五十「キロ」に増大す
釜山	JBAK	〇・二五	一・〇三〇	二九一	昭和十年九月二十一日	昭和十二年六月空中線電力を百五十「ワット」より二百五十「ワット」に増大す
平壌(第一)	JBBK	〇・五〇	八二〇	三六六	昭和十一年十一月十五日	
平壌(第二)	JBBK	〇・五〇	一・〇九〇	二七五	同	
清津	JBCK	一・〇〇	八五〇	三五三	昭和十二年六月三日	
咸興(第一)	JBFK	〇・二五	七八〇	三八五	昭和十三年十月三十日	
咸興(第二)	JBEK	〇・二五	一・〇五〇	二八六	昭和十四年十二月十二日	
裡里	JBDK	〇・五〇	五七〇	五二六	昭和十三年十月一日	

朝鮮無線通信學校の設立　近年海空運輸交通の發達竝びに各種產業の物興に影響せられ、民間無線通信施設は年々著しき增加の趨勢にあり、之が通信に從事すべき通信士の需給は、其の養成に相當年月を要する關係上、動もすれば施設增加の趨勢に併行し得ざる傾向にあつたのであるが、俄然勃發した今次事變引續き大陸經營工作の進展に伴ふ施設の增加は加速度的となるに及んで、無線通信士の拂底は其の極度に達し、民間無線通信運營に一大障碍の感を呈するに至つた。斯くの如き情勢下に於て、民間施設者の切なる要望に依り、遞信局指導の下に、無線通信從事者養成機關の設立を計畫せられ、財團法人組織に依り、京城東部郊外硯村に朝鮮無線通信學校を建設し、昭和十五年四月から開校せらるゝことゝなつた。

第十一　貿　易

概　說　朝鮮に於ける產業及び經濟は、昭和七年以降對外的には、圓爲替の下落、滿洲國の建設、支那に於ける新秩序の樹立あり、對內的には物價の昂騰、購買力の增進、資源の利用開發、新規事業の勃興等ありて、之が爲朝鮮に於ける產業經濟は著しく活況を呈し、從つて貿易に於ても對外、對內共に好況に向ひ、昭和十四年には輸出入總計二十三億九千餘萬圓に達し、昭和十年に比し九割九分の激增を見、實に始政以來の最高記錄を示し、而も今後は各種產業の進展滿洲、支那、南洋、印度其の他對外商權の開拓と相俟つて、輸移出入共に益々躍進せんとするの情勢にある。

對內地貿易　對內地貿易は一般財界の好調に隨伴し、昭和十四年度には移出七億三千六百餘萬圓、移入十二億二千九百餘萬圓、合計十九億六千五百餘萬圓に達し、之を昭和十年度に比すれば五割五分の激增を示し、之れ亦始政以來の最高記錄である。

主要貿易品は、移出に在りては米、苹果、海產物、乾海苔等の食糧品、無煙炭、黑鉛、鐵鑛、重石鑛、金鑛、銑鐵等の工業原料及び硫安、生糸、魚油、魚粉、魚粕、パルプ、綿織物等の大工場生產品にして、移入に在りては綿糸布、機械類、絹織物、毛織物、洋紙、砂糖、セメント、陶磁器、釘類等何れも工業製品である。

對外國貿易　對外國貿易は、主として滿洲、支那、南洋及び印度地方にして、從來總額の一割程度に過ぎざりしが、昭和十四年度には、輸出二億六千九百餘萬圓、輸入一億五千九百餘萬圓、合計四億二千八百餘圓に達し、當に總額の一割七分となつた。而も從來著しき入超を呈せし本貿易も、漸次其の權衡を得、昭和十四年度に於ては却つて出超一億一千萬圓に及んで居る。

(一)　對滿貿易　滿洲國建設以來、治安の維持、建國事業及び各種產業の物興、經濟機構の整備、滿洲

支那間の貿易杜絶、邦品の進出等、好材料の續出に依り、貿易は頓に活況を呈し、昭和十年度には輸出五千八百餘萬圓なりしが、昭和十四年度には二億二千八百餘萬圓に上り、空前の最高記錄を示すに至つた。輸入に於ても漸增して、昭和十年度には五千三百餘萬圓、昭和十四年度には八千八百餘萬圓に達し、今後對滿貿易は朝鮮產業の進展竝びに滿洲國の夫れと相俟つて、益々緊密なる發展を加へんとするの情勢にある。卽ち昭和十四年度には一億四千萬圓の出超となり、而も其の輸出品目を見るに、特殊事情と見るべき木材、車輛、セメント、其の他建築材料等があるが、一面最も有望たるべき水產物も一千四百餘萬圓、人絹織物及びスフ織物は二千一百餘萬圓、機械類一千八百餘萬圓に達し、其の他米、醬油、麥酒、林檎も相當增加を見つゝあるのである。

(二)　對支貿易　對支貿易は、滿洲事變以來一時杜絶の狀態に陷りたるも、昭和十年度には一躍輸出三百三十餘萬圓、輸入一千六百四十萬圓に上り、其の後漸增の一途を辿り、昭和十四年度には輸出三千三百餘萬圓、輸入一千餘萬圓となり、最盛期たる昭和二年度に比し、輸出に於ては五十割の激增、輸入に於ては一分減と云ふ實に飛躍的現象を呈するに至つた。

之を要するに、今次事變の成果として、蔣政權の失墜、次いで新政權の樹立等、日支關係の全面的好轉に伴ひ、兩者の直取引は急激に恢復し來りたる爲にして、對支貿易は今後一層の好況を期待し得るものと思考せられる。

(三)　其の他の對外貿易　第三國貿易の現狀を考察するに、昭和十三年中輸出額は六百餘萬圓にして、前年に比し一千餘萬圓の激減振りを示したるも、十四年度に於ては各種貿易振興方策の實施と官民の協力竝びに歐洲大戰等の影響等に依り八百二十四萬圓に上り、昭和十三年度に比し二百七萬圓を增加するの狀況に到れりと雖、現下の時局及び各國の戰時貿易對策に關聯して、今後更に一段の努力を要すべきものがある。

貿易振興方策　貿易振興は、時局下重要國策の一なるを以て、大體內地と呼應し　(一)輸出品用原材料の配給圓滑を圖る爲、リンク制の採用　(二)輸出資金貸損失補償制度の實施　(三)輸出品價格品質數量の統制等、凡ゆる振興方策を講じつゝあるが、其の結果、近時輸出工藝品の進步著しきものがあつて、昭和十五年の輸出額は三千萬圓を突破せんとする趨勢にある。

圓域貿易の調整　時局下朝鮮に於ける一部商人の、思惑等に依る必要以上の物資の流出を防止せんが爲、圓域に對する輸出の調整は喫緊の急務なるに鑑み、內地と同一步調を採り、卽ち昭和十二年十月十一日府令第百五十三號を以て、輸出入品等に關する臨時措置に關する輸出入許可規則の實施を見るに至り、刻々に推移する經濟狀勢に卽應しつゝ、之が統制品目の追加改正、強化を圖り、一方滿洲國、關東州に於ける輸入統制團體に對處すべく、鮮內樞要の箇所には輸出組合の結成を見る等、愈々本格的戰時貿易の軌道に乘りつゝある。

(一)　朝鮮貿易總覽

年次	輸出	輸入	計	移出	移入	計	輸移出	輸移入	總計
昭和十年	千円 二八、〇三三	千円 一〇八、五九	千円 一六五、一九二	千円 四八二、八四四	千円 五五八、八一四	千円 一〇四一、六五八	千円 五三〇、九六六	千円 六六五、四五五	千円 一、二一〇、一九七

(二)對滿貿易表（關東州ヲ含ム）

年次	輸出	輸入	合計
十一年	一、四三〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	二、八二〇、〇〇〇
十二年	一、四三〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	二、八二〇、〇〇〇
十三年	一、四三〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	二、八二〇、〇〇〇
十四年	一、四三〇、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	二、八二〇、〇〇〇

(三)對支貿易表

年次	輸出	輸入	合計
昭和十年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十一年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十二年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円

年次	輸出	輸入	合計
十三年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十四年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円

(四)對外國貿易表（滿洲及ヒ支那ヲ除ク）

年次	輸出	輸入	合計
昭和十年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十一年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十二年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円

年次	輸出	輸入	合計
十三年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円
十四年	一、四三〇、〇〇〇円	一、三九〇、〇〇〇円	二、八二〇、〇〇〇円

(五)對內地竝に圓域貿易

國別＼年次	輸移出 昭和十年	十昭和一一年	十昭和二一年	十昭和三一年	十昭和四一年	輸移入 昭和十年	十昭和一一年	十昭和二一年	十昭和三一年	十昭和四一年
內地	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円	一、四三〇、〇〇〇円
關東州	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇
滿洲國	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇
中華民國	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇

社團法人朝鮮貿易協會　本協會は昭和八年一月の設立にかゝり朝鮮貿易の進展を圖るを以て目的とし特に對滿貿易に主力を注いだが支那事變の勃發を契機とし我が朝鮮は興亞建設の前進基地たる新使命を負荷するに至つたので本協會の使命も亦玆に一轉期を畫し爾來其の業績刮目に値するものがある。今試みに同協會最近の事業計畫に就いて見ると(一)第二回全鮮貿易大會を開催すること(ロ)貿易巡回講演竝びに座談會を開催すること(ハ)貿易關係施設の見學團を組織すること(ニ)南洋印度方面に見本市を開催すること(ホ)貿易組合結成に協力し聯合組織の實

現を圖ること　(ヘ)鮮內樞要地に支部を增設すること　(ト)輸出產業振興機關の設立を圖ること　(チ)輸出向商品の原料等斡旋に努むること　(リ)貿易關係圖書を出版すること　(ヌ)貿易業態の調査を爲すこと　(ル)滿·關·支に於ける貿易統制機構と連繫を圖ること　(オ)朝鮮物產協會と提携し、內地方面との連絡に努むること等である。

因みに、昭和十五年度に於ける同協會に交附せし本府の補助金は、一萬一千二百餘圓である。

第十二　金　融

概　說　滿洲事變以來、半島金融界は準戰時體制に依る當局の生產力擴充計畫·低金利政策に伴ひ、各種產業資金の需要增大し頓に活況を呈した。支那事變勃發するや、經濟機構の高度の統制化懸念と、事變警戒人氣に依つて助長せられた株式金融の梗塞に因り、市場が深刻な衝擊を受けたに拘らず、一般金融界は支那人の歸國等に基づく支那人關係の預金貸出金の減少、事變の爲に金融機關が預金の拂戻を停止或は制限をなすとの揚言に惑はされたる結果の預金の拂戻、鐵道の輸送制限に基づく貨物の決濟の延期を申込む者等もあつたが、其の額は極めて僅少で目立つた影響もなく、却つて生產力擴充政策の强行竝びに時局產業の伸展と各種企業勃興に基づく資金の需要增大に因つて、各種銀行の取引は異常の膨脹を示した。一面產業資金の大部分を內地に仰ぎつゝある半島金融界は、事變後內地資金の取入に支障を來たし、資金の差繰り甚だ窮屈で、殊に長期資金に於て其の徵候濃厚なるものがあつた。然るに昭和十三年春頃より當局の種々なる金融緩和工作が着々奏效し、旁々臨時資金調整法の發動による事急事業への貸出抑制と、米價高騰による農村の好況が生む資金回收の順調に加へ、消費節約·貯蓄奬勵等の國民精神總動員運動の强調が資金需給の平衡に拍車をかけたので、各金融機關の預金は遽かに增大し、金融界は大體に於て順調なる經過を辿るに至つた。

昭和十四年末に於ける全鮮金融機關の預金·積金及び金錢信託の合計は十三億四千五百萬圓、貸出金は二十億一千萬圓で、之を昭和十二年同期に比較すれば、預金に於て五億九千萬圓、貸出金に於て六億四千三百萬圓の著增を示した。次に金利方面に於ては、過去數年來の低金利政策に順應し鮮的預金金利の調整を期する目的を以て、各金融機關を網羅したる朝鮮金融團が結成せられて、全鮮を一率とする預金金利の協定成立を見、昭和十四年一月一日から實施せられる事となり、斯くて鮮內に於ける金利は國債の消化·生產力擴充資金の疏通を指標として、全鮮的に低金利平準への趨向を見るに至つた。

(一)　貨幣及び銀行券

貨　幣　昭和十四年末に於ける補助貨流通見込高は一千九百三萬餘圓にして、之を昭和九年末に比較すると一千萬餘圓の著增となり、支那事變發生以來軍需インフレーションの浸透に伴ふ商取引の殷盛を裏書するに至つた。政府は斯くの如く補助貨幣が著しい需要增加の傾向を示せるに鑑み、殊に金屬資材節約の要ある爲、昭和十三年六月一日法律第八十六號を以て臨時通貨法を公

布し、支那事變終了後一年を經過するに至るまで十錢・五錢・一錢の臨時補助貨幣及び五十錢の小額紙幣を發行することゝなり、勅令第三百八十七號により朝鮮にも之が施行せらるゝこと、なつた。卽ち五十錢の小額紙幣は昭和十三年六月一日、一錢のニッケル貨は昭和十五年四月二十二日より夫々流通市場に登場した。

昭和九年以降鮮內貨幣流通見込高は左表の通りである。

年	別	金貨	銀貨	白銅貨	青銅貨	小額紙幣	臨時補助貨	葉錢	合計
				千円	千円	千円	千円		千円
昭和九年末		—	六一九	七三〇二	一、一〇六	一	—	—	九、〇三〇
同	十年末	—	二七四	七、七三八	一、二九九	—	—	—	九、二一四
同	十一年末	—	一五九	八、一九〇	一、三八四	—	—	—	九、六三四
同	十二年末	—	二〇四	八、八八九	一、四一九	—	—	—	一〇、五一三
同	十三年末	—	一四五	九、六八六	一、五一三	四〇六	五八〇	—	一二、三三九
同	十四年末	—	二三三	一〇、三六三	一、五一九	四、七八二	二、三八	—	一九、〇三五

朝鮮銀行券　朝鮮銀行券の發行高は、支那事變の擴大化に伴ふ生產力擴充政策の强化と共に、朝鮮の各種產業の飛躍的進展に因り急激なる增加を示し、昭和十四年末に於ては遂に四億四千餘萬圓の巨額に達した。尙ほ從來朝鮮銀行券は、關東州及び滿鐵附屬地に於て無制限通用を認められたが、滿洲國獨立後、國幣價値の安定、幣制統一方針の國策の下に、朝鮮銀行は滿洲中央銀行と協定を結び、昭和十年十二月二十三日以降、漸次滿洲國に於ける鮮銀券の發行を減少し、次いで昭和十一年十二月滿洲興業銀行の創立を機とし、在滿營業所（關東州を除く）を同行に讓渡せる結果、玆に全く滿洲國に於ける鮮銀券の發行は廢止せられるに至つた。更に昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける治外法權の撤廢及び滿鐵附屬地行政權の移讓に伴ひ、滿鐵附屬地に於ける鮮銀券の强制通用力も停止せられる事となつた。また支那事變勃發するや、政府は現地に於ける軍費支辨の爲に、鮮銀券を使用することゝなり、鮮銀の北支那各店に於て大約六千萬圓の發行を見たが、昭和十三年三月中國聯合準備銀行創立せられ、同年九月以降鮮銀券の代りに同行の發行にかゝる聯銀券を以て支辨せらるゝことゝなり、原則として北支に於ける鮮銀券の發行は停止せられた。

(一)　正貨準備　昭和十二年八月二十五日金準備評價法施行と共に、朝鮮銀行及び臺灣銀行の保有する金貨及び金地金を日本銀行に集中せられることゝなり、從來の朝鮮銀行に於ける正貨準備の硬化計畫も中止せられるに至つた。更に朝鮮銀行の正貨準備中には日本銀行兌換券を認められ、其の伸縮は金準備に比し比較的容易となつた。

(二)　保證準備　支那事變勃發以來、朝鮮經濟界の急速なる進展に應ずる爲、鮮銀券の保證發行限度擴張の必要を認め、昭和十三年八月法律第六十三號を以て、朝鮮銀行法の改正を行ひ、從來の五千萬圓から一億圓に擴張し、同年九月一日から實施したが、更に事變の擴大化と共に、一般經濟界の急激なる膨脹に對應して、昭和十四年四月單行法律第五十九號を以て、保證發行限度の臨時擴張を行ひ、當分の內一億圓を一億六千萬圓に擴張し、同年五月一日から之を實施した。

(三)　制限外發行　晩近金利低下の趨勢に順應し、昭和十年三月二十二日法律第一號を以て朝

鮮銀行法を改正し、從來の法定最低利率「年百分ノ五」を「年百分ノ三」に改めると共に、同年三月二十八日附大藏大臣命令を以て、四月一日より制限外發行稅率を從來の「年五分」を「年四分」に改め、更に翌十一年五月一日には、同日より「年三分」に改められゝに至つた。

朝鮮銀行小額仕拂手形　滿洲に於ける朝鮮銀行小額仕拂手形は滿洲事變後一段落となり、旁々鮮銀券の滿洲國引揚げに伴ひ漸次引揚げられ、昭和十二年七月末には五十六萬餘圓に減少したが、支那事變の勃發と共に、軍部に於て仕拂手形を北支那方面に於て使用するに及んで再び漸增し、昭和十四年末には百二十九萬六千圓の發行殘高を示すに至つた。

國境地帶に於ける滿洲國幣流通狀況と之が對策　滿洲國幣は昭和十二年滿洲國の幣制確立、金圓對國幣パー示現以來、朝鮮の陸接國境地帶に邦貨との混合流通を見るに至つたので、本府としては取敢へず國境方面所在銀行、金融組合及び諸官公署等に於ける國幣の受授を禁止したのであるが、爾來朝鮮と滿洲との交易が漸次旺盛となるに伴ひ、交易上受取勘定の地位にある朝鮮への國幣の流入も漸次增加し、殊に最近に於ては滿洲國の物價割高の關係もあり、其の流込は著しく增加し、朝鮮側國境地帶に於ては、其の流通量多きは八、九割少きも三、四割の國幣を以つて占められゝ狀況となり、場所に依つては鮮銀券の影を潛めたる處も多く數へられゝに至つた。

凡そ國內に於て强制通用力を有しない外國通貨の流通を認めることは、貨幣政策上面白からざるのみならず、通貨の僞造、變造の取締其の他種々困難な問題を生ずるので、昭和十四年十二月、一箇月間の猶豫期間を設けて、昭和十五年一月一日より國幣の鮮內流通を全面的に認めないと共に平

北、咸南、咸北各道所在の金融組合及び新義州鮮銀支店をして國幣と鮮銀券との等價兩替を行はしめ之を一掃した。此の猶豫期間中に於ける國幣の引揚總額は八百六萬餘圓の多額に上つた。

(二)　金融機關

朝鮮銀行　昭和七年三月滿洲國の建國と共に、鮮滿の經濟關係は一層緊密を加へ、鮮滿に亙り營業所を有する朝鮮銀行は鮮滿經濟發展の爲、益々其の機能を發揮すべき時期に至つた。然るに日滿不可分關係の成立は滿洲國の金圓ブロックを必至とし、昭和十年秋滿洲國幣は金圓化すると共に、朝鮮銀行は右の國策に順應して滿洲に於ける銀行券の發行を廢止し、滿洲中央銀行券が之に代つた。次いで昭和十一年末關東州を除く在滿營業所を擧げて滿洲興業銀行に讓渡し、玆に全く滿洲より後退するの已むなきに至つた。然しながら滿洲國の圓ブロックとしての完成は實に朝鮮銀行二十餘年の努力の結果に外ならない。

支那に於ても當行は昭和十二年七月事變勃發以來、常に國策に順應して其の特殊任務の遂行に努め、北支に於ては昭和十三年三月北京に於ける中國聯合準備銀行の創立に支援を與へ、之と密接な聯携を保つて通貨政策の大方針に則り、鮮銀券の回收を敢行すると共に、各種取引の聯銀券移行を慫慂する等、聯銀券の疏通及び信用增大に積極的支援を與へ、次いで中支に於て昭和十四年五月上海に於ける華興商業銀行の創立を支援して、貿易通貨の供給に努力し併せて中支幣制の確立を圖り、其の金融工作に協力した。斯くの如く朝鮮と密接不可分の關係にある滿洲國及び新興支那の財政經濟に重要なる支援を與へ、我が興亞の聖業に大きな役割を演じたが、內に在つては中央銀

行としての指導的地位に鑑み、業務の刷新向上に努力し、發券銀行としての實力信用を挽回し、又鮮內金融機關の內容の充實と整備とに當り、半島金融經濟の開發に貢獻してゐる。

斯くて當行は最近年と共に健全な業務の進展を見るに至り、昭和十四年末現在鮮銀券の發行高四億四千三百萬圓、預金總額八億八千一百萬圓、貸出總額七億五千四百萬圓を示すに至つた。之を昭和十年末に比較すると、銀行券は倍額、預金三倍、貸出一・八倍の激增となる。また之と共に良好なる業績を收むるに至り、昭和二年以降年四分の配當を爲し得るに過ぎなかつたが昭和十三年上期よりは年六分の配當を決行し得るに至つた。

今試みに朝鮮銀行の最近の業績と營業所所在地を表示すれば左の通りである。

朝鮮銀行業務概況　（單位千圓）

年別	公稱拂込資本金	實資本金	銀行券發行高	預金	貸出金	爲替受入拂出	利益配當率
昭和十年末	五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三〇、七七八	七一、二一二（二九、一三三）	一九、八四八（四二、四九〇）	五四四、七六六	分 四・〇
同　十一年末	五〇、〇〇〇	三二、〇〇〇	三〇、六三五	九八、三二（四二、一四三）	二〇三、一七一（四八四、四五〇）	六六五、一四六	四・〇
同　十二年末	五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	二七九、五〇一	一〇一、一六五（二九五、八四四）	二四八、八二〇（五五三、六六九）	九八八、〇四八	四・〇
同　十三年末	五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	三一、九七三	一四四、二三（三五九、六二四）	二八二、六六二（五五二、一五四）	九一七、二五五	五・〇
同　十四年末	五〇、〇〇〇	三四、〇〇〇	四四二、九六六	一九四、八四四（六八一、六五六）	四〇三、六三五（五五四、九四八）	一、一五四、一五四	六・〇

備考　一、鮮內各店に於ける計數である。但し括弧內は鮮外各店分をも含めた總計數である。
二、當期拂込資本金は年間取扱高である。

朝鮮銀行營業所所在地　（昭和十四年末現在）

朝鮮　京城（本店）仁川　平壤　元山　大邱　鐵南浦　木浦　群山　麗水　釜山
　　咸興　清津　羅津　雄基（出）　新義州
內地　東京　大阪　神戸　下關　名古屋（出）　大阪西區（出）
關東州　旅順　大連
支那　天津　天津旭街（出）　天津華街（派）　濟南（出）　太原（出）　北京　石家莊（出）　彰德（事）　青島
　　上海　上海中心區（事）　無錫（事）　徐州（派）　保定（事）　新鄉（事）　臨汾（事）　運城（事）　檢次（事）　南通（事）
其の他　紐育出

備考　（出）は出張所、（派）は派出所、（事）は派遣員事務所である。

朝鮮殖產銀行　朝鮮に於ける勸業資金の融通は、專ら同行の使命とするところで、之が資源は主として朝鮮殖產債券の發行に依り、內地金融市場に之を求めてゐるが、支那事變勃發後に於ける朝鮮產業經濟の急速な發展に對應し、殊に時局關係產業の生產力擴充、未開發資源の開發に要する長期資金の需要の激增に鑑み、將來の債券發行に備へて昭和十四年二月同行に於ては倍額增資を行つて資本金を六千萬圓とした。

又同年三月三十日豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件及び同年十一月八日制令第十七號朝鮮殖產銀行の朝鮮重要產業資金供給に關する件の公布に依つて、政府は朝鮮に於ける重要產業資金供給の爲、差當り二億圓を限度として朝鮮殖產銀行が發行する債券の元利支拂保

證を爲し得る途を拓き、右契約に依つて朝鮮殖産銀行が債券を發行する場合には、其の債券は政府の元利支拂保證があるので、朝鮮殖産銀行令第三十條第一項但書の規定に依る制限外に於て之を發行する事を得させて、債券發行を容易ならしめると共に、此の債券發行に依つて得た資金を以て不動産銀行たる同行本來の業務の外に、朝鮮總督の認可を受け株式の應募又は引受を爲すことをも得させて、朝鮮に於ける重要産業の資金供給を圓滑ならしめることゝなつたが、債券發行準備の關係上、同年末迄には未だ右債券の發行を見てゐない。尙ほ又同年十一月八日制令第十六號を以て朝鮮殖産銀行令中一部改正せられたが、其の改正要旨は現行朝鮮殖産銀行令には年賦償還貸付に就いて据置年限及び中間据置年限に關する規定がないので、之が規定を設けたこと及び日本産金振興株式會社法第十三條の規定に依つて朝鮮殖産銀行は同社の業務の一部を代理し得ることになつたのことで之が代理に關する規定を設けたことであつて、本令は卽日施行せられた。

昭和十四年末に於ける同行支店數六十、出張所及び派出所數七にして、債券發行高は四億四千三十二萬八千圓、貸金二億五千四百六十萬六千圓、貸出金八億五百四十七萬九千圓に上り、朝鮮産業の開發に一路邁進してゐる。

朝鮮殖産銀行預金内譯表　（單位千圓）

年別	定期	通知	特別當座	當座	別段	道金庫	計
昭和十年末	六四、三〇五	一四、七〇二	一九、一〇五	△一七、九八二	七、七二七	四、四二五	△一二七、九六七

年別	定期	通知	當座	別段	道金庫	計
同　十一年末	五〇、四二九	二、〇五〇	△二七、四一〇	八二	四、七二八	△一〇、四二二
同　十二年末	五三、七六〇	三〇、一八四	△二八、五五九	九七	四、四二〇	△一二、一八四
同　十三年末	五二、二八五	七、九八八	△五六、八三一	一三五	四、九六	△一二、九六五
同　十四年末	一〇五、七二九	一八、四三二	△六二、九三九	一三五	四、一六八	△二三、九六九

備考　△印は大阪支店分にして外書とす。

朝鮮殖産銀行貸出金内譯表　（單位千圓）

年別	公共、産業貸出金	引受	商業貸出金				道貸越	合計
	年賦定期計	債券	當座貸越	割引手形	證書及手形貸	計		
昭和十年末	二四四、六七七	二、二四五	六、五一〇	二六、一六二	二一〇、八五〇	二四四、五六二	—	二四四、五六二
同　十一年末	三八、二四六	二四、四八八	二二、二七五	三四、九四七	一〇八、八二四	一五六、〇四七	—	二四二、六九五
同　十二年末	二六、八九五	一九、九七六	二一、四七四	三二、〇五〇	二二、六四一	一八四、一七一	—	二四五、八九九
同　十三年末	二八、八二五	一一、四九七	一〇、二六七	二八、五四四	一四四、六六五	一八四、二二四	—	二四五、八九九
同　十四年末	二六、六五五	一九、一九六	一九、七四四	二九、六八五	二三二、七五五	三〇三、一六二	三五三	八三五、四九九

備考　大阪支店に於ける貸出金なし。

朝鮮貯蓄銀行

昭和四年七月創立以來、朝鮮に於ける唯一の貯蓄銀行として貯蓄思想の普及、涵養、貯蓄預金の增加及び之が確實なる運用に努力して來たが、昭和十四年末には支店十一、出張所一及び代理店五十四を有し、健實なる發展を爲しつゝある。

朝鮮貯蓄銀行預金及び積金内譯表（單位千圓）

種別＼年別	普通貯金	据置貯金	定期積金	定期預金	其他	計
昭和十年末	一二、六三三	六、〇一二	二二、九九八	一、七一五	三五二	四三、七一四
同　十一年末	一四、八五五	六、二五〇	三一、一〇二	二、〇五〇	四六九	五四、七二六
同　十二年末	一六、七四一	六、七〇二	三三、〇四〇	一、五九二	四八〇	五八、五五五
同　十三年末	二一、七〇七	八、三一九	三五、九六四	一、五二八	五一一	六八、〇二九
同　十四年末	二三、五三二		四六、〇〇一	四二五	五一二	八九、七九三

朝鮮貯蓄銀行貸付金内譯表（單位千圓）

科目＼年別	國債其の他有價證券擔保貸付	不動產擔保貸付	預金者に對する貸付	定期積金者に對する貸付	計
昭和十年末	二〇三六	二、五一六	六一五	一四、三四九	一九、五二六
同　十一年末	一、四七六	二、六七六	八五一	二一、〇四九	二六、〇五二
同　十二年末	一、五六九	二、八〇九	八八〇	二一、二六九	二六、五二四
同　十三年末	一、六一四	三、五一六	五、八七	二一、二〇九	二六、九二六
同　十四年末	一、五〇八	三、八七五	一、〇九一	二八、六五〇	三五、二二四

普通銀行　普通銀行は逐年業務の進展を見てゐるが、昭和十年六月釜山商業銀行は朝鮮商業銀行に、同十三年一月海東銀行は漢城銀行に夫々買收せられ、昭和十四年末に於ける地場普通銀行の數六、其の資本金總額二千二百十七萬五千圓、一行當り平均資本金三百六十九萬五千圓となり、預金總額（內地支店銀行を含む）三億三千九百三十六萬三千餘圓、貸出總額（同上）三億二千七十六萬二千餘圓に上り、之を韓國併合當時の平均一行當り資本金三十三萬三千餘圓に比較すれば十倍餘となり、預金總額九百六十七萬七千餘圓に比較すれば二十八倍餘の數字を示してゐる。

普通銀行營業概況

年次	本店數	鮮內支店出張所數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預金	貸出金	純益
昭和十年末	七	二〇	二四、一七五千円	二三、四八一千円	四〇〇五千円	一五九、三四五千円	一五七、五七〇千円	一、二七六千円
同　十一年末	七	一〇六	二四、一七五	二三、四八一	四四一七	一五八、四四八	一七四、九七七	一、五七七
同　十二年末	七	一〇八	二四、一七五	二三、九八一	四、八八〇	一七二、七八五	一九五、六六二	一、三六〇
同　十三年末	六	一一三	二三、一七五	二三、一八一	五、二五〇	二三七、九七四	二一〇、一四三	二、〇七六
同　十四年末	六	一一〇	二三、一七五	二三、一八一	六、七七七	三三九、三六三	三一〇、七六二	二、二五九

備考　一、本店數及び資本金に就いては朝鮮に本店を有するもののみを計上した。
二、純益金は當該年上下期を算合し繰越金を控除した。

手形交換所　昭和十三年七月二十九日府令第百四十四號に依り、新たに清津手形交換所が指定せられ、十五年六月五日府令百四十一號を以て更に咸興手形交換所が指定せられて現在鮮內に於ける手形交換所は合計十一箇所となつた。手形交換高に就いては朝鮮經濟界の進展を反映して累年漸增の一途を辿り、昭和十四年中に於ては三十四億百三十萬餘圓の巨額に達し、昭和十年中に

比し十七億八千七百七十六萬餘圓(二倍强)の增加を示して居る。

信託會社　朝鮮信託株式會社は朝鮮に於ける信託事業の普及、殊に不動產信託の開拓を圖る使命の下に創立せられたものであるが、元來不動產信託は其の業務の性質上、之が開拓經營には諸種の困難を伴ふのみならず採算上不利なる事情もあるので、之が助長發達を圖る爲、創立以來其の創立費及び事業費に對し國庫補助を爲し來つた。然るに其の業績も漸次發展したので、昭和十二年下期第十期を以つて其の補助を打切る事とした。昭和十、四年下期第十四期末に於ける受託財產は一億三千三百九十五萬餘圓にして、之を昭和十年下期第六期末に比較すれば二倍强の增加となり、內金錢信託五六%、不動產二六%、有價證券一六%其の他一%を占めてゐる。

金融組合　朝鮮金融組合聯合會の設立以來、金融組合は其の指導と統制下に益々發展の一途を辿つた。昭和十年八月殖產契令發布せられ、部落小產業法人たる殖產契を金融組合に加入せしむる新制度が生れたので、金融組合の殖產契に對する貸付限度其他調査事項等を新たに規定し、又農村振興計畫の擴充に關聯して貸出業務に關する制限規定を若干緩和すると共に組合事務の簡捷を圖る事とし、同年十二月十三日府令第百四十六號を以て業務監督規程の一部を改正した。改正の要旨は、(一)殖產契に對する貸付及び手形割引の限度を三十圓に契員の數を乘じたる額迄とし(二)長期貸付を爲す場合の使途調査書を廢し、又無擔保長期貸付を爲す場合の償還計畫書の作成をも廢し、且つ其の總額は出資拂入金及び法定準備金の總額を超ゆる事を得ざる旨の規定を廢し(三)組合は每年數回殖產契の事業を調査し、貸付又は手形割引の金額は右の調査に基づき資金の用途を斟酌して決定すべき旨規定したこと等である。

昭和十一年に至り朝鮮中部及び南部八道を襲つた風水害は相當甚大なるものがあり、被害者に對し復興助成の爲に金融組合に於ても特に低利資金を潤澤に融通するを適當と認められたので、翌年二月十五日水害復舊に關する府令第十一號を公布した。斯くして金融組合の業務も益々躍進し、組合員數も累年增加し、其の目的とする組合員の金融の緩和、經濟の助長等組合機能は遺憾なく發揮されたが、尙ほ一層組合員の遊資を積極的に貯蓄せしめ、組合經營の合理化を圖り、組合と組合員との專屬取引を强化せしむるが爲には預金及び積金を擔保とする貸付限度の一部擴張を認むるを適當と考へられ、昭和十三年四月一日府令第六十號を以て業務監督規程の一部を改正した。然しながら產業經濟の進展に伴つて金融組合員の資金需要頓に激增を加へ來るのみならず、一般物價の騰貴に依り、從來の一組合員に對する貸付金の限度內では組合資金利用の完璧を期し得られなくなつたので、更に貸付限度を擴張する要を認め、昭和十四年九月一日府令第百四十六號を以て業務監督規程を改正　(一)都市組合の貸付限度を總額六千圓迄とし、村落組合の無擔保貸付限度を三百圓に、貸付限度の總額を二千圓迄擴張し　(二)村落組合に於ても朝鮮總督指定の方法に依り、貸付限度總額三千圓と爲し得る旨規定し　(三)從つて第三者の提供する預金及び積金證書を擔保とする場合の制限金額をも改めて各々貸付限度總額迄にしたが、之により都市組合に於ける無擔保貸付限度を除き、金融組合貸付限度は總面的に擴張されるに至つた。

之に先ち昭和十四年八月二十三日、朝鮮中小商工業資金融通損失補償規程が告示され、金融組合

に於ても本制度の實施に伴つて特別貸付を爲し得る途を設くる必要を生じ、新たに昭和十四年九月一日、金融組合の同規程に依る資金の融通に關する府令第百四十七號を公布した。本件の要旨は次の通りである。(一)都市金融組合は組合員に對し、朝鮮中小商工業資金融通損失補償規程に依る資金の融通を爲し得ること　(二)擔保貸付は一組合員六千圓を限度とし、十年以內の年賦償還又は三年以內の定期償還とし、十年以內の年賦償還、月賦償還、一年以內の日步償還又は三年以內の定期償還の方法に依る　(三)無擔保貸付は千圓を限度とする保證人を立てしむること　(四)擔保貸付及び無擔保貸付を併せ爲す場合には、一組合員に對する貸付の總額は六千圓を超ゆる事を得ず、無擔保貸付の金額は信用程度表に基づく事を要しない　(五)本資金の融通額は業務監督規程に定むる貸出金總額の計算上之を算入しない。

斯くて金融組合は其の創設以來三十三年、其の間終始一貫して組合員の金融經濟の發達に資し、他面地方產業の開發に多大の貢獻を爲し、業務亦異常の發達を爲して今日に至つたのであるが、主要業務計數を掲記すれば次の通りである。

金融組合業務概況表

年次	組合數	組合員數	出資金 總額	出資金 拂込濟額	積立金	政府下付基金	借入金
昭和十年度	六九八	一、三五五、九二一人	一九、一八一、六三五円	一二、四六七、七九九円	一九、一四〇、七八六円	四一、二五一、〇〇〇円	八二、一五五、三一九円
同十一年度	七〇九	一、五六一、三五〇	二一、三三五、三五〇	一三、四三二、八二一	二〇、六九八、八七五	四四、二七一、〇〇〇	二二、六〇三、九一三
同十二年度	七二九	一、六七七、三三五	三一、四三七、三三〇	一四、六四七、一七五	二三、一〇〇、一七五	四四、二七一、〇〇〇	一四一、六四〇、八〇〇
昭和十三年度	七三五	一、七四七、八三五	三四、五六八、八四〇	一六、二七一、二四三	二六、〇二七、二四三	四四、二七一、〇〇〇	二二、六〇三、九一三

年次	預り金	貸出金	繰介貸付金	預ケ金	損益計算 總益金	損益計算 總損金	損益計算 差引純益
昭和十年度	一三五、四一七、八三五円	一九、一三五、三三五円	一九、三七〇、四七五円	一三、七五〇、五九九円	二〇、五九五、〇四一円	二、五七五、五五八円	
同十一年度	一四三、三五六、一四六	三八、四四四、七四〇	二一、三五八、二四〇	一三、〇〇九、八一七	三一、一三一、七三三	二、八七四、〇五五	
同十二年度	一九五、三一八、一二九	三三一、一六八、一二九	二一、九六五、八四〇	一八、八四四、六四六	三一、八八一、六九五	三、〇五六、二四九	
同十三年度	三九、〇五六、二六九	三五、九二三、五五五	三一、九六五、八四〇	二六、六二六、八一三	三六、三四四、三五〇	三、九六五、八四〇	

金融組合聯合會

朝鮮金融組合聯合會の成立は朝鮮金融組合の歷史に重要な一期を劃したるもので、全鮮の金融組合は擧げて其の傘下に抱擁され、又金融組合以外に產業組合、漁業組合等朝鮮總督の指定せる產業に關する法人も亦聯合會の會員として加入するを認められて居り、朝鮮の組合制度は全鮮を業務區域とする單一聯合會の下に、直ちに單位組合を統轄する所謂二段階制となり、組合事業は聯合會に依る圓滿なる統制の下に一段と飛躍する事となつた。卽ち會員に對する指導監査事務の統制が强化され、金融部門に於ては資金系統の整備、金利の統一低下、金融債券の發行等特筆すべきものがある。又昭和十年十二月殖產契令施行せられてより、殖產契の主要事業たる生產品の販賣及び必需品の購買等を合理的に運用せしむる爲には其の屬する金融組合及び產業組合の關與する共同購入、共同販賣の事業は擧げて聯合會をして統制せしむるの必要を認め昭

和十一年四月同會の事業課を擴張して新たに事業部を設け、販賣及び購買の二課を設置して、會員及び其の構成員の經濟生活の合理化を促進することゝした。斯くして朝鮮金融組合聯合會は金融的聯合機關事業的聯合機關監査及び指導教育の聯合機關たる三種兼備の中央機關として益々其の機能を發揮する事となつたのであるが、今之が主要業務に就き略述すれば次の通りである。

(一)指導業務　所屬會員の業務を調査し、其の指導を爲して居る。

(二)貸出業務　會員の必要とする運轉資金の貸出を爲すのであるが、普通貸付と特別貸付とがあり、特別貸付は國策に順應して政府より融資割當てられる特別低利資金で、其の種類に依り聯合會自己資金を加へて融資するものである。

(三)預金業務　會員より非組合員の管理金竝びに運轉資金の餘裕金を預金として受入れ、之を貸出資源として地方に還元するのであるが、餘裕金を生じた場合は特定銀行への預け金又は國債證券其他の有價證券の買入等を爲して居る。

(四)購買及び販賣業務　殖產契員及び組合員の爲生業用品及び特殊經濟用品の共同購入竝びに農業生產物其他の共同販賣の斡旋を爲して居る。

(五)債券發行　運轉資金充足の爲、朝鮮金融債券を發行して居る。

(六)爲替業務　會員の爲に爲替業務を爲し、利便に供して居る。

(七)普及事業　組合趣旨の普及及び會員に對する指導聯絡の爲、新聞雜誌等の發行及び映畫演劇等の巡回上演を行つて居る。

(八)敎育事業　組合職員養成の爲に講習會を開催し、其の他婦人講習會をも開催し、農村婦女子に對し金融組合婦人會の中堅指導員たるべき敎育を施すものである。

(九)調査事業　業務遂行上の諸問題及び一般金融經濟の調査諸統計等を爲して居る。

(十)共濟事業　會員使用建物の火災損害補塡を目的として火災共濟基金を設定し、又組合及び聯合會職員の退職、死傷等の際、之に給與を爲す爲、給與基金を設けて居る。

右の如く聯合會は多種多樣の業務を爲し、其の機能を遺憾なく發揮し來つたが、支那事變勃發と共に金融組合は國策の機關として農業生產力の擴充、物價の調制、國民貯蓄の造成、銃後經濟生活の安定强化等に積極的な活動が期待せられ、今や組合運動は內鮮一體の下に、農村の體制を聖戰目的遂行の線に向つて再組織すべき重大使命を負つて、其の本質的な轉化を見んとして居る。

朝鮮金融組合聯合會業務概況表

年次	聯合會支部數	所屬會員數	出資拂込額	政府貸下金	從立金	借入金	預り金	貸出金	預ケ金	損益金	總益金	總損金	差引純益
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和十年度	三二	七五、七	二、九八四、二〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	七八〇、四四〇	一五七、〇六六、三六六	一五七、〇六六、三六六	二、九七九、三三三	四、〇五六、四二八	一、一二九、九四四	一、一二九、九四四	二八、七六六、六二七	二八、六四一、六八三
同十一年度	三二	七六九	二、九七七、三三三	三、四三五、〇〇〇	八八六、九五五	二八、八八五、五〇三	二八、八八五、五〇三	三、三四六、四二八	四、〇五六、四二八	一、一二九、九四四	一、一二九、九四四	二八、七六六、六二七	二八、六四一、六八三
同十二年度	三二	七七四	三、〇三六、四二八	三、四三五、〇〇〇	一、〇二九、七四四	二八、五五三、二四一	二八、五五三、二四一	三、三四六、四二八	四、〇五六、四二八	一、一二九、九四四	一、一二九、九四四	二八、七六六、六二七	二八、六四一、六八三
同十三年度	三二	七九二	四、〇五六、四二八	三、四三五、〇〇〇	一、一二九、九四四	二八、七六六、六二七	二八、七六六、六二七	三、三四六、四二八	四、〇五六、四二八	一、一二九、九四四	一、一二九、九四四	二八、七六六、六二七	二八、六四一、六八三

昭和十年度	八〇、六六六、三五〇	四、八二二、二五〇	六、九四四、八三二	三七、九五〇							
昭和十一年度	八三、八四四、六五〇	一二、九八八、四五〇	六、五三二、八五〇	三四、一〇六							
同十二年度	九三、〇六〇、二〇一	三四、六九八、〇六八	七、三三二、四三二	三五、九八五							
同十三年度	一一〇、九五六、三五〇	四五、三三、六三八	八、〇二一、三五四	四五六、九五五							

無盡會社　昭和十年以降の朝鮮無盡業界は統制の時代と謂ふ事が出來る。卽ち昭和十年一月、業令不適格會社たる開城無盡株式會社が、其の資產負債及び權利義務の一切を共濟無盡株式會社に讓渡して解散したのを始めとして、同年八月には仁川無盡株式會社が共濟無盡株式會社に、同九月には慶南無盡株式會社が釜山無盡株式會社に夫々買收合併せられた。次いで昭和十一年五月には慶尙南道に於ける釜山・晋州・馬山・統營の四無盡會社が、弱小資本の群小會社分立は庶民金融機關としての機能を發揮する上に於て遺憾の點ありとして、釜山無盡株式會社を存續する資本金百萬圓の道內統制會社を設立するに至つた。斯くて昭和六年朝鮮無盡業令大改正後の各社の業績は、年々累增の進展を示し、改正業令の趣旨も業者に諒得せられて全部の會社が皆業令適格の會社となつた。然るに其の間經濟界の進展は著しく、一般金利低下の趨勢特に顯著なるものがあり、業者に於ても一段と手數料竝びに貸付金利の引下げを爲し、併せて經營の合理化を圖るべく畫策するも、群小會社の併立が此の目的達成を阻害する事尠からざるものがあり、自然業者間に慶尙南道に於けるが如き統制の機運漸く物興するに至つたので、此の機運に對應するが爲には合併を容易ならしむる樣業令を改正するの必要を生じ、遂に昭和十一年五月制令第六號を以て業令の一部改正を行ふと共に、之が關係府令の改正を爲した。此の結果、無盡業統制の一段階として、先づ行政區劃又は同一經濟單位を區域とする、卽ち大體一道一社の目標が樹立せられたが、此の改正は株式の地方分散と、無盡手數料の低下竝びに業務區域の擴張に依つて無盡の地方滲透と經營の合理化を促す利便多く、爲に道を單位とする統制は順調な進捗を見せ、咸鏡北道四社の合併を皮切として、昭和十四年六月末には全羅南道及び京畿道の一部を除く、各道管內の合同は大體完了するに至つた。

然るに其の間、支那事變に依る戰時經濟體制の强化と共に、無盡業界に在りても更に强力なる統制を要請するに至つたから、本府は昭和十四年六月、無盡業全鮮一社の統制方針を樹立し、此の方針に基づき朝鮮中央無盡株式會社が昭和十四年下半期に全羅南道・忠淸南北道の業者を各買收又は合併したのを始めとして、昭和十五年度に入つて福德及び黃海兩無盡會社と、朝鮮中央無盡株式會社との合併契約が成立した外、其の他の道でも目下統制機運濃厚なる現狀である。

無盡業者の最近の業績を見ると、昭和十年始めには三十四社であつた無盡會社が、昭和十四年末には十社に減少し、其の公稱資本金も一千七百九十二、加入口數十五萬九千八百三十七、之が給付金契約高二億三千五百九十五萬四百圓、內給付濟高九千五百三十五萬二千二百圓、給付未濟高一億四千五十九萬八千二百圓、諸貸付金二千二百九十七萬八千九百六十三圓に上り、異常な伸展振を示しつゝある。昭和九年以降無盡會社の業務成績は次表の通りである。

無盡會社業務概況

年次	會社數	公稱資本金	拂込資本金	積立金	無畫組數	加入口數	契約給付金高	同上內譯 給付濟高	同上內譯 給付未濟高
昭和九年末	五	四、五〇〇、〇〇〇	一、九三五、〇〇〇	一、六三九、四二一	一、四五五	九八、〇九二	二二、〇五〇、七〇〇	圓 一、四四九、八五九、三五八	圓 六六、三三、三四三
同　十年末	三	四、〇一〇、〇〇〇	一、九三〇、一〇〇	一、九六七、三六	一、三五五	九九、九二四	二五、一、九七、六四〇	一、五二九、八四二、六四〇	八四、四四五、四三五
同　十一年末	六	四、三五〇、〇〇〇	二、〇四五、一五〇	二、二三五、一五九	一、八四二	一〇五、六三二	三五、四四、四三〇	一、八四九、〇八六、八三〇	九一、八八九、六八〇
同　十二年末	六	四、八五〇、〇〇〇	二、一五、一五〇	二、八六九、〇六五	一、一三二	一一四、五三二	四五、四九、二三〇	二、一八九、八六六、八三〇	一〇一、九六八、七四〇
同　十三年末	八	一〇、八五〇、〇〇〇	四、三五〇、〇〇〇	四、八九、〇六五	二、九五二	一四三、三六八	五四、四九、三五〇	二、八九、八六六、八三〇	一二〇、九六八、七四〇
同　十四年末	一〇	一二、六〇〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇	五、三八、〇三五	二、九八二	一五九、八五五	六二、四五、三五〇	三、四五、三四、二五〇	一四〇、九八、二五〇

(三)　金融に關する施策

金　利　朝鮮金融界は、昭和七年來政府の低金利政策に順應して屢次の金利引下を爲し、未曾有の低金利時代を示現したが、更に昭和十二年七月、日本銀行に於て國債消化政策上の見地より、國債擔保貸出金利の引下を行つたので、朝鮮銀行亦之に呼應して國債擔保貸出金利を引下げた。次いで同年九月、日本銀行に於ては各種金利の均衡を圖る爲、貸越金利を引下げたので、朝鮮銀行も同じく之が金利を引下げたが、更に昭和十四年四月、朝鮮銀行券保證準備限度の擴張を機とし、朝鮮銀行に於ては全面的に貸出金標準金利の引下を行ひ、以て低金利の促進と金融の疏通とに寄與した。其の間、朝鮮殖產銀行及び東洋拓殖株式會社に於ても、右低金利政策に順應して長期貸出金利を引下げ、普通銀行亦貸出金利を漸次引下げたので、昭和十四年中に於ける實行金利は割引日歩(普通金利平均)に於て、朝鮮地場銀行二錢一厘、內地支店銀行一錢四厘五毛となつてゐる。

各種金融機關の預金利率に就いても、昭和七年來最近に至るまで利率の更改は引下の一方にして、貸出と同樣未曾有の低金利を現出したが、昭和十三年內地に於ける預金金利水準化運動に呼應し、預金金利調整の爲、鮮銀、殖銀、東拓、金融組合聯合會、信託會社、貯蓄銀行、普通銀行等各種金融機關を打つて一丸とする朝鮮金融團を結成し、全鮮を一率とする預金金利の協定を見るに至つた。

臨時資金調整法の施行　支那事變の勃發に伴ひ、政府は物資及び資金の需給適合に資する爲、國內資金の使用を調整する必要を認め、第七十二回帝國議會の協贊を經て、昭和十二年九月十日法律第八十六號を以つて臨時資金調整法を公布し、同月二十七日から施行するに至つた。該法及び其の施行令は、別に勅令を以て朝鮮にも十月十五日から施行せられたので、朝鮮では同日附府令第百五十七號を以て臨時資金調整法施行規則を發布し、即日實施した。本法律に依り、金融機關の事業資金の貸付、有價證券の應募、引受若くは募集の取扱等を許可事項とし、別に自治的資金調整團體を認めて、事業資金の貸付に關して、政府の方針に順應して自治的調整を行はしめ、又會社の設立、資本增加、合併又は目的變更等を認可事項となし、又第二回以後の株金の拂込催告、社債の自己募集及び一定限度を超ゆる事業設備の新設、擴張、改良等を爲さんとする場合は、政府の許可を受けしめる等、國內に於ける事業資金を極力不急不要なる方面から、軍需に直接或は之と密接な關係にある產業の方面に振向ける樣に措置し、斯くて戰時經濟體制の第一步を踏み出した。其の後、時局の進展に伴ひ、所謂長期戰に對處すべき各種の經濟對策が講ぜられるに及んで、臨時資金調整法令も漸次强

化せられた。即ち昭和十三年八月及び昭和十四年四月の二回に亙り同法令の改正が行はれて、許可限度の引下及び適用範圍の擴張個人及び會社以外の法人にも適用等が爲されたので、朝鮮に於ても府令の改正を行つて、內地と歩調を共にした。

法令實施上、朝鮮に於ては朝鮮銀行・朝鮮殖產銀行・朝鮮貯蓄銀行・普通銀行・東洋拓殖株式會社・朝鮮金融組合聯合會・朝鮮信託株式會社・朝鮮火災海上保險株式會社及び朝鮮生命保險株式會社を以つて組織した朝鮮自治調整團を臨時資金調整法に依る自治的調整機關として承認し、又本府各局及び第一次所屬官署竝びに其の所屬官署に對しては夫々通牒を發し、法令の運用に關し調整の統一を計ることゝした。斯くて朝鮮に於ては本法施行以來金融機關の眞摯なる努力と各方面の熱心なる協力に依り、率ね所期の目的を達成しつゝ好成績を以て經過し來つた。本法施行後昭和十四年末に於ける金融機關の事業設備資金の貸付實績は次の如くで、本府理財課の取扱件數累計は總取扱數七百五十六件、事業設備資金總額は十三億五百萬四千圓と云ふ驚くべき巨額に達し、曜進朝鮮產業の勃興を如實に物語つてゐる。

事業設備資金貸付狀況（自昭和十二年十月十五日至同十四年十二月三十一日）

（單位千圓）

(1) 調整標準別

金融機關別	甲	乙	丙	合計	百分比
銀行	一六七、三一一	九〇、二〇〇	一八、一五六	二七五、七六七	九〇四
其の他の金融機關	二二、二九六	一八九、六〇七	五、五八五	二九、二三七	九六
合計	一九〇、六〇七	六〇、二	一九、三二二	三〇五、〇〇五	一〇〇〇
百分比	六二、二	一九、八	六、四	一〇〇〇	—

(2) 事業別

事業別	銀行	其の他の金融機關	合計	百分比
鑛業	三九、九七八	一七、三五七	五七、三三五	一八八
工業	一四〇、六八二	六、九八六	一四七、六六八	四八、四
農林業	四、二四四	二、二六六	六、五一〇	二、一
水產業	一、六七六	一	一、六七七	〇、六
交通業	三九、一六八	—	三九、一六八	一二、九
商業	三、三八三	四〇	三、四二三	一、一
雜業	二、〇六八	一、〇八七	三、一五五	一、〇
其の他の事業及び施設	四四、五六八	一、五〇一	四六、〇六九	一五、一
合計	二七五、七六七	二九、二三七	三〇五、〇〇五	一〇〇〇
百分比	九〇、四	九六	一〇〇〇	—

（單位千圓）

本府理財課取扱件數調（臨時資金調整法第四條及び第四條の二に基く申請事項）

申請事項別	總取扱件數	認可又は申請件數	總取扱件數	認可又は許可件數
事業設備	三七一	三六〇	株金拂込	一七三	一六八

第七期　南總督時代

	昭七
資本増加	
會社設立	一〇六
會社合併	一六

	四二
目的變更	八
條項變更	一五
計	一五

	二八
未詳	一五

貯蓄の奬勵　支那事變の恒久化に伴ひ、生産資金の供給を潤澤ならしめ公債消化の圓滑を圖ると共に、他面國費の膨脹に依つて生ずる物價の騰貴を抑制し、以て軍需資材供給の確保竝びに國民生活の安定を圖る爲、中央政府に於ては國民貯蓄の一大奬勵運動を興すこと、なつた。朝鮮に於ても、此の貯蓄奬勵の緊要なることを認め、內地に順應して奬勵方策の擴充强化を企圖し、農村振興運動、國民精神總動員運動等と密接な連繫の下に、國民貯蓄の增加奬勵を行ふことに決定したのである。今其の重な事項を記述すれば次の通りである。

(一)　奬勵機構の充實　戰時經濟金融體制の深化と共に、一般理財事務は著しく增加した爲、從來の陣容を以てしては到底貯蓄奬勵事務の圓滑なる處理は困難なりと認めたので、先づ此の機構の充實を圖ることゝして、所要經費十五萬八千五百餘圓を昭和十三年度豫算に計上すると共に、同年八月三十日附勅令第六百十三號を以て朝鮮總督府部內臨時職員設置制を改正し、本府に事務官一名、屬二名、各道に屬一名宛を增置して、當該事務に從事せしめた。また貯蓄奬勵に關する根本方針及び之が實現の具體的方策を審議する爲、實施上の諮問機關として本府に貯蓄奬勵委員會を設置することゝなり、昭和十三年四月三十日訓令第二十二號を以て、朝鮮總督府貯蓄奬勵委員會規程を制定公布し、同日附を以て政務總監を委員長とする同委員會が成立した。委員には本府內關係各局長、民間有力者を夫々任命又は囑託し、幹事には本府內關係各課長、書記には各事務擔任者をこれに當てた。又各道には夫々地方的經濟事情に依つて其の地方に卽應した奬勵方策を樹立、審議する爲の諮問機關として各道貯蓄奬勵委員會の設置を見た。

(二)　奬勵實施の狀況

(イ)　昭和十三年度　第一回の貯蓄奬勵委員會は昭和十三年五月二日に開催し、議事規則及び貯蓄奬勵計畫要綱に就いて審議の結果、昭和十三年度に行ふべき貯蓄奬勵方針を決定した。其の方針は、(一)收入の激增部分を貯蓄に吸收すること　(二)物資の消費節約に依る餘裕金を極力貯蓄へ吸收すること　(三)農村振興運動と併行し、勤勞に依る生產又は所得增加額を貯蓄に振向けしめること　(四)貯蓄方法の指示等である。此の方針の下に行ふべき實行方策を併せ決定し、昭和十三年度の目標額を二億圓と定めたのである。爾來官民一致協力の下に、之が成果擧揚に努めた結果、昭和十四年三月末現在に於て其の實績は金融機關へのみの蓄積額が二億九百八萬七千圓に達し、前年度の六千五百九十九萬四千圓に比して二倍强の增加となり、之に私人の有價證券への投資額保險會社の準備金增加を加算すれば實に二億七千萬圓の巨額に達したのである。

(ロ)　昭和十四年度　昭和十四年五月十八日第二回貯蓄奬勵委員會を開催し、前年度に於ける奬勵の實績に鑑み、昭和十四年度に於ける目標額を決定すると共に、此の目標達成の爲、本年度に於て行ふべき奬勵方針を決定した。卽ち前年度の實績を顧みる時は、農村方面の運

動に比べて所謂殷賑産業方面に於て甚だしく遜色有りと認められたので、此の方面に奨勵の重點を置くことにし、本年度の目標額を三億圓と決定した。然し本年度は南鮮地方が稀有の旱害に禍され、本奨勵運動に一部支障を來した爲、中途に於て目標額の一部變更を爲す等の事情が生じたのであるが、時局認識は益々貯蓄の重要性を反映して、其の實績は三億一千八十六萬三千圓といふ、目標額を突破する好數字を示し、之を事變前の貯蓄增勢に對比するときは、著しい飛躍の跡を見ることが出來る。

各種貯蓄增加額調（單位千圓）

年次	郵便貯金	簡易保險責金	銀行預金	金融組合預金	金錢信託	東拓預金	無盡會社賣金	生命保險責金	小計	個人の有價證券投資額	合計
昭和九年	四、二三九	四、二三五	二四、一九一	一六、五六七	二、七五〇	四八五	五、八四四	九、一二六	六四、四三五	四、四三三	八七、九五五
同十年	五、三五八	五、四三三	三三、九九五	一四、八四四	九、四七五	七五九	七、〇四九	一〇、四四六	八五、四二二	九、四三三	九五、三五五
同十一年	六、〇六三	六、三三五	五〇、四二八	八、四四〇	四、四三五	一、四四四	七、一二一	九、三二九	九五、六六三	一〇、三三三	一〇六、〇九六
同十二年	六、二九六	八、五六一	二七、四四五	二、四四七	四、九三七	二四七	七、一五五	一二、五四五	七五、四四七	一四、四四四	八九、八九一
同十三年	一八、九〇三	一二、五五〇	二〇、七五三	四八、二三三	二、四四八	六、六五八	八、五四八	一八、一五八	一四、九六二	二四、四四四	一三九、四〇六
同十四年	二三、一七五	一七、〇四二	二五、一八五	七四、〇一七	二、三二八	六、六五九	九、四九七	二四、九六七	二三〇、八六五	六五、一三五	二九五、九九六

備考　確定數字なきものは推定を以て計上した。

(八)　昭和十五年度

昭和十五年五月二日第三回貯蓄奨勵委員會を開催し、本年度の貯蓄目標額及び其の奨勵方法、各道割當額を決定した。即ち本年度の貯蓄目標額は各金融機關への貯蓄額、國債、貯蓄債券の賣却高及び私人の株式、社債等有價證券への投資額總てを包括して五億圓と決定したが、前年度の目標には私人の有價證券投資額が含まれてゐないから、所謂眼に見えた貯蓄額は實質的に前年度より一億圓增の四億圓である。之を半島二千四百萬民衆に割當てると、一人當り十六圓六十錢となり、今や貯蓄奨勵運動は開始以來第三年に入り、官民協力の强化が一層要望されるに至つたが、本年は特に貯蓄奨勵强化年度として、今迄の方策を一段と强化し、個別目標額の設定、天引貯蓄の勵行、應能貯蓄の徹底、貯蓄繼續の勵行、新規貯蓄方法の考案、貯蓄態勢の强化等の各項に就き、之が實踐に官民一致邁進することゝなつたのである。

(四)　郵便爲替貯金

概　況　前期の記述に倣ひ、本章に一節を設けて今期に於ける郵便爲替貯金事業の概要を述べることゝする。本事業は前期の後を承け順調なる發展を見つゝあつた處、今次の事變に際會し、其の進展と共に使命の重要性は愈々加重せられた。特記すべきは民間に於ける通貨の膨脹乃至物資節約、生活緊縮等に因る餘剩金の吸收策として、貯金奨勵の强化竝びに國債及び貯蓄債券の大衆的消化が多大な努力と共に講ぜられたことである。之等は全鮮官民一致の協力を得て非常な好結果を齎してゐる。

貯金管理所　釜山貯金管理所は從來振替貯金のみを取扱つて居たが、郵便貯金利用者の便宜を圖る爲、全羅南道、慶尚北道及び慶尚南道に屬する郵便貯金事務を京城貯金管理所より移管し、又こ

れと同時に現金出納調査事務をも管掌することゝし、昭和十一年十月一日より實施した。

また平壌を中心とする西鮮地方は、新興滿洲國に隣接し近時異常なる經濟的躍進を見るに至つた爲、平壌に貯金管理所を創設し、黃海道、平安南道及び平安北道に屬する郵便貯金原簿事務と、同地域内の郵便爲替、貯金出納調査事務を取扱ふの外、振替貯金口座所管廳の事務をも管掌することゝし、昭和十四年十月一日より之を實施した。茲に貯金管理所は京城、釜山と共に三箇所となつた。

郵便爲替　昭和十三年度に於ける各局所の郵便爲替取扱高は、振出口數五百三十萬四百八十三口、金額一億八千六百三十七萬五百六十九圓、拂渡口數四百八十一萬九千八百三十四口、金額一億七千三百九十八萬八千百六十三圓で、前年度に比し振出に於ては口數五十八萬三千十一口（一割二分四厘）、金額二千八百八十五萬九千三百十五圓（一割八分三厘）を、拂渡に於ては口數六十一萬六千二百八十一口（一割四分七厘）、金額三千八十六萬五千百八十圓（二割一分六厘）を何れも增加してゐる。又局所受拂高を昭和十三年度と明治四十三年度とを比べると前者は後者の約七倍である。

尙ほ爲替に就いては次の如き施設を爲してゐる。

(一)　日滿郵便爲替の取扱範圍擴充　從來日滿兩國間で交換して居つた郵便爲替は小爲替及び通常爲替の二種であつたが、兩國の緊密なる關係に鑑み、電信爲替をも交換すると共に、通常爲替の取扱に就いては之を簡易化することゝし、何れも昭和十一年一月二十六日より實施した。

(二)　通常爲替證書の航空送達開始　今期に於ては資金急送の需要を充す爲、通常爲替に依る送金に航空郵便を利用し得る制度を創設し、昭和十一年十月十日より之を實施した。

(三)　日華電信爲替の交換　本邦、北支間の經濟交通關係が益々緊密を加へて來た狀況に鑑み、昭和十三年十二月十六日より北支との間に日華電信爲替の交換が開始された。

郵便貯金

(一)　郵便貯金の奬勵　支那事變の進展に伴ひ、郵便貯金の奬勵は國策的使命を益々加重せられたので、郵便貯金奬勵强調期間等を設定して一般の貯蓄思想を鼓吹した結果、近年來稀に見る好成績を收め、昭和十五年一月末日現在で預金人員六百八萬餘人、金額一億七百八十萬圓餘に達した。即ち預入金額に於ては昭和十二年度は昭和千一年度に對し五分五厘を、昭和十三年度は昭和十二年度に對し二割六分二厘を增加し、拂戻金額に於ては昭和十二年度は十一年度に對し四分五厘、昭和十三年度は十二年度に對し一割八分九厘の增加を示した。尙ほ貯金現在高に於ては昭和十三年度末は十二年度末に對し二割七分八厘を、昭和十五年一月末は昭和十三年度末に對し約二割三分五厘を增加した。

郵便貯金現在高（貯金管理所受拂）

年度別	預入人員	預金額	一人當預金額	人口百人當預金人員	人口一人當預金額
第七期　南總督時代					
昭和十三年度末	五、九八一、三一三人	八七、二七〇、二三四円	一六・三	二三・八人	二五・八六円
同　十二年度末	四、二四七、二三五	六八、四五三、六五五	一六・〇八	一九・〇	二五・〇六
同　十一年度末	三、八六一、一〇五	六〇、四三三、九六一	一五・六五	一七・五	二二・七四
同　十年度末	三、五三二、二七一	五四、八三〇、七一〇	一五・三五	一六・五	二一・二〇

同九年度末　三、二五、〇四四千　三、六三二、三五五　一六・六　一四・九　二・四五

(二)　郵便貯金利子割合の改正　從來朝鮮に於ける郵便貯金の利子割合は普通貯金年三分二厘四毛、据置貯金年三分四厘八毛であつたが、中央に於ける低金利政策に順應し、普通貯金年三分一厘二毛、据置貯金年三分四厘三毛二糸に改正し、昭和十二年四月一日より之を實施した。尤も朝鮮に於ては一般金利の高率なると利用者の利益とを考慮し、之が引下の率は內地に於けるが如き大幅の引下を爲さず、朝鮮の特殊事情を堅持する方針を採つたのである。

振替貯金　朝鮮經濟界の狀況に應じて平壤貯金管理所を設置したことは貯金管理所の項に述べた通りである。

昭和十三年度に於ける各局所の郵便振替貯金は拂込口數五百四十三萬九千五百九十四口、金額四億二千二百八十八萬六千七百六十一圓、拂出口數七十三萬二千四十口、金額三億六千三百九十萬一千五百四十六圓にして、前年度に比し拂込に於て口數五十五萬九千三百六十二口(一割一分五厘)、金額六千七百三萬三千三百九圓(一割八分八厘)を、拂出に於て口數九萬二千三百十五口(一割四分四厘)、金額五千四百四十二萬五千五百七十七圓(一割七分六厘)を何れも增加した。口座受拂人員竝びに口座受拂金額は、明治四十三年度末に對し前者は約八十八倍、後者は約二百二十八倍である。又昭和十三年に於て朝鮮遞信官署の郵便振替貯金口座に加入した者四千三百三人、脫退した者一千三百人、年度末現在口座加入人員四萬三百四十一人にして、前年度末に比し人員三千三人を增加した。而して同年度に於ける口座受拂高は、受入口數四百四十七萬五千三百三十五口、金額七億七千十七萬六千九百七圓、拂出口數百二十四萬四百六十六口、金額七億六千八百十七萬八千四百二十二圓であつて、前年度に比し受入に於ては口數六十三萬一千百三圓(一割七分四厘)、拂出に於ては口數十二萬四千七百三十七口(一割一分二厘)、金額一億一千四百六萬五千九百九十七圓(一割七分四厘)を何れも增加した。本期の主なる施設は次の如くである。

(一)　日滿郵便振替の交換開始　今期に於て日滿間郵便業務に關する條約に基づき、昭和十一年十二月一日より兩國間に郵便振替業務を實施し、日滿間の經濟取引の便益に盡した。

(二)　郵便振替貯金取扱方法の改善　振替貯金業務運營の合理化と利用者の利便を圖る爲、小切手拂込の範圍擴張又は拂込方法の簡易化等之が取扱方法に相當廣範圍の改正を加へ昭和十一年十一月一日より之を實施した。

(三)　電信振替制度の創始　資金急送の需要を充す爲に、郵便振替貯金に依る送金に電信を利用し得る制度を設け、昭和十二年十二月一日より之を實施した。

(四)　郵便振替貯金に依る債券賣出及び元利金支拂特別取扱の開始　郵便局所に於ても、特殊銀行の發行に係る債券の賣出竝びに同債券の元利金支拂を取扱ひ得るの途を開き、以て貯蓄奬勵に資することゝし、昭和十三年十二月一日より之を實施した。

年金恩給拂渡　昭和十三年度と前年度と比較するときは、人員七分六厘、金額一分八厘の增加で、前年に於ても殆ど同率の增加である。又昭和十三年度を明治四十三年度と比較するときは金額

に於て約五十六倍に增加してゐる。

年金恩給拂渡

（局所受拂）

年度別	現金拂渡 人員	現金拂渡 金額	郵便貯金に振替預入 人員	郵便貯金に振替預入 金額	合計 人員	合計 金額
昭和十三年度	二四、四〇三	六、八二四、六三五圓	一、七四七	六一九、七五三圓	二六、一五〇	七四三四、三八九圓
同　十二年度	二三、六六六	六、七一八、六二五	一、六二九	五八五、四三五	二四、二九五	七三〇四、〇六〇
同　十一年度	二二、二一〇	六、六五四、七九二	一、四二八	五一五、六三〇	二三、六四八	七、一七〇、四二三
同　十年度	二二、九三〇	六、四三四、二二七	九九五	三三八、六三四	二三、九二五	六、七七二、八六一
同　九年度	一九、六三一	六、三三九、七六二	七三三	二五七、七二〇	二〇、三六三	一、九九七、四八二

國庫金受拂　昭和十三年度に於ける取扱高（遞信官署所屬分を包含す）は歲入金受入口數三十二萬五千七百四十八口、金額一億三千百五十二萬七千八百四十九圓、歲出金拂渡口數二十八萬八百四十一口、金額七千四百二十萬四千六百八十四圓にして、前年に比し歲入金受入に於ては口數四分金額一割二分、歲出金拂渡に於ては口數五分金額八分を何れも增加してゐる。又之を明治四十三年度と比較すると受入額は約十二倍、拂渡額は約十八倍で著しい數字の躍進を示してゐる。

國債及び貯金債券　支那事變の進展に伴ひ、民間に膨脹せる購買力、生活緊縮等に因る餘剩金を吸收し、物價の騰貴を抑制すると共に、國債の民衆化を圖る爲、其の賣出に關しては非常な努力が講ぜられたが、一方國債の買上保管等に關しても各種の便利な取扱が爲された。亦貯蓄債券特別賜金公債にも同樣の取扱が爲されたのである。

(一)　支那事變國債の賣出及び買上　郵便振替貯金事務を取扱ふ郵便局所に於て、本事變國債を賣出すこと丶したが、一方其の買上事務をも取扱つて其の換價處分を容易ならしめた。因みに其の賣出成績は昭和十二年十一月より昭和十四年十二月まで約一千四百八十萬八千圓である。

(二)　貯蓄債券の賣出　臨時資金調整法により發行せられたる貯蓄債券の賣出に就いても、郵便取扱所を除く郵便振替貯金事務を取扱ふ郵便局所に於て之が取扱を爲したるが、其の成績は昭和十三年十月より昭和十四年十二月まで約二百五十三萬九千圓餘である。

(三)　支那事變國債及び貯蓄債券の購入保管料金の引下　證券保管制度の利用を容易ならしめ、以て國債の消化を促進する爲、郵便官署に於て郵便貯金預け人の請求に依り其の貯金の一部を以て郵便局賣出の表示ある國庫債券又は臨時資金調整法に依り發行せられたる貯蓄債券を購入保管する場合は、當分の內其の料金を低減し徵收することゝし、昭和十三年六月一日より實施した。

(四)　特別賜金公債購入保管料金の引下及び買上取扱の開始　支那事變の爲特別賜金として交付せらるゝ公債に就いても、郵便局賣出の表示ある國庫債券と同樣に保管料金を引下げると共に、郵便局所に於て買上の取扱を爲すことゝし昭和十四年八月二十一日より之を實施した。

其他郵便振替貯金に依る債券賣出等の開始に關しては郵便振替貯金の項に述べた通りである。

第十三司法

概說　朝鮮に於ける司法制度は、保護政治時代の施設に改善の端緒を發する。抑々韓國舊時の狀況は、行政、司法の混淆甚だしく、裁判官は概ね地方官之を兼ね、賄賂公行し法權濫用せられ、裁判法理の素亂名狀すべからざるものあつた。仍つて、統監府設置と共に司法制度の確立を以て急務と爲し、鋭意之が改善に歩武を進め、司法事務の委託及び韓國併合に伴ふ前後二回の變革を斷行し、以つて現實の法院制度を見るに至り、又行刑方面を一瞥するに、之れ亦司法制度改善の事實と併行し、併合後に於ける朝鮮監獄令及び同令施行規則の制定を一轉期として異常なる進歩を劃し、茲に過去一千年に亙る積弊は、併合二十有五年にして一掃するに至つた。殊に前期に於ては、一般民衆に於ける人知の向上と時代の趨勢とに卽應して、朝鮮小作調停令の制定、統一手形法竝びに小切手法の實施、差押制限に關する民事訴訟法の改正、身元保證に關する法律の實施、刑事補償制度の創始、其の他行刑に關する施設等、幾多刮目すべき諸制度の整備を見、尙ほ又次に來るべき司法法規の改正に備ふる機關として、司法法規改正調査委員會が組織せられ、昭和九年十月以來之が調査に從事、以て現在に至つた。以下本期に入つて實施せられた主要なる事項を擧げ、之が施設の概要を述べることゝする。

公州地方法院竝びに同檢事局の大田移轉　公州地方法院竝びに同檢事局は昭和十三年七月一日大田府に移轉し、其の名稱も大田地方法院竝びに同檢事局と改稱せられ、之に伴つて從來の公州地方法院大田支廳竝びに同檢事分局は廢止せられ、新たに大田地方法院公州支廳竝びに同檢事分局が設置せられた。

抑々公州地方法院竝びに同檢事局は、明治四十三年朝鮮總督府裁判所設置の際開設せられ、爾來忠清南道舒川郡を除く及び忠清北道一圓を管轄して居たのである。而して其の所在地たる公州邑は、古くから忠清南道廳の所在地として同地方に於ける政治、經濟、文化の中心たる樞要の都邑であつたが、近時交通其の他道勢諸般の關係著しい變動を來し、爲に昭和六年道廳が道內經濟、交通の中心地たる大田府に移轉するに至り、同府は自然忠清南北道を通ずる樞要の都市となつたので、兩道を管轄する地方法院竝びに同檢事局も同府に移轉するの必要を痛感せられて來たが、財政上の都合に依り容易に實現の運びに至らなかつた處、地元官民の熱誠なる支援盡力に因り、時局柄國家負擔の多い秋にも拘らず、特に其の緊要性を認められ遂に之が實現を見るに至つた。

尙ほ大田地方法院竝びに檢事局の新廳舍は、目下工事中であつて近く竣功豫定であるが、夫れ迄の間は大田商工會議所及び元大田支廳舍を假廳舍に充て、一切の事務を取扱つてゐる。因みに此の移轉に伴ひ、供託局も大田に移轉した。

地方法院支廳同檢事分局竝びに出張所の新設　昭和十二年十月、朝鮮總督府地方法院支廳ノ名稱、位置及事務取扱區域ノ件中に改正を加へ、新たに大邱地方法院盈德支廳竝びに同檢事分局を設置することゝなり、同年十一月一日から實施し、昭和十三年九月、右府令中に更に改正を加へ、新たに咸興地方法院惠山支廳竝びに同檢事分局を設置することゝなり、同年十月一日から實施した。盈德には嘗て法院支廳竝びに同檢事分局が設置せられて居たのであるが、大正十三年財政緊縮の影響として廢廳の已むなきに至り、地方民の不便は尠くなかつたのである。爾來地方情勢の發展に

伴ふ司法事務の增加と、地方官民の熱誠なる要望とに依り、再び盈德支廳竝びに同檢事分局の新設を見るに至つたのである。同支廳の事務取扱區域は慶尙北道盈德郡、英陽郡、寧陵島、江原道蔚珍郡の一島三郡である。

次に惠山支廳竝びに同檢事分局は、純然たる新設であつて、咸鏡南道甲山、三水兩郡を其の事務取扱區域とするのであるが、從來右兩郡を其の事務取扱區域としてゐた北靑支廳竝びに同檢事分局は、此の二郡の外に北靑、利原、端川及び豐山の六郡を事務取扱區域とし、其の面積は內地に於ける數縣の面積に相當し、全鮮法院支廳中最大の事務取扱區域である。就中、甲山、三水兩郡は咸鏡南道の北部を占むる一大高原地帶であり、北は鴨綠江を境として滿洲國に接壤し、所謂奥地帶たる特殊地域を形成し、支廳所在地たる北靑邑とは遠く五十里を距り、交通の便極めて惡く、訴訟關係者の蒙る不便は眞に同情すべきものがあり、從つて此の特殊地帶に於ける法院支廳設置の要望は多年唱へられて來たのであるが、昭和十二年十一月吉惠線の開通以來經濟上の發展は頓に活潑となり、一層其の緊要性を痛感せらるゝに至つたので、遂に本廳を開設することゝなつたのである。

昭和十二年十月、朝鮮總督府地方法院出張所ノ名稱位置及事務取扱區域ノ件中に改正を加へ、新たに京城地方法院龍山、東大門兩出張所、大田地方法院(元公州地方法院)泰安出張所を設置することゝし、同年十一月一日から實施した。此等は孰れも經濟情勢の進歩、取引の增加に伴ふ各種登記事件の激增せるに鑑み、地方民の利便と登記事務處理の圓滑を所期せるものである。

辯護士制度　朝鮮に於ける從來の辯護士制度は、韓國併合直後に制定せられたる辯護士規則(明治四十三年制令第十二號)に據つて居たのであるが、該規則制定は未だ司法制度創草の時代に當り、內地の辯護士制度に範を採り、朝鮮の特殊事情を考慮して制定せられたもので、從つて其の後若干の改正を加へられたが、輓近社會の進運に伴ふ司法事件の複雜化と辯護士自體に於ける地位の向上とは到底之を以て滿足すべからざるものあるに至つた。仍つて大體に於て內地の改正辯護士法(昭和八年法律第五十三號)に倣ひ、之に朝鮮の特殊事情を斟酌して昭和十一年四月制令第四號を以て朝鮮辯護士令を制定し、同年六月一日より實施した。而して辯護士制度改革の要點は、一面大いに辯護士の素質の向上を圖ると共に、昭和十一年制令第五號「法律事務ノ取締ニ關スル件」と相俟つて、訴訟ブローカーの跳梁跋扈を排擊して辯護士業務の改善進歩を期し、他面從來法人格を有せざる辯護士の團體たる辯護士會に一躍公法人たるの資格を與へ、辯護士會の職能として官廳より諮詢を受けたる事項に付き答申をなすこと、司法事務又は辯護士の利害に關する事項に付き、官廳に對し建議をなすことを得る旨規定して、在野法曹界の向上を圖ると共に、國政殊に司法に對する協力を一層剴切ならしむるの途を拓いたものである。尙ほ新法に依り辯護士たる資格を有する者は、帝國臣民たる成年者にして　(一)辯護士法に依る辯護士たる資格を有する者　(二)朝鮮辯護士試補として一年六月以上の實務修習を了へ考試を經たる者　(三)朝鮮總督府判事又は同府檢事たりし者の孰れかに該當することを要し、辯護士たるには朝鮮總督の認可を受け、且つ辯護士名簿に登錄せらるゝことを要する。又外國人に就いても一定の條件を具備するときは、朝鮮總督の認可を受け、外國人又は外國法に關する範圍內に於て訴訟に關する行爲、其の他一般の法律事務を行ひ

得ることゝなつてゐる。

司法書士制度　曩に大正十四年五月一日、朝鮮司法代書人令及び同令施行規則を施行し、他人の依囑を受けて裁判所及び檢事局に提出すべき書類を作製する者の指導監督に意を用ひ、其の取締に遺憾なきを期したのであるが、更に昭和十年五月一日、同令及び同令施行規則を改正して、司法代書人を司法書士と改稱することゝなつた。是れ實に同令所定の業務者は司法の補助機關たる地位を有することを確認し、其の品位の向上と其の業務の刷新とを期するの趣旨に出たものである。爾來逐年其の面目を更め實績の見るべきものがある。因みに本項は前期末に屬するものであるが前期に記述漏れにつき、特に此處に補說したことを記して置く。

朝鮮小作調停令の改正

(一)　改正理由　昭和八年二月一日より施行せられた朝鮮小作調停令は、地主小作人和協の精神の下に、農村の平和と農業生產力の發達を圖るを目的とし、格別の費用を要することなく、簡易なる手續を以て爭議の調停斡旋を爲すに至つた結果、從來貧弱且つ無智の爲地主舍音等の措置に對し、其の權利の伸張擁護を求むる途を知らなかつた小作人は翕然として之に賴り、且つ昭和九年十月二十日よりは、朝鮮農地令の施行などもあつて申立事件は急激に增加し、昭和八年の七百三十二件に對し昭和九年は一千七百七件、昭和十年には七千四百四十四件の多數に達するに至つたが、是れ卽ち本令が直接間接農村救濟に貢した効果の著大なるを反映するものである。

然るに顧つて之等小作爭議乃至調停の狀況を見るに、內地に比して著しく事情を異にしてゐるものがある。卽ち朝鮮に於ては申立人の殆んど全部は小作人であつて、地主の申立は極めて少なく、而も申立の趣旨は、小作權の確認保全繼續回復等形式上各種各樣に亙つてゐるが畢竟地主舍音の不當なる小作權の取上に對する回復を求むるものである。從つて當事者も亦個々の地主及び小作人であつて、社會の耳目を惹くが如き集團的大爭議を見ることなく、又思想的背景を認むるものも亦絕無である。之等の諸點は、內地に於ける小作調停事件乃至小作爭議が殆んど小作料の減免增額等農業生產物の分配問題を中核とし、而も農民組合等の思想的團體を背景とする集團的爭議たるに對比し大いに趣を異にせる所である。玆に於てか本令制定に當つては、如上の特殊性を充分斟酌せられたのであるが、更に施行後の實績に徵し、昭和十一年二月十二日、制令第二號を以て次の如く改正し、同年三月一日より之を施行するに至つた。

(二)　改正要旨　(イ)從來調停事件は、地方法院又は合議支廳の合議部で取扱つてゐたのであるが、申立人の多くは貧困なる小作人であつて、遠隔の地に在る地方法院又は合議支廳に屢々出頭することは、經濟上其の負擔に堪へない場合が多かつた。而も事件の性質は割合單純であつて、強いて合議部の取扱を必要とせざるもの多きに鑑み、今回之を判事單獨にて取扱ふことに改め、合議部なき地方法院支廳に於ても調停を爲し得ることゝした。(ロ)調停事件は府郡島小作委員會の勸解に依り解決するもの其の大部分を占めてゐる實情であるが、從來此の勸解は私法上に於ける契約の効力しかなく、之に關して後日紛爭を生ずるときは、更に確認又は給付の訴を提起しなければならない狀態であつた。仍つて今回の改正に依つて、其の效力を强化する爲、府郡島

小作委員會に於ける勸解は、裁判所の認可を得たときは訴訟上の和解と同一の効力を認め、債權者名義たるを得しめることゝした。(ハ)從來の規定に依れば、調停不成立の場合は、裁判所に於て最も公平至當と認める調停條項を定め、一箇月の考慮期間を附して之を當事者に送付することを得るのであつて、該期間に異議の申立がなければ、之に同意したものとして調停成立と看做されるのであつたが、當事者が妥協の意思なく、飽迄も自己の主張を貫徹せんとするに於ては、折角の調停も一片の異議に依つて其の効力を失ふ結果に立ち至つた。仍つて這次の改正に依つて、當事者が頑迷固陋にして、條理を盡せる調停に應せざるときは裁判所は職權を以て府郡島小作委員會又は小作官の意見を聽き、爭議の實情其の他一切の事情を斟酌して調停に代へ以て小作關係の維持又は變更の裁判を爲すことを得るの途を拓いた。

外國人の抵當權に關する法律の施行　外國人土地法の朝鮮施行に伴ひ、外國人の土地所有に付禁止又は制限を爲すことを得ることゝなつた結果、外國人の有する抵當權に關する規定を設ける必要を生じたので、昭和十一年十二月二十八日制令第十七號を以て朝鮮民事令を改正し明治三十二年法律第六十七號「外國人ノ抵當權ニ關スル法律」を引用し、外國人土地法と共に同日より施行することゝした。

民法の改正　朝鮮民事令に於て依用せられてゐる民法は、明治三十一年に施行せられたものであつて、既に長年月を閲し、其の後の社會の進展と慣習の變遷に依り、時運に副はざる點が少くないので、民法典に根本的の檢討を加へ、其の全面的改正を爲すの要ある事は、多年識者間に叫ばれて來

たところである。然し民法の全面的改正は多大の日時と勞力を要し、一朝一夕に爲し得べきところでないので、之が調査審議に着手する一方、昭和十一年司法省に調査部を設置し、又司法法規整備委員會を設け、本格的の改正を見る迄差向急を要し、且つ簡易になし得る部分的改正の調査を爲さしめることゝなつたのである。本改正は其の事業の一端として爲されたる部分的改正であつて、昭和十三年三月十九日法律第十八號を以て公布せられ、同年六月一日より施行せられた。其の要旨は次の如くである。

(一)　法人の登記期間の延長　從來法人の登記期間は設立登記が二週間で、他は一樣に一週間となつて居たが、此の期間は短きに過ぎ商法との比較上權衡を失する點があるので、各場合に應じ、登記期間を二週間又は三週間に延長し、商法と軌を一にした。

(二)　公示の方法に依る意志表示　從來相手方不明であり又は所在が分らぬ場合に、眞の相手方の意志表示を到達せしむる方法がなかつたのであるが、本改正は、表意者の申立に依り、裁判所が民事訴訟法の公示送達の例に倣ひ、裁判所の掲示場に掲示すると共に、官報及び新聞紙に少くとも一回掲載を命じて、其の後二週間の經過に依り到達の效力を生ずることゝした。但し表意者に過失ある場合は到達の效力を生ぜぬことゝして居る。

(三)　確定判決等に依る權利の消滅時效期間の延長　確定判決又は裁判上の和解調停、其の他確定判決と同一の效力を有するものに依つて確定した權利は、其の證據が確實に保存されるばかりでなく、從前の短期消滅時效の制度に依る時は、時效中斷の必要上屢々訴訟を繰返さねば

ならぬ不便があるので、從來十年より短き短期消滅時效の定あるものでも、上述判決等によつて確定したる後は、其の時效期間は十年とすることゝした。

民事訴訟法の改正　朝鮮民事令に於て依用せられて居る民事訴訟法は、前述民法と同樣法規整備事業の對象となつて居るが、本改正は其の一端を成すものであつて、昭和十三年三月十九日法律第十九號を以て公布せられ、前記民法の改正と同日に施行せられた。其の要旨は次の如くである。

(一)　訴取下の方法に關する規定の改正　訴の取下に付き相手方の同意を必要とする場合に於て、取下の行爲があつても相手方が期日に出頭せず、其の他同意を爲すか否か明確な態度を示さぬときは、審理の遲滯を來す虞があるので、相手方が一定の期間內に異議を述べざる時は、之に同意したものと看做すことゝした。

(二)　競賣不動產の買受人の前拂賃料及敷金の公示　從來不動產の强制競賣の場合に、賃借の前拂賃料及び敷金に就いては、公示の規定がなかつたので、本改正に於ては、之等を公示せしむることゝした。

(三)　不動產競賣申出に關する保證の賠償　强制競賣の申出を爲す者には利害關係人の申立がない場合でも、必ず保證を立てしむることゝした。

商法の改正　朝鮮に於ける商法は、朝鮮民事令に依り內地の商法を其の儘依用することになつてゐるのであるが、從前の商法は、明治三十二年治外法權撤廢の必要に迫られ、立法の速成を主とせる關係上、周到な用意を缺ぎたる點もあつて、實施當初に於て早くも不備の聲を聞くに至つた。其の後明治四十四年に於て一部の改正を見たが、種々の都合に依り最少限度の補修を爲したるに過ぎなかつた。而して爾後の商事經濟は、曾つて世界の商業史上其の比を見ざる急激なる發達を遂げ、玆に商事生活と之を律する商法の徑庭は、日に日に甚しきを加ふるに至り、從つて此の間識者の間に於て、該法の根本的改正を論議せられ來つたのであるが、適々勃發せる世界大戰は、世界經濟に一大變革を實し、世界各國相尋いで商法殊に會社法の改正を痛感し、之が調査に着手するに至つたのである。

商法殊に會社法の不備に關する各國共通の惱みは、我國には特に甚だしく、加ふるに大戰後の新傾向は之に拍車をかけ、遂に昭和二年に於ける我國財界未曾有の大恐慌は、玆に朝野擧つて商法規定の不備を痛感するに至つた。玆に於てか、昭和三年東京商工會議所が商法改正準備委員會を設けて其の調査に着手し、政府に於ても、昭和四年五月內閣に法制審議會を設置して、商法中總則編及び會社編に根本的改正を加へんとする要綱二百六項を議決せしめ、次いで昭和七年司法省內に商法(總則會社法)改正委員會が設立せられ、前記要綱を基本として精査審議の結果、昭和十一年四月に至り遂に五百條より成る大法典の成案を得るに至つた。

而して右法律案は、昭和十二年一月第七十帝國議會に提出し、之が協賛を經て同年四月五日法律第七十二號を以て公布せられ、昭和十五年一月一日より施行せられた。仍つて朝鮮に於ては其の儘之を適用することゝし、內地と共に昭和十五年一月一日から施行されるに至つた。

有限會社法の施行　我が商法は、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社の四種の會社を認めてゐるが、此の中合名會社は其の設立組織等は極めて簡單であるが、社員全員が無限責任を負擔する結果、適當なる社員を得ることの困難及び社員個人に就いて生ずる會社存續性の喪失等の缺陷がある。又株式會社は元來大企業型態なるを以て設立組織等が複雜であり、且つ其の法規は今次の商法改正に依り、一層嚴格精細強行的となり、中小企業型態としては適切でない。さりとて右兩種の會社の中間に在る合資合社株式合資會社も其の組織が二元的であつて二要素が融合しない儘に並存してゐるから、實際上便利な型態とは謂へない。玆に於て、間接且つ有限責任の原則を維持しつゝ、株式會社より、より緩和にして、より彈力性に富む型態が、小規模會社に依つて要望せられるに至つた。內地に於ては此の要望を充す爲、有限會社法を制定し、昭和十三年四月五日法律第七十四號を以て公布せられた。

　翻つて朝鮮に於ける經濟事情を看るに、近年諸產業殊に商工業の發達顯著なるものがあつて、その企業型態も個人經營から中小企業に推移し、漸次組織的經營に移行しつゝある狀態にあるので、之等中小商工業の企業型態として制定せられた有限會社法は、寔に好個の制度たるを失はない。仍つて昭和十四年八月三十日制令第十一號を以て朝鮮民事令を改正し、有限會社法を援用して、內地と同じく昭和十五年一月一月より之を施行するに至つた。

商法中改正法律施行法の施行と非訟事件手續法及び朝鮮公證令の改正　商法中改正法律施行法は、商法の改正と不可分の關係にあるので、昭和十四年八月三十日制令第十一號を以て朝鮮民事令を改正して、非訟事件手續法に依り朝鮮に依用されてゐるのであるが、商法改正及び有限會社法の制定に伴ひ、一大改正が加へられ改正商法と同時に施行された。又改正商法及び有限會社法に依り、公證人は、會社の定款の認證を行ふことになつたので、朝鮮公證令中之に關する規定を追加する爲、昭和十四年十二月二十九日制令第二十六號を以て之を改正し改正商法と同時に施行した。

朝鮮人事調停令の制定

(一)　**制定理由**　古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は、東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて、圓滿に之が解決を圖ることが極めて望ましく、斯くて始めて古來の醇風美俗を顯揚し、東洋獨得の家族制度を維持確保することが出來るのである。而して方今非常時局に於ては、骨肉相剋の紛爭を公正圓滿に解決して、銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは最も緊要なる事項であり、就中萬一出征者を繞る紛擾が惹起した場合、之を芟除して後顧の憂を絕ち、又其の遺族にして斯かる不祥事に際會せる時、之を圓滿公正に解決して護國の英靈を安んずることは、特に喫緊となさねばならぬ。仍つて斯かる紛爭の生じたる場合、之が解決の礎石を道義倫常と當事者の和衷互讓に置き、迅速圓滿且つ僅少なる費用を以て事件を解決する爲、內地と相呼應して、昭和十四年七月八日制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し、同年八月十日より之を施行するに至つた。

(二)　**要　旨**　本令は、內地の人事調停法規を參酌して其の完璧を期し、各國の調停法規を採り、各國の調停法規を參酌して其の完璧を期

した。その要旨は次の通りである。

(一)　家族親族間の紛爭其の他一般の家庭に關する事件に就いては當事者は相手方の住所地の地方法院(合議部ある支廳を含む)に、書面又は口頭を以て調停の申立を爲すことが出來る。裁判所は、斯かる事件に付き訴訟が繫屬するときは、職權を以て之を調停に付することを得る。

(二)　調停の申立又は裁判所が事件を調停に付したときは、事件の性質に依り、判事三人を以て組織する裁判所の合議部、或は判事たる調停主任と地方法院長が選任した、名望達識の調停委員二名以上から成る調停委員會に於て之を調停する。

(三)　調停は非公開の場所に於て行はれ、從來の法律觀念から離れ、道義に基づき溫情を以て双方の利害を說き、感情を融和して調停の成立に誘導する。而して其の間の秘密は嚴守され、當事者又は利害關係人の陳述は、之を民事訴訟に於て援用することを得ないのみならず、調停委員等がその秘密を漏泄したときは、三月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる等、當事者をして何等の懸念なく眞情を吐露することを得しめ、以て適切妥當なる解決を圖らさんことを期してゐるのである。

(四)　當事者間に和解が成立したときは、裁判所又は調停委員會は、調停條項を記載した調書を作成し、且つ戸籍其の他に關して屆出を要する事項に付ては、其の屆書作成の勞まで執るのである。

(五)　斯くして成立した調停は(但し調停委員會に於ける調停は、裁判所の認可を得ることを要す)專件の性質上之を許さざるものは格別であるが、原則として裁判上の和解と同一の效力を附與せられるから、之に基づき强制執行を爲すことを得るのである。

之を要するに、本令は簡易なる手續により、家庭の紛爭を道義に基づき溫情を以て解決し、以て統後家庭生活の安定强化を圖らんとするもので頗る時宜に適し、施行後の實績は極めて良好なる結果を齎しつゝある。

朝鮮民事令の改正

(一)　改正理由　半島人の親族及び相續關係に就いては、一部の例外を除くの外、原則として慣習に依つてゐるのであるが、慣習は其れ自體不明確な場合があり、又隨時推移變遷して世人をして其の適從する所を誤らしめる事態が多い。仍つて半島人の身分法上に於ける法的生活の安全性を維持する必要を認め、昭和十二年四月、本府に司法法規改正調査委員會を設置し、親族相續に關する全般的立法に着手したのであるが、此の事業は何分人の身分に關する法典の制定であるから極めて困難な事業であつて、その完成には相當の日子を要するのである。然るに十數年前より、半島人間に於て婿養子制度に對する要望が擡頭し、晩近に至りては該制度の實現近きに在りと豫想し、適齡期にある子女の出嫁に對し格別の期待を掛くるものが相當數に達してゐる狀態である。而して今次の聖戰を契機とし、半島民衆が帝國の堅持する確乎不動の大陸政策の中に、共存共榮の大使命を彌々深刻に感得し、眞に內鮮一體たらんとする念に熾え、延いては法律上に於て、內地式氏を稱へ、以て形質共に皇國臣民たるの榮譽を渴仰する者所在に續出するに至つた。仍つて是等の事象を愼重審議し、昭和十四年十一月十日制令第十九號を以て朝鮮民事令

の改正を行ひ、紀元二千六百年の佳節に於て之等一聯の關係諸制度を實施するに至つた。

(二)　改正要旨

(一)　氏制度の創設

(イ)　**氏制度施行の精神**　朝鮮民事令の改正は、幾多の重要なる事項を含んで居るが、其の中でも氏制度の施行は其の眼目をなすものであつて、半島統治史に一時代を劃する重要なる制度である。往古皇室に於かせられては渡航歸化人に對し氏を賜ひ、一視同仁の　大御心を現はし給ふたのであるが、之等歸化人は今日形容共に大和民族に薫化融合して、其の後裔たる跡を留めて居ない狀態である。歷史的考證に依れば、今日の大和民族を形成する祖先は、必ずしも純一なる大和民族のみではない。然るに今日渡航歸化人の悉くが大和民族に大和し同化したる所以のものは、前述の如き偉大なる包容力を以て萬民を愛撫し給ふた皇謨によるものであつて、換言すれば肇國の大精神たる八紘一宇の理念を顯現させ給ふた賜であると拜察し奉る次第である。半島に氏制度の施行せられた所以は、實に叙上の大和大愛の發露であつて、之に依り半島人の要望を容れ、以て肇國の皇猷に醻いんとする重要なる制度に外ならない。

(ロ)　**制定の概要**　民法に於ては第七四六條に依り戶主及び家族は其の家の氏（家を表彰する爲の法律上の名稱）を稱すること、定められ、他家より入りたる家族は總て從前の氏を改めて現在の家の氏を稱することになつてゐるが、朝鮮に於ては、從前男系血族の團體たる宗族制度が存在して居つて、其の血族の名稱である「姓」のみがあり、家の稱號たる氏はなかつたのであるが、近代的家族制度が確立し、家の觀念が明確になつた現代に於ても、家に其の稱號たる氏がなく、各人は皆男系血族の稱號たる姓を稱して居り、婚姻等に依つて他家に入つても其の姓を變へることがなかつたから、一家族中に數姓存在することは通常の事例である。斯かる一族一姓家族異姓の制度は家族制度の本質に鑑み適當でないのみならず、後記婿養子及び異姓養子の制度を創設する上にも、家の稱號を定めることは、相續の本質上當然要請される處であるので、改正令に於ては此の制度を改め、戶主及び家族は皆其の家の「氏」を稱すること、し、以て近代的家族制度の要求に合致せしむることゝした。氏を稱するには先づ氏を定むることが前提となるが、氏の設定權は戶主又は戶主權を代行する者（法定代理人）が之を定め、改正令施行の日（昭和十五年二月十一日から六月以內）に、府尹、邑、面長に屆出でることに因つて效力を生ずるものと定めた。又氏設定に關して、制限の外自由に氏を選定し得るものとし、若し六月以內に氏の屆出がなかつたときは、改正令施行當時の戶主の姓を以て氏とし、而してその戶主が女戶主（一家創立者を除く）であるか、又は戶主相續人が明かでないときは、前の男戶主の姓を以て氏とすること、定めた。尙ほ右の外、同年十二月二十六日府令第二百二十一號を以て、氏の設定に伴ふ屆出及び戶籍の記載手續に關し細則を定めた。

(二)　異姓養子及び婿養子制度の創設

從來朝鮮人の養子緣組に就いては、「異姓不養」の原則（同本同姓の原則とも謂ふ）が行はれ、養子たる者は必ず養親と姓及び本貫（始祖發祥の地）を同じくすることを要し、又婚姻に就いては、反對に姓及び本貫の同じきものは婚姻出來ない慣習（同姓不

要の原則)が行はれてゐた。仍つて就れかの原則を抛棄しない限り婿養子を認める餘地がなかつたのであるが事實問題としては女子のみを有する者が家女に婿養子を迎へ以て相續人と爲さんとすることは人情の自然に合する所であり又子女なき者は同姓中に適當の男子なき場合には異姓男子中より適當な者を選んで其の家名を維持し祭祀を承繼せしめる必要を認めることが當然である。仍つて改正令に於ては異姓不養の原則を緩和し死後養子の場合の外異姓養子を爲すことを認め婿養子緣組の途をも拓いた。但し本改正令に依る婿養子は民法の婿養子を其の儘認めたものではないから本改正令に特別の規定あるもの、外養子緣組及び婚姻の要件並びに效力は依然として從前の規定又は慣習に依るのである。

(三)　裁判上の離緣　從前朝鮮に於ては養親が一方的意思表示を以て養子を離緣する罷養を認めてゐたが慣習の推移に伴ひ裁判例に於て一方的離緣を爲さんとするには裁判上の訴を以て爲すべきものとし養親の側よりする離緣の訴の原因に一定の事由を認めてゐたが養子の側よりする訴の原因に就いては裁判例の見るべきものがなかつたので之が法律關係の規正を爲し身分生活の安定を期する爲裁判上の離緣に就いては民法の規定に依ること、改めた。

朝鮮人の氏名に關する法令の制定　前記氏の創設に伴ひ昭和十四年十一月十日制令第二十號(朝鮮人ノ氏名ニ關スル件)を公布し氏名に關する必要なる定めを爲し同年十二月二十六日府令第二百二十二號を以てその變更に關する細則を定め改正朝鮮民事令と同日から之を施行した。

(一)　氏名の制限　內地に於ける氏名の制限明治六年太政官布告第百十八號と同じく御歷代天皇の御諱及び御名を氏名として使用することを禁じた。又半島人の從來使用してゐた四百餘種の姓の中自己の姓以外の姓を以て氏と定めることは無意味なのみでなく他人と混淆を生じ易いから之を禁止した。以上の外氏名に就いては別段の制限なく自由にその欲する所に從つて之を定むることを得るものとした。但し國民道德上　御歷代天皇の追號　皇族の宮號　王公族の稱呼著名なる神社名歷史上及び現代に於ける著名なる功臣の氏等を依用することは成る可く之を避けしむる方針を執ることにした。

(二)　氏名の變更　一旦定まつた氏名は原則として變更することが出來ないものとした。但し正當の事由あるときは本人の住所地又は本籍地を管轄する地方法院又は地方法院支廳に申請して許可を受けたときは之を變更し得るものとし又內地人式氏を定めたる者が氏との調和上名も內地人式に變更せんとする場合は之を許可することゝした。

朝鮮戶籍令の改正　前記朝鮮民事令の改正に伴ひ之に關する戶籍上の必要規定を補ふ爲昭和十四年十二月二十六日府令第二百十九號を以て朝鮮戶籍令を改正し改正民事令と同時に之を施行した。

(一)　要旨

(一)　朝鮮民事令の改正に依り今後人の稱呼は「氏名」を用ひ「姓名」を用ひないことになつたので本令中「姓名」を「氏名」に改めた

(二)　婿養子が離緣又は緣組の取消に依つて養家を去る場合妻たる家女の懷胎して居る子の

出生届出義務者を母と定めた

(三)　養子縁組及び婚姻の取消ありたる場合の規定を追加した

(四)　婿養子が認められることになれば、最早招婿の必要はないことゝなるので招婿に關する規定を削除し、婿養子に關する規定を置いた

(五)　從來の「姓」及び「本貫」は戸籍簿上依然之を存置することゝした

以上氏の創設と養子制度の改正は、半島民衆の要望に依據せるものであつて、一は皇國臣民たる燥烈なる自覺に發し、一は時代に目醒めた家族制度本然の希求に根ざし、二者何れも半島統治上に於ける實績を示顯せるものたるは勿論である。此に於てか本法の公布せらるゝや朝鮮人民衆の喜悦は本より、內地人識者間の稱讃を博すこと、尋常一樣ならざるものがあつた。

(二)　本令施行後に於ける創氏の趨勢　二月から現在六月六日までの全鮮の氏屆出件數は、三十二萬六千百五戸に達し、戸籍總數四百二十八萬二千七百五十四戸に對し七分六厘强の割合で、豫期以上の成果を收めてゐる。前記累計を各道別にみると、慶尙北道の九萬七千九百九十八戸を筆頭に、京畿道忠淸南道の順序で、即ち左の通りである。

慶北	九七、九九八	忠北	一八、〇〇三	忠南	三一、三二八
平南	一七、一四一	黃海	二二、五六八	江原	一六、二五四
全北	五、四四一	合計	三二六、一〇五		

平北	二三、四二八	京畿	三二、五三九	全南	二二、三一九
慶南	二一、九一〇	咸北	七、一三四	咸南	一〇、〇四二

思想犯保護觀察制度の創設　昭和十一年十二月十二日、制令第十六號を以て朝鮮思想犯保護觀察令を制定公布し、之と共に同年勅令第四百三十二號朝鮮總督府保護觀察審査會官制、同年勅令第四百三十四號朝鮮總督府保護觀察新官制、同年勅令第四百三十五號朝鮮總督府保護觀察官制、其の他附屬諸法令が制定せられ、同年十二月二十一日より之を實施した。

(一)　制定理由　抑々共產主義運動其の他の思想犯が、國運の進展に及ぼす禍害の甚大なることは敢へて言を俟たざるところである。而して朝鮮に於ける思想犯は、昭和三年以來逐年增加の趨勢を示し、頗る憂慮すべき情勢にあつたが、不斷峻嚴なる檢擧の斷行と、滿洲事變に依つて實らされたる社會情勢の變遷及び國民精神の昂揚其の他の事情により、昭和七年を最高潮として、漸次凋落の傾向を辿るに至つた。然しながら、昭和十年の第七回國際共產黨大會に於て定められたる運動方針、乃至諸外國に於ける共產黨の活動、或は朝鮮の地理的特殊事情等、是等內外の諸情勢を仔細に觀察するときは、朝鮮に於ける思想犯罪の將來に就いては必ずしも樂觀を許さざるものがある。而も朝鮮に於ては、昭和三年以降同十年迄に、治安維持法違反事件により檢擧せられたる者は、實に一萬六千名を突破し、其の中起訴猶豫の處分若くは刑の執行猶豫の言渡を受け、又は刑の執行を終りて滿期出獄せるもの其の數亦實に六千四百の多數に達して居るのであつて、彼等の中一部の轉向者を除く大部分は、依然として不穩不逞の思想を抱懷するか、又は其の態度極めて曖昧にして、轉向意志の有無全く不明瞭なるものが多數を占むる狀況であつたのである。

元來思想犯は、其の性質上、社會情勢に左右せらるゝものであるが、前述の如き內外諸情勢を豫

件せる彼等思想犯人の心情斯くの如しとすれば、彼等に對し其の轉向を促進確保せしむる爲の方策を樹立し、以て再犯防止の擧に出づることは眞に喫緊の要務と云はねばならぬ。輒ち一面に於ては國民精神の作興を圖り、其の他諸種の施設方策と相俟つて、不逞思想の侵入發生を防止すると共に、他面兇惡なる思想に浸潤せる思想犯人を善導し、完全なる思想轉向と、社會復歸とを確保せしめなければならぬ。是れ卽ち本制度を制定した所以である。

(二)　本制度の要旨　前記各官制に基づき、京城、咸興、淸津、平壤、新義州、大邱、光州の七箇所に、夫々保護觀察所竝びに保護觀察審査會を設置したのであるが、是等の機關に依り運營せらるゝ本制度の對象と爲る者は、治安維持違反の罪に依り　(イ)起訴猶豫の處分を受け　(ロ)刑の執行猶豫の言渡を受け　(ハ)滿期出獄し、又は　(ニ)假出獄を許されたる者に限り、此等對象者につき保護觀察所に於て、個別的に其の思想情況、生活狀況を詳細調査したる上保護觀察審査會の審議を求め、保護觀察に附するの要ありとの決議を受けたる者にのみ保護觀察所に於て保護觀察處分を行ふのである。而して保護觀察處分の方法は　(イ)保護司の觀察に付し　(ロ)保護者に引渡し或は　(ハ)保護團體其の他適當なる者に委託するのであつて、斯くして常に本人の家庭、生計、健康、交友、通信、思想の推移其の他諸種の事項を觀察調査し、以て其の思想の指導、生活の確立に必要なる薰育輔導を加へるのである。

(三)　本制度の實績　本制度實施後、僅々半歲にして今次事變に遭遇し、玆に本制度は一段の重要性を加ふるに至つたが、幸にして其の指導宜しきを得、對象者の大多數は克く時局を認識し、國家社會に對する深き責任感に目醒め、或は國防獻金に、或は軍用馬糧採取作業の奉仕に、或は防護團の參加に、或は出征軍人の歡送迎に、或は神社參拜に、或は各種銃後活動等に奉仕する者簇出し、遂に昭和十三年七月二十四日、自發的に時局對應全鮮思想報國聯盟を結成するに至つた。然して本聯盟結成の趣旨は、全鮮思想轉向者の國家總動員運動への協力を更に强うし且つ積極的に思想國防戰線に活動して、あらゆる反國家思想を破碎撃滅し、以て皇道精神の振作昂揚に努むると共に、斯かる實踐活動を通じて、彼等の自主的社會復歸を一層促進せしめんが爲、全鮮思想轉向者を以て一丸とする强力なる自主的組織を形成せんことを目的としたものである。斯くて本聯盟は、結成以來內鮮一體の强化徹底銃後活動の强化、思想國防戰線への積極的參加協力、國策遂行への徹底的奉仕、後進轉向者の誘掖善導等の綱領を掲げて、着々其の赤誠を實踐に移しつゝある現狀である。

日滿司法事務の共助　滿洲國建國以來、日滿兩國の國交は、益々敦厚を加ふると共に、昭和十二年十二月滿洲國に於ける治外法權は完全に撤廢せられ、兩國民社會生活上の連繫は、愈々緊密なる關係に至りたるを以て、之に卽應して昭和十三年法律第二十六號日滿司法事務共助法の制定を見るに至つた。仍つて朝鮮に於ても、昭和十三年四月朝鮮民事令竝びに朝鮮刑事令を改正して、鮮滿間の司法事務に關しては、日滿司法事務共助法に依ることゝし、同年五月一日から之を施行するに至つた。而して其の共助範圍の廣汎にして手續の簡易なることに於ては、殆んど內外地間の司法事務共助と大差なき程度であつて、國際的立法としては、當に古今獨歩のものたるを失はない。特に

朝鮮に於ては陸接國境を控へる關係上、更に同年制令第二十五號を以て、朝鮮刑事令中一部改正を行ひ、鮮滿間に於ける犯罪搜査上の特例を認め、同年七月十五日より之を實施した。卽ち右の特例は、日滿司法事務共助法に依れば、犯罪搜査に關する共助機關は、兩國共檢察機關が直接之に當ることゝ爲つてゐる。

特に現行犯人が鮮滿國境を越えて逃走したる場合は、鮮滿双方の司法警察機關相互間に於て直接搜査に關する共助を實施し、以て斯かる特殊の緊急事態に適應せしめんとするものである。

恩赦　韓國併合の際　詔勅を發して大赦の典を行ひ、新附の民に對し汎く惠澤を垂れさせられ、爾後昭和九年に至る迄の間、皇室又は國家の慶弔に關して恩赦を行はせらるゝこと九回に及び、其の恩典に浴せる者實に十三萬七千百三十六人の多きに達し、受恩典者は勿論庶民齊しく鴻恩に感泣し奉れることは、前編に記する通りであるが、本期に於ても二回に亙つて恩澤を重ねられ給はつた。卽ち其の一つは、昭和十三年二月十一日の憲法發布五十年に當り行はせられた恩赦であつて、其の恩典に浴したるもの一般減刑三十五人、一般復權一萬三千三百十一人、特別復權十一人、計一萬三千三百五十八人であつた。其の二は、昭和十五年二月十一日の紀元二千六百年に當り行はせられた恩赦であつて、此の恩赦に浴したる者は、目下調査中の一般復權に浴する者の數を除き、一般減刑に於て在監者一萬二千五百七十八人、非在監者三千八百四人、計一萬六千三百八十二人の多數に上り、鴻恩普ねく半島の全土に及んだのである。

戰時犯罪事件の處理と經濟檢察裁判機構の調査　昭和六年滿洲事變以來、頗る顯揚したる民族更生の意氣と、之に投合したる農山漁村振興運動の施設は、一般民心の國民的自覺を振起せしめ、半島の治安は靜謐への一途を辿ると共に、延いて一般犯罪發生件數も、昭和六、七年度の十三萬臺を頂點として漸減の趨勢を示し來り、昭和十三年度に於ては十一萬臺に減少するに至つた。時恰も今期に入り、昭和十二年七月支那事變の勃發するや、一般民心は時局認識の徹底と、皇軍の絕大なる戰果に對する信賴とに因り概ね安定し、今や半島は全土を挙げて愛國運動の坩堝と化し、內鮮一體の實顯著となり、一般犯罪發生件數も亦此の愛國運動に併行して、昭和十三年度に於ては遂に十萬臺に低下するに至つた。

而して此の間に於ける蒙昧不逞の造言蜚語、乃至外諜其の他時局を利用する惡質の罪惡等特殊犯罪の防遏に關しては、行政上の啓蒙善導方策と併行して努めて嚴罰の方針を以て臨み、社會民心の不安動搖を防止し、以て事變遂行に卽應せる有效適切なる方法を講じたる爲、幸ひにして此の種戰時犯罪は、概ね昭和十三年上半期を劃して、漸次遞減の形勢を到致し來つたことは、寔に慶賀すべき事柄である。

又一面事變の伸展戰果の擴大と共に、時局は長期建設の段階に入り、國家總力戰に移行して戰時國防經濟確立の爲、各般の經濟統制に關する諸法令が相次いで公布せられ、尙ほ又國家總動員法の本格的發動と相俟つて、經濟統制は益々廣汎と爲り、且つ其の强度を加へ來るに及んで、此等統制の裏を行かんとする私利私欲の徒に依りて行はるゝ所謂經濟事犯の防遏は、聖戰の完遂上、斷じて忽諸に附し難きものなるを以て、司法部に對しては昭和十三年十一月、時局經濟事犯處理要綱を制定

して訓令し、地方法院檢事局以上の各檢事局に、夫々一名の經濟檢察事件擔當の檢事を、又地方法院及び各覆審法院に、夫々一名の經濟刑事事件擔當の判事を指定して、之等經濟判檢事をして專門的に經濟統制違反事件を處理せしむることゝした。

仁川少年刑務所の開設　少年受刑者の數は逐年增加し、昭和十年末現在に於ける滿十八歲未滿者の總數は九百四名に達し、之を大正十四年末に於ける三百七十九名に比する時は、二倍以上の激增となり、從つて從來の少年行刑施設に依つては到底之を收容し得ず、且つ少年行刑の運營上遺憾の點尠からざる爲、昭和十一年七月十日府令第五十二號を以て「監獄及監獄分監ノ名稱位置」中改正を加へ、京畿道富川郡文鶴面(昭和十一年十月十五日府令第百六號を以て「京畿道富川郡文鶴面」を「京畿道仁川府」に改む)に仁川少年刑務所を開設し、少年受刑者拘禁の緩和と少年行刑の適正を期することゝした。

刑務所收容區分の改正　仁川少年刑務所の開設に伴ひ、昭和十一年七月十一日官通牒第二十一號を以て、十八歲未滿の男受刑者中、初犯者にして入所當時小學校又は普通學校三年修業程度以上の者は、之を仁川少年刑務所に集禁し、其の他の十八歲未滿の男受刑者は、之を開城少年刑務所に集禁することゝした。又不具者及び老衰者と心神耗弱者に就いては、從來特別の施設を有しなかつたが、不具者及び老衰者に就いては、昭和十三年三月二十四日官通牒第六號を以て、之を馬山刑務所に集禁することゝし、心神耗弱者に就いては、昭和十三年六月二十八日官通牒第三十一號を以て、之を公州刑務所に集禁することゝし、夫々特殊なる施設の下に、それ等特殊受刑者に適應する行刑を實施することゝした。

朝鮮行刑教育規程の制定　從來少年刑務所に於ては、少年受刑者に對し初等學校の課程に準據せる教育を施し、一般刑務所に於ても、刑期、年齡、學力等を考慮し、簡易速成の方法に依り、初等學校低學年の課程に準據して、修身、國語、算術等の教育を施し來つたが、昭和十年末現在に於ける總受刑者中、文盲者約二九%、全く國語を解し得ざる者約三三%あり、而も各刑務所に於ける教育の狀況は區々であつて、成績亦見るべきもの乏しき爲、昭和十二年五月二十四日訓令第三十五號を以て、朝鮮行刑教育規程を制定し、受刑者に對し日常生活上必須の知識技能を授け、國民道德の理解と實踐に資し、以て更生の實力を培養せしむる爲、教育の內容及び方法の整備擴充を圖ることゝした。

形務官練習所の開設　朝鮮に於ける刑務官吏の教養に關しては、大正七年五月總訓第二十三號を以て朝鮮總督府看守教習所規程を制定すると共に、看守教習所を便宜西大門監獄の所管として、刑務官吏養成の常置機關と爲し、次いで大正十四年四月其の名稱を刑務官練習所と改めたが、全鮮に亙る刑務官吏養成機關を一刑務所に所管せしむることは、其の教養上徹底を期し難き虞ある爲、昭和十二年七月十四日勅令第三百二十八號を以て、朝鮮總督府刑務官練習所官制を制定し、獨立の官廳として專ら刑務官の教養訓練に當ることゝした。

朝鮮行刑累進處遇規則の制定　近代に於ける行刑思潮は、受刑者の拘禁本位より敎化本位に發展し、從つて從來の他律的處遇に因つては、教育行刑の完遂を期し難き爲、昭和十二年十一月九日府令第百七十九號を以て、朝鮮行刑累進處遇規則を制定し、受刑者の自律的發奮を促し、其の努力の程

度に從ひ累進的に處遇を緩和して漸次社會生活に適應せしむること、したが其の方法は刑期の長短に應じ責任點數を定め行刑成績に依る得點を以て之を消却して四個の階級を累進せしめ階級の上進するに從ひ漸次處遇を緩和し最上級より假釋放せんとするものである。

假釋放審査規程の制定　假釋放の詮議は嚴正公平なるべきは多言を要せざる所であるが從來其の詮議上一定の標準がなかつた爲具申に際し動もすれば各刑務所の取扱區々に亙る處あるに依り昭和十三年四月七日訓令第十九號を以て假釋放審査規程を制定し假釋放の詮議に必要なる犯罪關係身上關係及び保護關係の調査事項を規定すると共に、それ等の事項に就いては豫め各受刑者に對し調査を爲し假釋放審査の徹底と統一とを圖ることゝした。

朝鮮監獄令施行規則の改正　朝鮮監獄令施行規則は明治四十五年の制定に係り實施後既に二十六年餘を經過し制定當時に比し諸般の事情著しく異なる爲現狀に即應せざる點あるに鑑み昭和十三年十二月二十四日府令第二百四十四號を以て朝鮮監獄令施行規則の一部改正を行つたが其の主要なる點は(一)戒具の種類中窄衣鈑及び足鎖を廢し(二)新たに鎭靜衣防聲具を制定したること(三)作業時間を一時間延長したること(四)教化上特に必要ありと認むる場合に於ては新聞及び時事の論說の閱讀を許可したること(五)接見信書發受の制限を緩和したること等である。

司法保護團體支部の設置　行刑有終の美は司法保護の成否如何に俟つと謂ふも過言ではないが朝鮮に於ける司法保護團體は其の施設機構に於て未だ遺憾の點尠からざる爲昭和十二年一月二十日通牒を以て各司法保護團體に對して管下各郡島毎に少くとも一箇所宛の支部を設置せしめ保護網の完備を圖ること、し爾來保護團體の整備擴充に努めたる結果昭和十四年末現在に於て保護團體支部の總數は百九十六個に達した。

第十四　祭　記

概　說　神社の本義は國家の宗祀たる點に存するは多言を俟たない。乃ち敬神崇祖は尊皇の大義と共に我が建國の根本であつて我が國體の精華國民道德の根蒂を成し而も其の淵源は遠く皇祖天照大神の神勅に發することは今更謂ふまでもない事柄である。我が國家の基礎は斯かる尊き大精神の上に確立せるものであつて之れ即ち我が國家が常に神祇を尊崇し歷代祭祀を絕たざる所以である。而して此の事實たるや我が國が萬世一系の　天皇を奉戴する事實と表裏一體を成すものであつて我が國體の本質に胚胎する內面的の要求に基づく國家當然の公務である。從つて我が神祇の祭祀は我國が天壤無窮の皇室を奉戴する事實と相卽的なものであつて世界に比類なき獨特の意義を有するものである。玆に於てか本府は大正四年八月神社に關する諸規則を發布し尋いで昭和十一年八月之に改正を加へて該制度の確立に所期するところあつた。

斯くして昭和十三年十二月末日に於ける神社の數は全鮮五十八に達し以て半島の山河遍ねく神祇の加護に浴するに至つた。而して此の間本府は特に半島に於ける總鎭守として京城に朝鮮神宮御創立の企畫を建て大正七年以降八箇年繼續事業として之が建設に著手し同十四年十月を以て竣功を告げ社格を官幣大社に列せられ同年十月十五日を卜して御鎭座祭を執行せられ爾來